

令和8年3月4日

第1回定例会議案

(別冊3-1)

厚真町議会

厚真町新型インフルエンザ等感染症対策本部組織一覧

参考資料1-②

別表

| 本部長 | 厚真町長 | 副本部長 | 副町長、教育長 | 参与 | 地方創生担当理事 |
|---------------|------------------------------------|---|---------|--|----------|
| 部名 | 部長 | 構成員 | | 業務分担 | |
| 総括部 | 情報防災担当 参事 住民課長(兼) | デジタル推進担当参事 総務課情報防災G | | <ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の総合調整 ○上部組織との連絡調整(各対策部の所掌している事項を除く) ○その他各部に属さない事項 ○町関連施設における感染者予防対策 | |
| 情報処理部 | 総務課長 | 財政担当参事 総務課総務人事G 総務課財政G 庁舎周辺等整備推進室 | | <ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等感染状況に関する情報収集(全国・道内・管内に係る情報収集) ○各部からの情報整理 ○広報部への情報提供 ○新型インフルエンザ等感染症対策本部の記録全般の整理 | |
| 広報部 | まちづくり推進 課長 | まちづくり推進課企画調整G まちづくり推進課政策推進G | | <ul style="list-style-type: none"> ○報道取材対応 ○報道機関へのプレスリリース ○記者会見等の実施に関する事項 ○広報全般(HP更新、SNS情報発信、防災行政無線による周知) | |
| 町民対策部 | 住民課長 | 住民課健康推進G 住民課町民生活G | | <ul style="list-style-type: none"> ○町民からの相談対応 ○新型インフルエンザ等対応策関連情報の収集及び情報処理部等各対策部への情報伝達 ○感染者及びその家族に対するケア ○上部組織(苫小牧保健所)との連絡調整・情報収集 | |
| 学校等対策部 | 生涯学習課長 健康推進子育て 支援担当参事 (兼) | 生涯学習課学校教育G 生涯学習課社会教育G 住民課子育て支援G 住民課子育て支援センター | | <ul style="list-style-type: none"> ○各学校・放課後児童クラブにおける感染予防対策の実施 ○各学校・放課後児童クラブにおける感染者発生時の対策の実施 ○各こども園・子育て支援センターにおける感染予防対策の実施 ○各こども園・子育て緯線センターにおける感染者発生時の対策の実施 ○各施設に対する新型インフルエンザ等に関する情報提供の実施 ○上部組織(胆振教育局・胆振総合振興局)との連絡調整・情報収集 | |
| 民間事業者 等対策部 | 産業経済課長 | 産業経済課経済G 産業経済課農業G 産業経済課農業農村整備G 産業経済課林業・森林再生推進G | | <ul style="list-style-type: none"> ○宿泊施設・飲食店・商店における感染予防対策の実施 ○食博施設・飲食店・商店における感染者発生時の対策の実施 ○民間事業所における感染予防対策の実施 ○民間事業所における感染者発生時の対策の実施 | |
| 福祉施設対 策部 | 住民課長 | 住民課福祉G | | <ul style="list-style-type: none"> ○町内福祉施設における感染予防対策の実施 ○町内福祉施設における感染者発生時の対策の実施 ○関連施設との情報共有 | |
| 公共施設等 対策部 | 建設課長 | 建設課土木G 建設課上下水道G 建設課都市施設G | | <ul style="list-style-type: none"> ○感染症予防対策に必要な資機材の調達・確保 ○感染症発生施設への必要資機材の運搬 ○感染症発生時における施設消毒作業の実施 | |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|---|--|--|---------------------------------|
| - | 新型インフルエンザ等対策行動計画 | 新型インフルエンザ対策行動計画 | 北海道計画に整合 |
| 2 | <p>I. 推進方針</p> <p>1. 背景（現状と課題）</p> <p><u>北海道においても国の「新型インフルエンザ対策行動計画」を基本として、「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を同年12月に策定しています。</u></p> <p><u>令和2年においては1月15日に全国初の感染者が発生して以来、全国的に新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)がまん延し、本町においても2月25日に厚真町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して対応いたしました。</u></p> <p><u>新型コロナへの対応で明らかになった課題などを踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外にも含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、国は令和6年7月に、北海道は令和7年3月に新型インフルエンザ等対策行動計画の抜本的な改訂を行いました。</u></p> | <p>I. 推進方針</p> <p>1. 背景（現状と課題）</p> <p><u>近年、東南アジアを中心に鳥インフルエンザ（H5N1型）ウイルスが変異し、人から人に感染する新型インフルエンザの発生が危惧されています。このため、国は「WHO世界インフルエンザ事前対策計画」に基づく、「新型インフルエンザ対策行動計画」を2005年（平成17年）12月に策定しています。</u></p> | 北海道計画に整合 |
| 2 | <p>住民生活に深刻な影響をもたらす新型インフルエンザや<u>新型コロナを含めた感染症</u>の発生に備え、本町においても国及び北海道の行動計画との整合性を図りながら、感染拡大の防止及び社会活動への影響を最小限にとどめるための危機管理体制を構築し、迅速に対応するための行動指針として「厚真町新型インフルエンザ対策行動計画」を改訂しました。</p> | <p>住民生活に深刻な影響をもたらす新型インフルエンザの発生に備え、本町においても国及び北海道の行動計画との整合性を図りながら、感染拡大の防止及び社会活動への影響を最小限にとどめるための危機管理体制を構築し、迅速に対応するための行動指針として「厚真町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しました。</p> | 北海道計画に整合 今回は改訂であるため、策定を改訂に変更 |
| 2 | <p><u>本計画においては、①感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護、②住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を最小化、の2点を主たる目的とし、対策実施上の時期区分を「準備期」「初動期」「対応期」に分けて計画します。</u></p> | 記載なし | 北海道版市町村行動計画作成の手引きに整合 |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|---|-----|---|------------------------------------|
| 3 | 削除 | <p>2. 流行規模の想定</p> <p><u>新型インフルエンザ発生の流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点でその流行規模を完全に予測することは難しいが、厚生労働省では米国疾病予防管理センター（米国CDC）により示された推計モデルを用いて推計しています。推計の結果、全人口の25%（約3,200万人）が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は全国で約1,300万人～約2,500万人（中間値約1,700万人）としています。</u></p> <p><u>また、北海道では厚生労働省の想定を本道の人口比（4.45%）で算出すると、約111万人（感染・発症者は約142万人）の流行規模を想定していて、過去に世界で起こったアジアインフルエンザの中程度の場合の死亡者（致死率：0.53%）は約7,600人、重度のスペインインフルエンザの場合、死亡者（致死率：2%）は約28,500人と推計しています。</u></p> <p><u>ただし、これら死亡者の推計は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による医学的介入の影響（効果）や、現在の我が国における衛生状況等については考慮されていないことに留意する必要があります。</u></p> <p><u>また、流行が8週間続くという仮定の下で、病原性が中等度の場合での入院患者の試算では、北海道では延べ約24,000人、1日当たりの最大入院患者数は約4,500人と推計しています。さらに重度の場合には1日当たりの最大入院患者数も増大すると推定されます。</u></p> <p><u>本計画における厚真町の推計を、厚生労働省及び北海道が想定した数値等により、同様に求めてみました。</u></p> | <p>流行規模の想定については北海道計画に記載がないため削除</p> |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|---|-----------------------------|--------------|---------------|---------------|--|---------------|--|--|-----------------|--|-------------|--|-----------|--|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|------|-------|---------|---------|-----|-----|-------|------|------|--------|---------|----|-----|------------------------------------|
| 3 | <p><u>削除</u></p> | <p>○全人口の25%が罹患すると想定した場合の、医療機関を受診する患者数の推計</p> <table border="1" data-bbox="1149 284 1933 624"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 284 1261 379">医療機関を受診する患者数</th> <th colspan="2" data-bbox="1261 284 1473 379">日本における患者数の試算</th> <th colspan="2" data-bbox="1473 284 1720 379">北海道における患者数の試算</th> <th colspan="2" data-bbox="1720 284 1933 379">厚真町における患者数の試算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 379 1261 443"></td> <td colspan="2" data-bbox="1261 379 1473 443">1,300万人～2,500万人</td> <td colspan="2" data-bbox="1473 379 1720 443">577千人～111万人</td> <td colspan="2" data-bbox="1720 379 1933 443">497人～955人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 443 1261 507">疾病の程度</td> <td data-bbox="1261 443 1361 507">中等度</td> <td data-bbox="1361 443 1473 507">重 度</td> <td data-bbox="1473 443 1574 507">中等度</td> <td data-bbox="1574 443 1720 507">重 度</td> <td data-bbox="1720 443 1821 507">中等度</td> <td data-bbox="1821 443 1933 507">重 度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 507 1261 571">入院患者数</td> <td data-bbox="1261 507 1361 571">53万人</td> <td data-bbox="1361 507 1473 571">200万人</td> <td data-bbox="1473 507 1574 571">24,000人</td> <td data-bbox="1574 507 1720 571">89,000人</td> <td data-bbox="1720 507 1821 571">20人</td> <td data-bbox="1821 507 1933 571">76人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 571 1261 624">死亡患者数</td> <td data-bbox="1261 571 1361 624">17万人</td> <td data-bbox="1361 571 1473 624">64万人</td> <td data-bbox="1473 571 1574 624">7,600人</td> <td data-bbox="1574 571 1720 624">28,500人</td> <td data-bbox="1720 571 1821 624">6人</td> <td data-bbox="1821 571 1933 624">24人</td> </tr> </tbody> </table> <p>推計に用いた厚真町の人口：4,890人（平成21年3月末）</p> | 医療機関を受診する患者数 | 日本における患者数の試算 | | 北海道における患者数の試算 | | 厚真町における患者数の試算 | | | 1,300万人～2,500万人 | | 577千人～111万人 | | 497人～955人 | | 疾病の程度 | 中等度 | 重 度 | 中等度 | 重 度 | 中等度 | 重 度 | 入院患者数 | 53万人 | 200万人 | 24,000人 | 89,000人 | 20人 | 76人 | 死亡患者数 | 17万人 | 64万人 | 7,600人 | 28,500人 | 6人 | 24人 | <p>流行規模の想定については北海道計画に記載がないため削除</p> |
| 医療機関を受診する患者数 | 日本における患者数の試算 | | 北海道における患者数の試算 | | 厚真町における患者数の試算 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1,300万人～2,500万人 | | 577千人～111万人 | | 497人～955人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 疾病の程度 | 中等度 | 重 度 | 中等度 | 重 度 | 中等度 | 重 度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入院患者数 | 53万人 | 200万人 | 24,000人 | 89,000人 | 20人 | 76人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 死亡患者数 | 17万人 | 64万人 | 7,600人 | 28,500人 | 6人 | 24人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | <p>II. 対策の方針</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>新型インフルエンザ対策は国及び道が掲げている、「1. 感染拡大を可能な限り抑制し、<u>住民の生命及び健康を保護</u> 2. <u>住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化</u>」を目的に、町民の理解と協力を得て全町的に取り組むものとします。</p> | <p>II. 対策の方針</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>新型インフルエンザ対策は国及び道が掲げている、「1. 感染拡大を可能な限り抑制し、<u>健康被害を最小限にとどめる</u> 2. <u>社会・経済を破綻に至らせない</u>」を目的に、町民の理解と協力を得て全町的に取り組むものとします。</p> | <p>北海道版市町村行動計画作成の手引きに整合</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | <p><u>2. 基本的な戦略</u></p> <p><u>① 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護</u></p> <p>○ <u>感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や、ワクチン製造等のための時間を確保します。</u></p> <p>○ <u>流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。</u></p> <p>○ <u>適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。</u></p> | <p>記載なし</p> | <p>北海道版市町村行動計画作成の手引きに整合</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--|-----------------|----------------------|--|-----|-----|-----|--------------------------------|--|-----------------|--|--|
| 3 | <p><u>② 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減します。</u> ○ <u>町民生活及び社会経済の安定を確保します。</u> ○ <u>地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らします。</u> ○ <u>事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。</u> | 記載なし | 北海道版市町村行動計画作成の手引きに整合 | | | | | | | | | |
| 3 | <p><u>3. 対策実施上の考え方</u></p> <p><u>① 対策実施上の時期区分を国・道の計画に併せ、3 個期に区分します。</u></p> <table border="1" data-bbox="286 660 1041 880"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="286 660 1041 687">対策実施上の時期区分</th> </tr> <tr> <th data-bbox="286 687 539 715">準備期</th> <th data-bbox="539 687 792 715">初動期</th> <th data-bbox="792 687 1041 715">対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="286 715 539 880">国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで</td> <td data-bbox="539 715 792 880">国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで</td> <td data-bbox="792 715 1041 880">基本的対処方針が実行されて以降</td> </tr> </tbody> </table> | 対策実施上の時期区分 | | | 準備期 | 初動期 | 対応期 | 国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで | 国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで | 基本的対処方針が実行されて以降 | <p><u>2、危機管理体制の確立</u></p> <p><u>新型インフルエンザによる町民への被害を最小限に抑制するため、その発生状況に応じた危機管理体制を確立する必要があります。国及び北海道の新インフルエンザ対策行動計画では、発生段階を 5 段階で設定しており、発生段階の決定は国が宣言し北海道が連動することとなるため、本町における発生段階も同様とします。</u></p> | 市町村行動計画作成の手引き第2節に整合 II号の①～③はIII ①項1項②に転記 |
| 対策実施上の時期区分 | | | | | | | | | | | | |
| 準備期 | 初動期 | 対応期 | | | | | | | | | | |
| 国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで | 国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで | 基本的対処方針が実行されて以降 | | | | | | | | | | |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|--|---------|--|-----|-----------|--|---------------------|-------------|--|---------------------|--------------|--|---------------------|------|--|--------------------------------|--------|-------|---------------------------------|------|---------------------------------------|-----|------------------------|-----------|--|--------------------------|---|
| 4 | <p><u>②各期における対応の基本</u></p> <p><u>(1) 準備期</u></p> <p>発生前の段階では、感染症対策物資等の備蓄、ワクチン接種体制の整備、事業継続計画等の策定、住民に対する啓発、DX の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善など、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要です。</p> <p><u>(2) 初動期</u></p> <p>新型インフルエンザ等が国内外で発生又はその疑いがある段階では、直ちに初動対応の体制に切り替えます。</p> <p><u>(3) 対応期</u></p> <p>発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。</p> <p>感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期では、道、保健所設置市、国、事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や住民生活及び社会経済の維持します。しかしながら、あらかじめ想定したとおりにならないことも考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していきます。</p> <p>ワクチンや治療薬により対応力が高まる時期では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えます。</p> | <p><u>○新型インフルエンザ対策における発生段階</u></p> <table border="1" data-bbox="1149 328 1930 847"> <thead> <tr> <th colspan="2">発 生 段 階</th> <th>状 態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">前段階（未発生期）</td> <td>新型インフルエンザが発生していない状態</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第一段階（海外発生期）</td> <td>海外で新型インフルエンザが発生した状態</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第二段階（国内発生早期）</td> <td>国内で新型インフルエンザが発生した状態</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第三段階</td> <td>国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">北海道の判断</td> <td>感染拡大期</td> <td>道内において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態</td> </tr> <tr> <td>まん延期</td> <td>道内において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態</td> </tr> <tr> <td>回復期</td> <td>道内において、ピークを超えたと判断できる状態</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第四段階（小康期）</td> <td>患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 危機管理組織 第一段階から、新型インフルエンザ等の感染症対策の総合的な対応を図るため、町長を会長とする「厚真町感染症等危機管理対策会議」を設置し、対策にかかる基本方針の決定及び情報収集、関係機関との連絡調整を行います。 また、新型インフルエンザなどの発生等により、町全体での対策を円滑に行う必要が生じた場合、町長を本部長とする「厚真町感染症対策本部」を設置し、実効性のある推進体制を構築します。</p> <p>② 構成員 1. 厚真町感染症等危機管理対策会議は会長（町長）、副会長（副町長、教育長）及び委員（各課長）から構成する。 2. 厚真町感染症対策本部は本部長（町長）、副本部長（副町長）、参与（教育長）、各課長・参事及び「厚真町地域防災計画」第2章第2節厚真町災害対策本部組織に掲げる職員により構成する。</p> <p>③ 町民への情報提供 情報を広報紙やホームページ、防災無線等を利用し、町民や関係機関等に提供する。 また、平素から新型インフルエンザの感染防止・拡大防止等の予防について周知する。</p> | 発 生 段 階 | | 状 態 | 前段階（未発生期） | | 新型インフルエンザが発生していない状態 | 第一段階（海外発生期） | | 海外で新型インフルエンザが発生した状態 | 第二段階（国内発生早期） | | 国内で新型インフルエンザが発生した状態 | 第三段階 | | 国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態 | 北海道の判断 | 感染拡大期 | 道内において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態 | まん延期 | 道内において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態 | 回復期 | 道内において、ピークを超えたと判断できる状態 | 第四段階（小康期） | | 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 | <p>市町村行動計画作成の手引き第2節に整合 II号の①～③はIII ①項1項②に転記</p> |
| 発 生 段 階 | | 状 態 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前段階（未発生期） | | 新型インフルエンザが発生していない状態 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第一段階（海外発生期） | | 海外で新型インフルエンザが発生した状態 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第二段階（国内発生早期） | | 国内で新型インフルエンザが発生した状態 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第三段階 | | 国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北海道の判断 | 感染拡大期 | 道内において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | まん延期 | 道内において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 回復期 | 道内において、ピークを超えたと判断できる状態 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第四段階（小康期） | | 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|---|--|------|--------------------------|
| 4 | <p><u>4. 対策項目</u></p> <p><u>北海道新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき以下の7項目について、準備期、初動期、対応期に分けて考え方及び具体的な取組を記載します。</u></p> <p><u>① 実施体制</u></p> <p><u>② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</u></p> <p><u>③ まん延防止</u></p> <p><u>④ ワクチン</u></p> <p><u>⑤ 保険</u></p> <p><u>⑥ 物資</u></p> <p><u>⑦ 町民の生活及び地域経済の安定の確保</u></p> | 記述なし | 北海道版市町村行動計画作成の手引 きに整合 |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|-------------|---|-------------|---|
| 4 ～ 5 | <p><u>III 新型インフルエンザ等対策の各対策項目における取組</u></p> <p><u>1. 実施体制</u></p> <p><u>① 準備期</u></p> <p><u>(1) 計画の作成・体制整備・強化</u></p> <p>○ 町は、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「北海道計画」という。)を踏まえ、厚真町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「厚真町計画」という。)を作成し、必要に応じ更新します。作成にあたっては、感染症に関する専門的な知識を有する者に意見を聞きます。</p> <p>○ 町は、新型インフルエンザ等発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員を確保できるように業務継続計画を策定します。この際、職員の分散・リモートワークなどによる出勤制限、重点措置区域などへの出張制限、感染者や濃厚接触者・類似症状のある者の出勤の制限、必要により町施設の閉鎖・利用制限、イベントの中止・延期などによりまん延を防止できるよう計画します。まん延時にも必要な業務のうち、出勤制限により業務の継続が難しくなった部署には応援人員を配置して必要な業務を継続できるよう計画します。</p> <p>○ 町は、新型インフルエンザ等対策に関わることができる知識を有した人材を育成します。</p> <p><u>(2) 実践的な訓練の実施</u></p> <p>○ 町は、北海道計画及び厚真町計画を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。</p> <p><u>(3) 国・道及び地方公共団体等との連携の強化</u></p> <p>○ 町は、新型インフルエンザ等の発生に備えるため、平素から国・道、指定地方教協団体と連携して情報共有・連携体制の確認・訓練を実施します。</p> <p>○ 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関と情報交換をはじめとした連携体制を作ります。</p> | <p>記述なし</p> | <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第1章第1節に整合記載順番は計画と訓練の記載順番を入れ替え(計画を先に記載)</p> <p>期区分については市町村行動計画作成の手引きに整合(以下同じ)</p> |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|-------------|--|--|--|
| 5 ～ 6 | <p><u>② 初動期</u></p> <p>(1) 危機管理組織</p> <p>ア. 厚真町感染症等危機管理対策会議</p> <p>第一段階から、新型インフルエンザ等の感染症対策の総合的な対応を図るため、町長を会長とする「厚真町感染症等危機管理対策会議」を設置し、対策にかかる基本方針の決定及び情報収集、関係機関との連絡調整を行います。</p> <p>また、新型インフルエンザなどの発生等により、<u>政府対策本部が設置され、ただちに動画同対策本部を設置した場合において、</u>町全体での対策を円滑に行う必要が生じた場合、町長を本部長とする「厚真町感染症対策本部」をの設置を検討し、実効性のある推進体制を構築します。</p> <p>イ. 厚真町感染症等危機管理対策会議の構成員</p> <p>厚真町感染症等危機管理対策会議は会長（町長）、副会長（副町長、教育長）及び委員（各課長）から構成します。</p> <p>ウ. 厚真町感染症対策本部</p> <p>厚真町感染症対策本部は本部長（町長）、副本部長（副町長・<u>教育長</u>）、参与（<u>地方創生担当理事</u>）、各課長・参事及び「厚真町地域防災計画」第2章第2節厚真町災害対策本部組織に掲げる職員により構成します。</p> <p>(2) 連絡体制</p> <p>ア. <u>胆振総合振興局保健環境部</u>、近隣市町との連携</p> <p><u>胆振総合振興局保健環境部</u>及び<u>苫小牧地域保健所</u>はもとより、近隣市町との連携及び情報交換を図ります。</p> <p>イ. 関係機関との連携</p> <p>胆振東部消防組合厚真支<u>署</u>、厚真町商工会、苫小牧警察署厚真駐在所、JAとまこまい広域厚真支所、厚真町社会福祉協議会、北海道厚真福祉会、厚真町民生委員協議会等との連携を図ります。</p> <p><u>(3) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保</u></p> <p><u>町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援の下、必要となる予算を迅速に確保し、機動的かつ効果的な対策を実施するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備をします。</u></p> | <p>II. 対策の方針</p> <p>2. 危機管理体制の確立</p> <p>① 危機管理組織</p> <p>第一段階から、新型インフルエンザ等の感染症対策の総合的な対応を図るため、町長を会長とする「厚真町感染症等危機管理対策会議」を設置し、対策にかかる基本方針の決定及び情報収集、関係機関との連絡調整を行います。</p> <p>また、新型インフルエンザなどの発生等により、町全体での対策を円滑に行う必要が生じた場合、町長を本部長とする「厚真町感染症対策本部」を設置し、実効性のある推進体制を構築します。</p> <p>② 構成員</p> <p>1. 厚真町感染症等危機管理対策会議は会長（町長）、副会長（副町長、教育長）及び委員（各課長）から構成する。</p> <p>3. 連絡体制</p> <p>② 胆振保健福祉事務所、近隣市町との連携</p> <p><u>胆振保健福祉事務所（胆振支庁）</u>及び<u>苫小牧保健所</u>はもとより、近隣市町との連携及び情報交換を図る。</p> <p>③ 関係機関との連携</p> <p>胆振東部消防組合厚真支<u>所</u>、厚真町商工会、苫小牧警察署厚真駐在所、JAとまこまい広域厚真支所、厚真町社会福祉協議会、北海道厚真福祉会、厚真町民生委員協議会等との連携を図る。</p> | <p>市町村行動計画作成の手引きに整合</p> <p>現行地域防災計画に整合</p> <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第1章第2節2-2に整合</p> |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|---|---|--|--|
| 6 | <p><u>③ 対応期</u></p> <p><u>(1) 厚真町感染症対策本部の設置</u></p> <p><u>町は、緊急事態宣言がなされた場合は、ただちに厚真町感染症対策本部を設置します。</u></p> <p><u>町は厚真町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認める時は、緊急事態措置に関する総合調整を行います。</u></p> <p><u>(2) 厚真町感染症対策本部の構成員</u></p> <p><u>厚真町感染症対策本部は本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）、参与（教育長地方創生担当理事）、各課長・参事及び「厚真町地域防災計画」第3章第2節厚真町災害対策本部組織に掲げる職員により構成します。</u></p> <p><u>(3) 職員の派遣・応援に係る要請</u></p> <p><u>町は、新型インフルエンザ等の蔓延によりその全部または大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、道に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。また、町域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村または道に対して応援を求めます。</u></p> <p><u>(4) 必要な財政上の措置</u></p> <p><u>町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。</u></p> <p><u>(5) 厚真町感染症対策本部の廃止</u></p> <p><u>町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示を言う。）がなされたときは、遅滞なく厚真町感染症対策本部を廃止します。</u></p> | <p>緊急事態宣言に係る設置義務(特措法第34条第1稿)についての記載はなし</p> <p>II. 対策の方針</p> <p>2. 危機管理体制の確立</p> <p>② 構成員</p> <p>2. 厚真町感染症対策本部は本部長（町長）、副本部長（副町長）、参与（教育長）、各課長・参事及び「厚真町地域防災計画」第2章第2節厚真町災害対策本部組織に掲げる職員により構成する。</p> <p>記載なし</p> | <p>市町村行動計画の手引き第2部第1章第3節3-2に整合</p> <p>地域防災計画に整合</p> <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第1章第3節3-1-1に整合</p> <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第1章第3節3-1-2に整合</p> <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第1章第3節3-3に整合</p> |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|---|--|--|--|
| 6 | <p><u>2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</u></p> <p><u>① 準備期</u></p> <p><u>(1) 連携</u></p> <p>新型インフルエンザ等対策は国及び道との連携が求められるほか、医療等に関する専門的な知識も必要となることから、特に道（<u>北海道苫小牧地域保健所</u>）との連携が不可欠です。そのため、平素から情報の共有や対策に向けた具体的な協議・連携を行います。</p> <p><u>(2) 住民への情報提供</u></p> <p><u>平素から新型インフルエンザの感染防止・拡大防止等の予防について周知します。</u></p> <p><u>(3) 連絡窓口設置の準備</u></p> <p><u>国からの要請を受けて、連絡窓口を設置する準備を進めます。</u></p> | <p>2、危機管理体制の確立</p> <p>④ 相談・連絡体制の確保</p> <p>新型インフルエンザ対策は国及び道との連携が求められるほか、医療等に関する専門的な知識も必要となることから、特に道（<u>北海道苫小牧保健所</u>）との連携が不可欠である。そのため、平素から情報の共有や対策に向けた具体的な協議・連携を行う。</p> <p>③ 町民への情報提供</p> <p>平素から新型インフルエンザの感染防止・拡大防止等の予防について周知する。</p> | <p>現行計画Ⅱ. 2 項④ 後段から転記</p> <p>現行計画Ⅱ. 2 項③ 後段から転記</p> <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第2章第1節 1-1-3 に整合</p> <p>1-1-3 は「コールセンター」となっているが、市町村行動計画 Q&A10 項により「相談窓口」と表記</p> |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|---|--|---|---|
| 7 | <p><u>② 初動期</u></p> <p>(1) 相談・連絡体制の確保 新型インフルエンザ等に対する疑問、不安解消等に適切に対応するため、相談体制を整備します。</p> <p>(2) 町民への情報提供 情報を広報紙やホームページ、防災無線等を利用し、町民や関係機関等に提供します。</p> <p><u>(3) 連絡窓口の設置</u></p> <p><u>国からの要請を受けて、連絡窓口を設置します。</u></p> <p><u>③ 対応期</u></p> <p><u>初動期に引き続き、相談・連絡体制の確保、町民への情報提供、連絡窓口の運用を継続します。</u></p> | <p>2、危機管理体制の確立</p> <p>④ 相談・連絡体制の確保 新型インフルエンザ等に対する疑問、不安解消等に適切に対応するため、相談体制を整備する。</p> <p>③ 町民への情報提供 情報を広報紙やホームページ、防災無線等を利用し、町民や関係機関等に提供する。</p> | <p>現行計画Ⅱ. 2 項④ 前段から転記</p> <p>現行計画Ⅱ. 2 項③ 前段から転記</p> <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第2章第2節2-2に整合 2-2 は「コールセンター」となっているが、市町村行動計画Q&A10 項により「相談窓口」と表記</p> <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第2章第3節3-2に整合 3-2 は「コールセンター」となっているが、市町村行動計画Q&A10 項により「相談窓口」と表記</p> |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|---|---|---|--|
| 7 | <p><u>3. まん延防止</u></p> <p><u>① 準備期</u></p> <p><u>新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等</u></p> <p><u>(1) 市町村及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。</u></p> <p><u>(2) 新型インフルエンザ等のまん延防止のため、特に特定の地域で集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速な対応が行えるよう、市町村は、平時から道及び医療関係団体と連携を図ります。</u></p> <p><u>② 初動期</u></p> <p><u>(1) 国内でのまん延防止対策の準備</u></p> <p><u>町は、国からの要請を受けて、業務を継続できるよう所要の準備を行います。</u></p> <p>(2) 町内の社会福祉施設へ感染予防対策を依頼します。また、新新型インフルエンザの発生状況によっては、通所施設の休止等を実施しなければならないことも想定した施設運営の協力体制を事前準備します。</p> | <p>II. 対策の方針</p> <p>2、危機管理体制の確立</p> <p>⑦ 社会福祉施設の対応</p> <p>町内の社会福祉施設へ感染予防対策を依頼する。また、新型インフルエンザの発生状況によっては、通所施設の休止等を実施しなければならないことも想定した施設運営の協力体制を事前準備する。</p> | <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第3章第1節1-1に整合</p> <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第3章第2節2-1に整合</p> <p>現行計画II. 2項⑦から転記</p> |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|-------------|---|----|--|
| 7 ～ 8 | <p><u>③ 対応期</u></p> <p><u>(1) 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等</u></p> <p><u>ア. 外出等に係る要請</u></p> <p><u>町は、道から示される、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛、都道府県間の移動自粛の要請、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請、緊急事態措置として新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことの要請について町民や町立地事業者に周知します。</u></p> <p><u>イ. 基本的な感染対策に係る要請</u></p> <p><u>町は、道から示される、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人込みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組みの勧奨について、町民や町立地事業者に周知します。</u></p> | | <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第3章第3節3-1に整合 (手引きにおいては任意記載事項)</p> |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|---|---|----|--|
| 8 | <p><u>(2) 事業者や学校等に対する要請</u></p> <p><u>ア. 営業時間の変更や休業要請等</u></p> <p><u>町は、道から示される、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請について、町民や町立地事業者に周知します。</u></p> <p><u>イ. まん延防止のための措置の要請</u></p> <p><u>町は、道から示される、上記のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることの要請について、町民や町立地事業者に周知します。</u></p> <p><u>ウ. その他の事業者に対する要請</u></p> <p><u>(ア) 町は、道から示される、事業者に対する職場における感染対策の徹底を要請、従業員に基本的な感染対策等を奨励し、又は徹底することの協力要請、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を奨励すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力をに係る要請について、町民や町立地事業者に周知します。</u></p> <p><u>(イ) 町は、道から示される、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等の要請について、施設の管理者等に周知します。</u></p> | | <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第3章第3節3-2に整合 (手引きにおいては任意記載事項)</p> |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|---|---|--|-----------------------------|
| 8 | <p>オ. 保育所、学校等の臨時休校</p> <p>町は、保育所や学校等の集団生活では感染が広がりやすいため、そこに通う子どもたちの健康をできるだけ守る必要があります。学校・保育施設等の臨時休業については厚生労働省が定める運用指針による要請に従った対応を実施するほか、町内に新型インフルエンザの患者が確認され感染が広がる可能性が否定できない場合は、本町独自の臨時休業または学級閉鎖等を検討します。</p> <p>また、休園・休校中の子どもたちが感染しないよう、臨時休業中の家庭での過ごし方等、生活行動の指導を行うほか、子どもたちの健康状態や家庭の状況について把握できるような体制を作ります。</p> | <p>II. 対策の方針</p> <p>2、危機管理体制の確立</p> <p>⑨ 保育所、学校等の臨時休校</p> <p>保育所や学校等の集団生活では感染が広がりやすいため、そこに通う子どもたちの健康をできるだけ守る必要がある。学校・保育施設等の臨時休業については厚生労働省が定める運用指針による要請に従った対応を実施するほか、町内に新型インフルエンザの患者が確認され感染が広がる可能性が否定できない場合は、本町独自の臨時休業または学級閉鎖等を検討する。</p> <p>また、休園・休校中の子どもたちが感染しないよう、臨時休業中の家庭での過ごし方等、生活行動の指導を行うほか、子どもたちの健康状態や家庭の状況について把握できるような体制を作る。</p> | <p>現行計画II. 2項⑨ から転記</p> |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|-------------|---|----|----------------------------------|
| 8 ～ 9 | <p><u>4. ワクチン</u></p> <p><u>① 準備期</u></p> <p><u>(1) 接種体制の構築</u></p> <p><u>ア. 接種体制</u></p> <p><u>町は、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築できるよう平素から地域の医療関係者、道（保健所等）の関係者との協力体制を構築します。</u></p> <p><u>イ. 特定接種</u></p> <p><u>新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められます。</u></p> <p><u>このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築します。</u></p> <p><u>ウ. 住民接種</u></p> <p><u>町は、平時から次の通り、迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。</u></p> <p><u>(ア) 町は、国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。</u></p> <p><u>(イ) 町は、円滑な接種の実施のため、厚真町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進めます。</u></p> <p><u>(ウ) 町は、速やかに接種できるよう、地域の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。</u></p> | | <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第4章第1節に整合</p> |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|--------------|--|----|--|
| 9 | <p><u>② 初動期</u></p> <p><u>(1) 接種体制の構築</u></p> <p><u>町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。</u></p> | | 市町村行動計画作成の手引き第2部第4章第2節2-1に整合 |
| 9 ～ 10 | <p><u>(2) 接種体制</u></p> <p><u>ア. 特定接種</u></p> <p><u>接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は、地域の医療関係者等の協力を得て、その確保を図ります。</u></p> <p><u>イ. 住民接種</u></p> <p><u>(ア) 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始します。</u></p> <p><u>(イ) 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行います。</u></p> <p><u>(ウ) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行います。予防接種の円滑な推進を図るためにも、町及びひ道の関係部局が連携を行います。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討します。</u></p> | | 市町村行動計画作成の手引き第2部第4章第2節2-3に整合 (手引きにおいては任意記載事項) |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|----|--|----|--|
| 10 | <p><u>(エ) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は地域の医療関係者の協力を得て、その確保を図ります。</u></p> <p><u>(オ) 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域の医療関係者、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行います。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じて、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行います。</u></p> <p><u>(カ) 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町及び道の関係部局、地域の医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築します。</u></p> <p><u>(キ) 町は、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進めます。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行います。</u></p> <p><u>(ク) 医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行います。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定します。</u></p> | | <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第4章第2節2-3に整合 (手引きにおいては任意記載事項)</p> |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|---------------|---|----|---|
| 10 ～ 11 | <p>(ケ) <u>接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ地域の医療関係者と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行います。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、道、地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保します。</u></p> <p>(コ) <u>感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じます。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守します。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談します。</u></p> <p>(サ) <u>感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮します。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能ないように準備を行います。</u></p> | | <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第4章第2節2-3に整合 (手引きにおいては任意記載事項)</p> |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|----|---|----|---|
| 11 | <p><u>③ 対応期</u></p> <p><u>(1) 接種体制</u></p> <p><u>町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。</u></p> <p><u>ア. 特定接種</u></p> <p><u>国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。</u></p> | | <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第4章第3節3-2に整合</p> <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第4章第3節3-2-1に整合</p> |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|---------------|---|----|---|
| 11 ～ 12 | <p><u>イ. 住民接種</u></p> <p><u>(ア) 予防接種体制の構築</u></p> <p><u>㉞ 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市町村において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。</u></p> <p><u>㉟ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市町村は、接種会場における感染対策を図ります。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行います。</u></p> <p><u>㊱ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行います。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討します。</u></p> <p><u>㊲ 町は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村の関係部局、地域の医療関係者等と連携し、接種体制を確保します。</u></p> | | <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第4章第3節3-2-2に整合</p> <p>(㉞～㊲は手引きにおける任意記載部分(3-2-2-1の㉞～㊲))</p> |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|----|---|----|---|
| 12 | <p><u>(イ) 接種に関する情報提供・共有</u></p> <p><u>㊦ 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。</u></p> <p><u>㊧ 接種会場や接種開始日等について、防災行政無線やホームページ、SNS を活用して周知します。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報誌への掲載等、紙での周知を実施します。</u></p> <p><u>(ウ) 接種体制の拡充</u></p> <p><u>町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて総合福祉センター・総合ケアセンターゆくり・厚南会館等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の関係部局や地域の医療関係者と連携し、接種体制を確保します。</u></p> <p><u>(2) 情報提供・共有</u></p> <p><u>町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行います。</u></p> | | <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第4章第3節3-2-2-3に整合</p> <p>(㊦)は手引きの任意記載部分(3-2-2-3㊢)を「防災無線」「ホームページ」「SNS」に修正して記載</p> <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第4章第3節3-2-2-4に整合</p> <p>3-2-2-4の「保健センター等」は「総合福祉センター・総合ケアセンターゆくり・厚南会館等」に修正</p> <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第4章第3節3-4に整合</p> |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|----|---|---|---|
| 12 | <p><u>5. 保健</u></p> <p><u>① 準備期</u></p> <p><u>(1) 苫小牧地域保健所との連携体制の構築</u></p> <p><u>有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、町は、新型インフルエンザ発生時に備え、平時から苫小牧地域保健所との連携を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。</u></p> <p><u>② 初動期</u></p> <p><u>(1) 有事体制への移行準備</u></p> <p><u>町は、苫小牧地域保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。</u></p> <p>この際、感染症指定医療機関に設置された発熱外来（苫小牧市立病院、道立苫小牧病院）で医療提供を受けます。</p> <p><u>③ 対応期</u></p> <p><u>(1) 町は、道からの要請を受けて、道が実施する健康観察に必要な協力を行います。</u></p> <p>(2) 発熱外来は各自体で対応することとなるため、医療提供体制について地元医療機関との連絡・調整を図ります。</p> <p>また、一般外来と隔てた臨時診察所の設置についても検討します。</p> <p><u>この際、道からの要請を受けて、道が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に必要な協力を行います。</u></p> | <p>II. 対策の方針</p> <p>2、危機管理体制の確立</p> <p>⑩ 医療提供体制の確保</p> <p>感染拡大期までは感染症指定医療機関に設置された発熱外来（苫小牧市立病院、道立苫小牧病院）で医療提供されるが、まん延期の発熱外来は各自体で対応することとなるため、医療提供体制について地元医療機関との連絡・調整を図る。</p> <p>また、一般外来と隔てた臨時診察所の設置についても検討する。</p> <p>⑩ 医療提供体制の確保</p> <p>感染拡大期までは感染症指定医療機関に設置された発熱外来（苫小牧市立病院、道立苫小牧病院）で医療提供されるが、まん延期の発熱外来は各自体で対応することとなるため、医療提供体制について地元医療機関との連絡・調整を図る。</p> <p>また、一般外来と隔てた臨時診察所の設置についても検討する。</p> | <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第5章第1節に整合（文面は自由記載部分(第1節1-1)）</p> <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第5章第2節に整合（文面は自由記載部分(第2節2-1)）</p> <p>現行計画II. 2項⑩前段から転記</p> <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第5章第3節3-2.3-2-1①に整合</p> <p>現行計画II. 2項⑩後段から転記</p> <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第5章第3節3-2.3-2-1②に整合</p> |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|---------------|---|----|---|
| 12 ～ 13 | <p><u>6. 物資</u></p> <p><u>① 準備期</u></p> <p><u>(1) 感染症対策物資等の備蓄</u></p> <p><u>ア. 町は、市町村行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。</u></p> <p><u>なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねます。</u></p> <p><u>イ. 消防機関は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具について必要な備蓄を進めます。</u></p> <p><u>② 初動期</u></p> <p><u>町は、準備期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認します。</u></p> <p><u>③ 対応期</u></p> <p><u>町は、初動期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認します。</u></p> | | <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第6章第1節1-1に整合</p> <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第6章第2節2-1に整合 (文面は自由記載部分(第2節2-1))</p> <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第6章第3節3-1に整合 (文面は自由記載部分(第3節3-1))</p> |

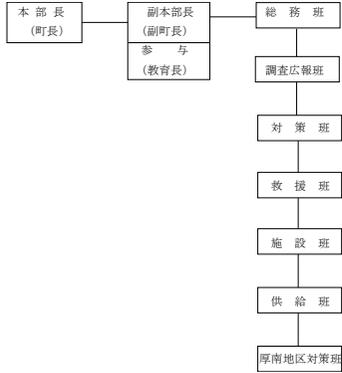
| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|----|--|----|---|
| 13 | <p><u>7. 住民の生活及び地域経済の安定の確保</u></p> <p><u>① 準備期</u></p> <p><u>(1) 情報共有体制の整備</u></p> <p><u>町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。</u></p> <p><u>(2) 支援の実施に係る仕組みの整備</u></p> <p><u>町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意します。</u></p> <p><u>(3) 物資及び資材の備蓄</u></p> <p><u>町は、市町村行動計画に基づき、第6項①(1)ア号で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。</u></p> <p><u>なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができるものとします。</u></p> <p><u>また、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒液等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。</u></p> <p><u>(4) 生活支援を要するものへの支援等の準備</u></p> <p><u>町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、道と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておきます。</u></p> | | <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第7章第1節1-1に整合</p> <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第7章第1節1-2に整合</p> <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第7章第1節1-3に整合</p> <p>市町村行動計画作成の手引き第2部第7章第1節1-4に整合</p> |

| | | | |
|---------------|--|---|---|
| 13 ～ 14 | <p><u>② 初動期</u></p> <p>新型インフルエンザが発生し大流行を経て終息に至るまでの間、継続的に火葬機能を維持するための体制を確保します。また、死亡者が増加した場合を想定し、臨時遺体安置所の確保についても検討・準備します。</p> <p><u>③ 対応期</u></p> <p><u>(1) 住民の生活の安定の確保を対象とした対応</u></p> <p><u>ア. 心身への影響に関する施策</u></p> <p>町は、国及び道と連携し、<u>新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。</u></p> <p><u>イ. 生活支援を要する者への支援</u></p> <p>町は、国からの要請を受けて、<u>高齢者、障害者等の要配慮者等に必要な生活支援（見回り、介護、訪問診療、食料及び生活必需品等の確保等）、搬送、死亡時の対応等を行います。</u></p> <p><u>ウ. 教育及び学びの継続に関する支援</u></p> <p>町は、国及び道と連携し、<u>新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、こどもの学びの保障や基本的な生活習慣の維持、こどもの居場所の確保や保護者等への丁寧な説明等の必要な支援を行います。</u></p> | <p>II. 対策の方針</p> <p>2、危機管理体制の確立</p> <p>① 火葬機能の確保</p> <p>新型インフルエンザが発生し大流行を経て終息に至るまでの間、継続的に火葬機能を維持するための体制を確保する。また、死亡者が増加した場合を想定し、臨時遺体安置所の確保についても検討する。</p> | <p>現行計画II. 2項⑩から転記</p> <p>「準備」については北海道計画に整合</p> <p>市町村行動計画第2部第7章第3節3-1.3-1-1に整合</p> <p>市町村行動計画第2部第7章第3節3-1.3-1-2に整合</p> <p>手引きの「食事の提供」は現行計画II. 2項⑧の「食料及び生活必需品等の確保」を転記</p> <p>市町村行動計画第2部第7章第3節3-1.3-1-3に整合</p> |
|---------------|--|---|---|

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|---------------|---|---|---|
| 14 ～ 15 | <p><u>エ. 生活関連物資等の価格の安定等</u></p> <p><u>(ア) 町は、国及び道と連携し、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行います。</u></p> <p><u>(イ) 町は、国及び道と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。</u></p> <p><u>(ウ) 町は、国及び道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市町村行動計画に基づき、適切な措置を講じます。</u></p> <p><u>(エ) 町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は住民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。</u></p> <p>オ. 治安等の維持</p> <p>新型インフルエンザが発生し大流行を経て終息に至るまでの間、継続的な治安・消防機能を維持するため、関係機関との連携体制を構築します。</p> <p><u>カ. 埋葬・火葬の特例等</u></p> <p><u>(ア) 町は、道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させます。</u></p> <p><u>(イ) 町は、道を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。</u></p> | <p>II. 対策の方針</p> <p>2、危機管理体制の確立</p> <p>⑥ 治安等の維持</p> <p>新型インフルエンザが発生し大流行を経て終息に至るまでの間、継続的な治安・消防機能を維持するため、関係機関との連携体制を構築する。</p> | <p>市町村行動計画第 2 部第 7 章第 3 節 3-1.3-1-4 に整合</p> <p>現行計画 II. 2 項⑥ から転記</p> <p>市町村行動計画第 2 部第 7 章第 3 節 3-1.3-1-5①④ に整合</p> |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|----|---|--|--|
| 15 | <p><u>(2) 社会経済活動の安定の確保を地象とした対応</u></p> <p><u>ア. 事業者に対する支援</u></p> <p><u>町は、道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、国が講ずる支援策を踏まえ、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、地域の実情や公平性にも留意し、効果的に講じます。</u></p> <p><u>イ. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置</u></p> <p><u>水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市町村行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。</u></p> <p>また、ごみ処理等、ライフラインの機能を安定・継続的に維持するための体制を構築します。</p> <p><u>ウ. 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援</u></p> <p><u>町は、道と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた住民生活及び社会経済活動への影響に対し、国が講ずる支援策を踏まえ、生活基盤が脆弱な者が特に大きな影響を受けることや地域の実情などにも留意しながら、適切な支援を検討します。</u></p> | <p>II. 対策の方針</p> <p>2、危機管理体制の確立</p> <p>⑤ ライフラインの維持</p> <p>新型インフルエンザが発生し大流行を経て終息に至るまでの間、上下水道・ごみ処理等、ライフラインの機能を安定・継続的に維持するための体制を構築する。</p> | <p>市町村行動計画第2部第7章第3節3-2.3-2-1に整合</p> <p>市町村行動計画第2部第7章第3節3-2.3-2-2に整合</p> <p>現行計画II. 2項⑤から転記</p> <p>市町村行動計画第2部第7章第3節3-3に整合</p> |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--|---------|-----|-----|--------------------|--------------|--|----------------|--------------|--|-----------|-----------------|--|------------|----------------|--|--------------------|-------------|--|---------------------------------|-------------|--|-------------------|-------------|--|----|--------------|--|---------|------|--|----------|-----------------|--|---------------|--------------|--|--------------------------|--------------|--|--|--|--|---|---------|-----|-----|--------------------|--------------|--|----------------|--------------|--|-----------|-----------------|--|------------|----------------|--|-------------------------|-------------|--|--------------------|-------------|--|-------------------|------------|--|-------------------|-----|--|----------------------|------------|--|----|--------------|--|---------|------|--|----------|-----------------|--|---------------|--------------|--|----------------|
| 16 | <p>Ⅲ. 危機管理物品の確保</p> <p>新型インフルエンザ患者に対する支援を行う職員は、防護服等を着用するなど感染の防止に努める必要がある。このため町は新型インフルエンザ対策に必要な資器材等を計画的に備蓄する。</p> <p>○ 新型インフルエンザ対策用資器材等の備蓄</p> <p style="text-align: right;">(令和7年12月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9d9d9;">資器材等の品名</th> <th style="background-color: #d9d9d9;">数 量</th> <th style="background-color: #d9d9d9;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防護服・保護具（感染症対策用キット）</td> <td style="text-align: center;"><u>529</u>着</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マスク（感染症対策用DS2）</td> <td style="text-align: center;"><u>359</u>枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マスク（不織布製）</td> <td style="text-align: center;"><u>15,139</u>枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マスク（サージカル）</td> <td style="text-align: center;"><u>8,900</u>枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消毒薬（エタノール系1,000ml）</td> <td style="text-align: center;"><u>28</u>本</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>消毒薬(次亜塩素酸ナトリウム6%) (1.8ℓ)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>48</u>本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消毒薬（清掃兼スプレー500ml）</td> <td style="text-align: center;"><u>18</u>本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長靴</td> <td style="text-align: center;"><u>168</u>足</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使い捨てガウン</td> <td style="text-align: center;">300着</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使い捨てゴム手袋</td> <td style="text-align: center;"><u>14,370</u>組</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飲料水（2ℓペットボトル）</td> <td style="text-align: center;"><u>192</u>本</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>飲料水(500ml ペットボトル)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>263</u>本</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 資器材等の品名 | 数 量 | 備 考 | 防護服・保護具（感染症対策用キット） | <u>529</u> 着 | | マスク（感染症対策用DS2） | <u>359</u> 枚 | | マスク（不織布製） | <u>15,139</u> 枚 | | マスク（サージカル） | <u>8,900</u> 枚 | | 消毒薬（エタノール系1,000ml） | <u>28</u> 本 | | <u>消毒薬(次亜塩素酸ナトリウム6%) (1.8ℓ)</u> | <u>48</u> 本 | | 消毒薬（清掃兼スプレー500ml） | <u>18</u> 本 | | 長靴 | <u>168</u> 足 | | 使い捨てガウン | 300着 | | 使い捨てゴム手袋 | <u>14,370</u> 組 | | 飲料水（2ℓペットボトル） | <u>192</u> 本 | | <u>飲料水(500ml ペットボトル)</u> | <u>263</u> 本 | | | | | <p>Ⅲ. 危機管理物品の確保</p> <p>新型インフルエンザ患者に対する支援を行う職員は、防護服等を着用するなど感染の防止に努める必要がある。このため町は新型インフルエンザ対策に必要な資器材等を計画的に備蓄する。</p> <p>○ 新型インフルエンザ対策用資器材等の備蓄</p> <p style="text-align: right;">(平成21年8月末日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9d9d9;">資器材等の品名</th> <th style="background-color: #d9d9d9;">数 量</th> <th style="background-color: #d9d9d9;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防護服・保護具（感染症対策用キット）</td> <td style="text-align: center;"><u>500</u>着</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マスク（感染症対策用DS2）</td> <td style="text-align: center;"><u>360</u>枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マスク（不織布製）</td> <td style="text-align: center;"><u>17,500</u>枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マスク（サージカル）</td> <td style="text-align: center;"><u>6,500</u>枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>消毒薬（エタノール系500ml）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>20</u>本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消毒薬（エタノール系1,000ml）</td> <td style="text-align: center;"><u>50</u>本</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>消毒薬（詰替用5ℓ）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>6</u>本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消毒薬（清掃兼スプレー500ml）</td> <td style="text-align: center;">10本</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>消毒薬（清掃兼詰替20ℓ）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2</u>本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長靴</td> <td style="text-align: center;"><u>150</u>足</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使い捨てガウン</td> <td style="text-align: center;">300着</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使い捨てゴム手袋</td> <td style="text-align: center;"><u>14,000</u>組</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飲料水（2ℓペットボトル）</td> <td style="text-align: center;"><u>120</u>本</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 資器材等の品名 | 数 量 | 備 考 | 防護服・保護具（感染症対策用キット） | <u>500</u> 着 | | マスク（感染症対策用DS2） | <u>360</u> 枚 | | マスク（不織布製） | <u>17,500</u> 枚 | | マスク（サージカル） | <u>6,500</u> 枚 | | <u>消毒薬（エタノール系500ml）</u> | <u>20</u> 本 | | 消毒薬（エタノール系1,000ml） | <u>50</u> 本 | | <u>消毒薬（詰替用5ℓ）</u> | <u>6</u> 本 | | 消毒薬（清掃兼スプレー500ml） | 10本 | | <u>消毒薬（清掃兼詰替20ℓ）</u> | <u>2</u> 本 | | 長靴 | <u>150</u> 足 | | 使い捨てガウン | 300着 | | 使い捨てゴム手袋 | <u>14,000</u> 組 | | 飲料水（2ℓペットボトル） | <u>120</u> 本 | | <p>消耗品数の修正</p> |
| 資器材等の品名 | 数 量 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 防護服・保護具（感染症対策用キット） | <u>529</u> 着 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| マスク（感染症対策用DS2） | <u>359</u> 枚 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| マスク（不織布製） | <u>15,139</u> 枚 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| マスク（サージカル） | <u>8,900</u> 枚 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消毒薬（エタノール系1,000ml） | <u>28</u> 本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>消毒薬(次亜塩素酸ナトリウム6%) (1.8ℓ)</u> | <u>48</u> 本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消毒薬（清掃兼スプレー500ml） | <u>18</u> 本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長靴 | <u>168</u> 足 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使い捨てガウン | 300着 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使い捨てゴム手袋 | <u>14,370</u> 組 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 飲料水（2ℓペットボトル） | <u>192</u> 本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>飲料水(500ml ペットボトル)</u> | <u>263</u> 本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資器材等の品名 | 数 量 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 防護服・保護具（感染症対策用キット） | <u>500</u> 着 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| マスク（感染症対策用DS2） | <u>360</u> 枚 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| マスク（不織布製） | <u>17,500</u> 枚 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| マスク（サージカル） | <u>6,500</u> 枚 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>消毒薬（エタノール系500ml）</u> | <u>20</u> 本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消毒薬（エタノール系1,000ml） | <u>50</u> 本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>消毒薬（詰替用5ℓ）</u> | <u>6</u> 本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消毒薬（清掃兼スプレー500ml） | 10本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>消毒薬（清掃兼詰替20ℓ）</u> | <u>2</u> 本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長靴 | <u>150</u> 足 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使い捨てガウン | 300着 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使い捨てゴム手袋 | <u>14,000</u> 組 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 飲料水（2ℓペットボトル） | <u>120</u> 本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-----------|------------------|----------|----|----------|----|----|-----|--|--|--|-----|---------------------|------------------------|--|--|--|-------|------|--|--|--|--|-----|-----------|--------------------------------|--|--|--|-------|------|----------------------|--|--|--|--------|----------------------------|---|--|--|--|-----------|--------|---|--|--|--|---------|------|--------|--|--|--|----------|------|--------------------------------|--|--|--|---|-----|------|----|----|-----|----|---------------------|-----|------|------|-------|-----------|-----------|-----|--------|--------|-----|------|------|-----|-------|------------------|-----|------|----------|---------|--------|-----------|-----------------------------------|
| 17 | <p>IV. 組織及び事務分掌等</p> <p><u>厚真町感染症対策本部の組織図、編成表、所掌事務表は別表のとおりとする。</u></p> <p>別表</p> <p><u>厚真町新型コロナウイルス等感染症対策本部組織一覧</u></p> <table border="1" data-bbox="215 419 1037 954"> <thead> <tr> <th>本部長</th> <th>厚真町長</th> <th>副本部長</th> <th>副町長、教育長</th> <th>参与</th> <th>地方創生担当理事</th> </tr> <tr> <th>部名</th> <th>部長</th> <th colspan="4">構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括部</td> <td>情報防災担当参事 住民課長(兼)</td> <td colspan="4">デジタル推進担当参事 総務課情報防災G</td> </tr> <tr> <td>情報処理部</td> <td>総務課長</td> <td colspan="4">財政担当参事 総務課総務人事G 総務課財政G 庁舎周辺等整備推進室</td> </tr> <tr> <td>広報部</td> <td>まちづくり推進課長</td> <td colspan="4">まちづくり推進課企画調整G まちづくり推進課政策推進G</td> </tr> <tr> <td>町民対策部</td> <td>住民課長</td> <td colspan="4">住民課健康推進G 住民課町民生活G</td> </tr> <tr> <td>学校等対策部</td> <td>生涯学習課長 健康推進子育て支援担当参事(兼)</td> <td colspan="4">生涯学習課学校教育G 生涯学習課社会教育G 住民課子育て支援G 住民課子育て支援センター</td> </tr> <tr> <td>民間事業者等対策部</td> <td>産業経済課長</td> <td colspan="4">産業経済課経済G 産業経済課農業G 産業経済課農産農村整備G 産業経済課林業・森林再生推進G</td> </tr> <tr> <td>福祉施設対策部</td> <td>住民課長</td> <td colspan="4">住民課福祉G</td> </tr> <tr> <td>公共施設等対策部</td> <td>建設課長</td> <td colspan="4">建設課土木G 建設課上下水道G 建設課都市施設G</td> </tr> </tbody> </table> | 本部長 | 厚真町長 | 副本部長 | 副町長、教育長 | 参与 | 地方創生担当理事 | 部名 | 部長 | 構成員 | | | | 総括部 | 情報防災担当参事 住民課長(兼) | デジタル推進担当参事 総務課情報防災G | | | | 情報処理部 | 総務課長 | 財政担当参事 総務課総務人事G 総務課財政G 庁舎周辺等整備推進室 | | | | 広報部 | まちづくり推進課長 | まちづくり推進課企画調整G まちづくり推進課政策推進G | | | | 町民対策部 | 住民課長 | 住民課健康推進G 住民課町民生活G | | | | 学校等対策部 | 生涯学習課長 健康推進子育て支援担当参事(兼) | 生涯学習課学校教育G 生涯学習課社会教育G 住民課子育て支援G 住民課子育て支援センター | | | | 民間事業者等対策部 | 産業経済課長 | 産業経済課経済G 産業経済課農業G 産業経済課農産農村整備G 産業経済課林業・森林再生推進G | | | | 福祉施設対策部 | 住民課長 | 住民課福祉G | | | | 公共施設等対策部 | 建設課長 | 建設課土木G 建設課上下水道G 建設課都市施設G | | | | <p>IV. 組織及び事務分掌等</p> <p><u>厚真町感染症対策本部の組織図、編成表、所掌事務表は次のとおりとする。</u></p> <p>1. 組織図</p>  <table border="1" data-bbox="1225 778 1935 1182"> <thead> <tr> <th>本部長</th> <th>副本部長</th> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">町長</td> <td rowspan="7">副本部長 教育長 (参与)</td> <td>総務班</td> <td>総務課長</td> <td>総務課員</td> </tr> <tr> <td>調査広報班</td> <td>まちづくり推進課長</td> <td>まちづくり推進課員</td> </tr> <tr> <td>対策班</td> <td>保健福祉課長</td> <td>保健福祉課員</td> </tr> <tr> <td>救援班</td> <td>町民課長</td> <td>町民課員</td> </tr> <tr> <td>施設班</td> <td>建設課参事</td> <td>建設課員・上下水道G、建築住宅G</td> </tr> <tr> <td>供給班</td> <td>建設課長</td> <td>建設課員・土木G</td> </tr> <tr> <td>厚南地区対策班</td> <td>上厚真支所長</td> <td>農業委員会事務局員</td> </tr> </tbody> </table> | 本部長 | 副本部長 | 班名 | 班長 | 構成員 | 町長 | 副本部長 教育長 (参与) | 総務班 | 総務課長 | 総務課員 | 調査広報班 | まちづくり推進課長 | まちづくり推進課員 | 対策班 | 保健福祉課長 | 保健福祉課員 | 救援班 | 町民課長 | 町民課員 | 施設班 | 建設課参事 | 建設課員・上下水道G、建築住宅G | 供給班 | 建設課長 | 建設課員・土木G | 厚南地区対策班 | 上厚真支所長 | 農業委員会事務局員 | <p>厚真町新型コロナウイルス感染症対策本部編成を元に修正</p> |
| 本部長 | 厚真町長 | 副本部長 | 副町長、教育長 | 参与 | 地方創生担当理事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 部名 | 部長 | 構成員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総括部 | 情報防災担当参事 住民課長(兼) | デジタル推進担当参事 総務課情報防災G | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報処理部 | 総務課長 | 財政担当参事 総務課総務人事G 総務課財政G 庁舎周辺等整備推進室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広報部 | まちづくり推進課長 | まちづくり推進課企画調整G まちづくり推進課政策推進G | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 町民対策部 | 住民課長 | 住民課健康推進G 住民課町民生活G | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校等対策部 | 生涯学習課長 健康推進子育て支援担当参事(兼) | 生涯学習課学校教育G 生涯学習課社会教育G 住民課子育て支援G 住民課子育て支援センター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民間事業者等対策部 | 産業経済課長 | 産業経済課経済G 産業経済課農業G 産業経済課農産農村整備G 産業経済課林業・森林再生推進G | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉施設対策部 | 住民課長 | 住民課福祉G | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公共施設等対策部 | 建設課長 | 建設課土木G 建設課上下水道G 建設課都市施設G | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本部長 | 副本部長 | 班名 | 班長 | 構成員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 町長 | 副本部長 教育長 (参与) | 総務班 | 総務課長 | 総務課員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 調査広報班 | まちづくり推進課長 | まちづくり推進課員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 対策班 | 保健福祉課長 | 保健福祉課員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 救援班 | 町民課長 | 町民課員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 施設班 | 建設課参事 | 建設課員・上下水道G、建築住宅G | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 供給班 | 建設課長 | 建設課員・土木G | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 厚南地区対策班 | 上厚真支所長 | 農業委員会事務局員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|---|-----|---------|-----|---|-------|---|-----|---|-------|---|-------|--|-------|--|---------|--|-----|---|--|
| 17 | | <p>2. 各班の所掌事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1205 284 1350 308">班 名</th> <th data-bbox="1350 284 1933 308">所 掌 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1205 308 1350 544">総務班</td> <td data-bbox="1350 308 1933 544"> <ul style="list-style-type: none"> ・対策会議、対策本部設置に関すること。 ・予算、人員の確保に関すること。 ・自治会、その他関係団体との連絡調整に関すること。 ・関係機関に対する要望・要請に関すること。 ・各班の総合調整に関すること。 ・感染防止対策業務の遂行に必要な車輛の確保・配置に関すること。 ・感染防止対策に必要な物品の確保に関すること。 ・職員の感染防止対策及び感染状況の把握に関すること。 ・庁舎等の感染防止対策に関すること。 ・近隣市町との連携に関すること。 ・他の対策班の所掌事務に属さない事項。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 544 1350 608">調査広報班</td> <td data-bbox="1350 544 1933 608"> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達、記録整理に関すること。 ・住民広報に関すること。 ・報道機関の対応に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 608 1350 826">対策班</td> <td data-bbox="1350 608 1933 826"> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び北海道が設置する感染症等対策機関との連絡調整に関すること。 ・健康相談窓口（予防、治療）に関すること。 ・医療機関との情報共有、連絡調整に関すること。 ・受診医療機関に関すること。 ・感染症等の予防及びまん延防止、情報提供に関すること。 ・在宅高齢者、障がい者等の要援護者対策に関すること。 ・高齢者福祉施設等への指導及び情報提供に関すること。 ・児童生徒の健康指導にかかわる学校との連絡指導に関すること。 ・保育園児の感染調査及び応急対策に関すること。 ・日本赤十字社との連絡調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 826 1350 935">救 援 班</td> <td data-bbox="1350 826 1933 935"> <ul style="list-style-type: none"> ・感染による死亡者の搬送及び火葬、臨時遺体安置施設等に関すること。 ・各種施設及び建物の消毒に関すること。 ・関係機関の防疫活動等の支援に関すること。 ・自治会等自主的な防疫活動の支援に関すること。 ・ごみの非常処理に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 935 1350 1023">施 設 班</td> <td data-bbox="1350 935 1933 1023"> <ul style="list-style-type: none"> ・防疫活動に必要な臨時施設の整備及び臨時応急テント等の整備・撤去に関すること。 ・飲料水等の確保及び供給に関すること。 ・下水道事業の安定に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1023 1350 1062">供 給 班</td> <td data-bbox="1350 1023 1933 1062"> <ul style="list-style-type: none"> ・食糧供給計画に関すること。 ・住民生活に必要な物資の調達及び給食・飲料水の確保に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1062 1350 1110">厚南地区対策班</td> <td data-bbox="1350 1062 1933 1110"> <ul style="list-style-type: none"> ・地区住民の相談すること。 ・地区住民と対策本部各班との連絡調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1110 1350 1158">備 考</td> <td data-bbox="1350 1110 1933 1158"> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長は、必要と認めたときは各班の構成及び要員の変更を命ずることができるものとする。 </td> </tr> </tbody> </table> | 班 名 | 所 掌 事 項 | 総務班 | <ul style="list-style-type: none"> ・対策会議、対策本部設置に関すること。 ・予算、人員の確保に関すること。 ・自治会、その他関係団体との連絡調整に関すること。 ・関係機関に対する要望・要請に関すること。 ・各班の総合調整に関すること。 ・感染防止対策業務の遂行に必要な車輛の確保・配置に関すること。 ・感染防止対策に必要な物品の確保に関すること。 ・職員の感染防止対策及び感染状況の把握に関すること。 ・庁舎等の感染防止対策に関すること。 ・近隣市町との連携に関すること。 ・他の対策班の所掌事務に属さない事項。 | 調査広報班 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達、記録整理に関すること。 ・住民広報に関すること。 ・報道機関の対応に関すること。 | 対策班 | <ul style="list-style-type: none"> ・国及び北海道が設置する感染症等対策機関との連絡調整に関すること。 ・健康相談窓口（予防、治療）に関すること。 ・医療機関との情報共有、連絡調整に関すること。 ・受診医療機関に関すること。 ・感染症等の予防及びまん延防止、情報提供に関すること。 ・在宅高齢者、障がい者等の要援護者対策に関すること。 ・高齢者福祉施設等への指導及び情報提供に関すること。 ・児童生徒の健康指導にかかわる学校との連絡指導に関すること。 ・保育園児の感染調査及び応急対策に関すること。 ・日本赤十字社との連絡調整に関すること。 | 救 援 班 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染による死亡者の搬送及び火葬、臨時遺体安置施設等に関すること。 ・各種施設及び建物の消毒に関すること。 ・関係機関の防疫活動等の支援に関すること。 ・自治会等自主的な防疫活動の支援に関すること。 ・ごみの非常処理に関すること。 | 施 設 班 | <ul style="list-style-type: none"> ・防疫活動に必要な臨時施設の整備及び臨時応急テント等の整備・撤去に関すること。 ・飲料水等の確保及び供給に関すること。 ・下水道事業の安定に関すること。 | 供 給 班 | <ul style="list-style-type: none"> ・食糧供給計画に関すること。 ・住民生活に必要な物資の調達及び給食・飲料水の確保に関すること。 | 厚南地区対策班 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区住民の相談すること。 ・地区住民と対策本部各班との連絡調整に関すること。 | 備 考 | <ul style="list-style-type: none"> ・本部長は、必要と認めたときは各班の構成及び要員の変更を命ずることができるものとする。 | |
| 班 名 | 所 掌 事 項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総務班 | <ul style="list-style-type: none"> ・対策会議、対策本部設置に関すること。 ・予算、人員の確保に関すること。 ・自治会、その他関係団体との連絡調整に関すること。 ・関係機関に対する要望・要請に関すること。 ・各班の総合調整に関すること。 ・感染防止対策業務の遂行に必要な車輛の確保・配置に関すること。 ・感染防止対策に必要な物品の確保に関すること。 ・職員の感染防止対策及び感染状況の把握に関すること。 ・庁舎等の感染防止対策に関すること。 ・近隣市町との連携に関すること。 ・他の対策班の所掌事務に属さない事項。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調査広報班 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達、記録整理に関すること。 ・住民広報に関すること。 ・報道機関の対応に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対策班 | <ul style="list-style-type: none"> ・国及び北海道が設置する感染症等対策機関との連絡調整に関すること。 ・健康相談窓口（予防、治療）に関すること。 ・医療機関との情報共有、連絡調整に関すること。 ・受診医療機関に関すること。 ・感染症等の予防及びまん延防止、情報提供に関すること。 ・在宅高齢者、障がい者等の要援護者対策に関すること。 ・高齢者福祉施設等への指導及び情報提供に関すること。 ・児童生徒の健康指導にかかわる学校との連絡指導に関すること。 ・保育園児の感染調査及び応急対策に関すること。 ・日本赤十字社との連絡調整に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 救 援 班 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染による死亡者の搬送及び火葬、臨時遺体安置施設等に関すること。 ・各種施設及び建物の消毒に関すること。 ・関係機関の防疫活動等の支援に関すること。 ・自治会等自主的な防疫活動の支援に関すること。 ・ごみの非常処理に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施 設 班 | <ul style="list-style-type: none"> ・防疫活動に必要な臨時施設の整備及び臨時応急テント等の整備・撤去に関すること。 ・飲料水等の確保及び供給に関すること。 ・下水道事業の安定に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 供 給 班 | <ul style="list-style-type: none"> ・食糧供給計画に関すること。 ・住民生活に必要な物資の調達及び給食・飲料水の確保に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 厚南地区対策班 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区住民の相談すること。 ・地区住民と対策本部各班との連絡調整に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備 考 | <ul style="list-style-type: none"> ・本部長は、必要と認めたときは各班の構成及び要員の変更を命ずることができるものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 頁 | 改訂案 | 現行 | 備考 |
|----|--|--|-----------------------------------|
| 18 | <p>V. 参考資料</p> <p><u>削除</u></p> <p>○ 咳エチケット</p> <p>通常のインフルエンザは、感染した人の咳、クシャミ、唾などの飛まつとともに放出されたウイルスを吸入することによって感染します。そのため、外出後のうがいや手洗い、マスクの着用に加えて人混み、繁華街への外出や流行地への旅行等を控えることが重要です。国においてはホームページで公表している「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」において、個人・家庭レベルでの対策として“咳エチケット”をあげています。</p> <p>1) 咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけてできる限り1～2メートル以上離れましょう。</p> <p>2) 呼吸器系分泌物（鼻汁、痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てましょう。</p> <p>3) 咳をしている人にマスクの着用をお願いします。</p> <p>注) 咳エチケット用のマスクは、薬局やコンビニエンスストア等で市販されている不織布（ふしょくふ）製マスクの使用が推奨されます。</p> <p>一方、マスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではありません。</p> | <p>V. 参考資料</p> <p>○ 国の行動計画における発生段階と改正前のフェーズ分類との対応</p> <p>○ 咳エチケット</p> <p>通常のインフルエンザは、感染した人の咳、クシャミ、唾などの飛まつとともに放出されたウイルスを吸入することによって感染します。そのため、外出後のうがいや手洗い、マスクの着用に加えて人混み、繁華街への外出や流行地への旅行等を控えることが重要です。国においてはホームページで公表している「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」において、個人・家庭レベルでの対策として“咳エチケット”をあげています。</p> <p>1) 咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけてできる限り1～2メートル以上離れましょう。</p> <p>2) 呼吸器系分泌物（鼻汁、痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てましょう。</p> <p>3) 咳をしている人にマスクの着用をお願いします。</p> <p>注) 咳エチケット用のマスクは、薬局やコンビニエンスストア等で市販されている不織布（ふしょくふ）製マスクの使用が推奨されます。</p> <p>一方、マスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではありません。</p> | <p>期区分が変更になったため削除</p> <p>変化なし</p> |

対策1
学校を
安心して学べる場所へ

対策2
心の小さなSOSを見逃さないチーム支援

対策3
学びの場を確保、学びたいと
きに学べる環境整備

対策プラン+α
実効性を高める取組

HOKKAIDO不登校対策プランより(R6.3策定)

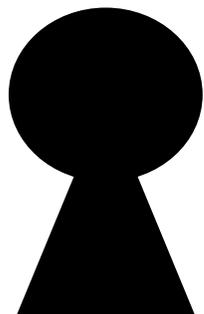
【ステップ1】

「安心して学べる学校づくり」・多くの視点での認知

学校(教員、SC等)

家庭(保護者、児童生徒)

教育サポートセンター



子ども

学校を休みがち、足が向かない
集団生活になじめない
学校以外の学び場が欲しい

【ステップ2】

計 画

合 意

誰も取りこぼさないために多くの視点で認知

関係機関との協議・社会福祉士が個別計画を策定

学校、家庭、サポートセンターの合意

【ステップ3】

具体的な支援

学校(教員、SC等)

家庭(保護者、児童生徒)

教育サポートセンター

学習支援
学びの保障

保護者支援
面接、相談の実施

接続支援
関わりの構築

生活支援
生活習慣の安定

【ステップ4】

再検討

モニタリング及び支援計画の更新・終了

総合型クラブ設立準備委員会

総合型地域文化・スポーツクラブ 設立にむけて

厚真町総合型地域文化・スポーツクラブ 設立準備委員会

目次

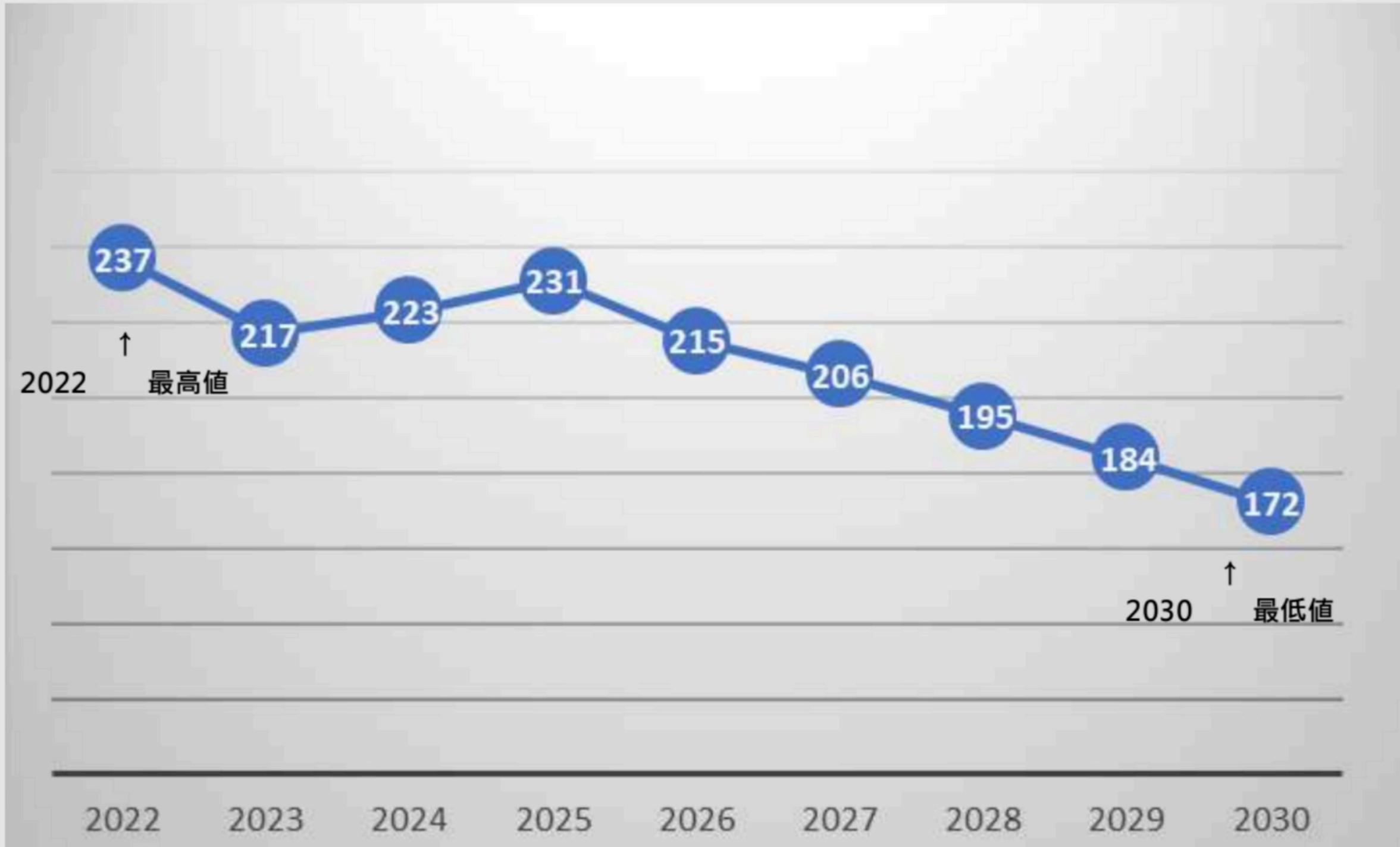
- 01 クラブ設立・目的
- 02 ミッション
- 03 現状確認
- 04 クラブが目指す姿
- 05 他団体との比較
- 06 2025、2026年事業計画
- 07 2027年以降の計画
- 08 課題

①厚真町で総合型地域クラブを設立します

[目的]

厚真町には令和7年6月現在10のスポーツ少年団加入団体、21の文化協会加入団体があり、他にも自主的に文化・スポーツ活動を行う個人・団体が少なくありません。一方で人口は減少し、次ページのグラフで示すように小学生の人数だけとっても2030年には約25パーセント減となる予測が立っています。未来の厚真町民が可能な限り文化・スポーツ活動に触れられるように、文部科学省が推進している「多世代・多種目・多志向」の活動が厚真町内で展開し、生涯にわたって文化・スポーツ活動が楽しめる環境をつくるために、総合型クラブを設立します。

厚真町内の小学生世代の人数予想



※厚真町住民台帳から推計

②こんなクラブにしていきたい

**多世代、多種目、多志向活動を
実現できるクラブ**

②総合型地域クラブのミッション

[総合型クラブとして達成すべき3つの事]

■さまざまな年代の人が参加できる機会をつくる。(多世代)

■さまざまな文化・スポーツ活動に触れることができる機会をつくる。(多種目)

■既存の団体と共存し、本人の意思に合わせた活動が選べる環境をつくる。(多志向)

②総合型地域クラブ のミッション

例：
スポーツ分野での
多種目・多志向

トップレベルから一般レベルまで多種目・多志向が 目標達成、ウェルビーイングの向上につながる

室伏長官はハンマー投げのほか、いくつものスポーツを経験した自身の子供時代の話から、若い時から多くの“スポーツを体験できる機会”を創出することや、“いろいろなスポーツを楽しむ”ため、年代に合わせて身体機能やアスレティックなアビリティを高めることの重要性について語りました。



ほかの登壇者からは、ニュージーランド、オーストラリア、アメリカ、スペイン、それぞれの国での事例が紹介されました。アメリカの学校ではスポーツはシーズン制で分かれ、州毎に規定が設けられており、さまざまな競技を行う仕組みが整っているという話、スペイン・バスク州では教育の一環としてスポーツ活動が取り入れられ、12歳まで特定のスポーツでの選手登録は禁じられ、マルチスポーツが推奨されているなどの話が紹介されました。

登壇者が共通して語ったことは、マルチスポーツは運動能力の向上が目的ではなく、“スポーツや体を動かすことが好きになる”こと、「ウェルビーイング」の向上という観点でした。多様なニーズに合わせた誰もがスポーツを楽しめる環境の大切さが示されました。



高校時代から陸上競技を始めた北口。まもなく全国大会を果たすなど才能の片鱗を見せていた

[すべての写真を見る 4枚 >](#)

ブダペスト世界選手権の女子やり投で、[北口榛花](#)（JAL）が金メダルを獲得した。女子ではオリンピック・世界選手権を通じてマラソン以外で初の快挙。男女投てき種目としてはハンマー投の室伏広治（アテネ五輪、テグ世界選手権）に次いで2人目となる。

179cmと恵まれた体格は北口の特長の一つ。両親ともにバスケットボール経験者で、母は元実業団選手。そうした背景はあるものの、その身体をうまく使うための能力は幼い頃から、高校時代までスポーツ・競技歴が生かされていると北口自身も話したことがある。

北海道・旭川市に育ち、幼い頃からスイミングスクールに通い、特に自由形を得意としていた。小学生になってからは並行してバドミントンも始め、小6の時には団体に全国優勝。後に日本代表になる山口茜とも対戦したことがある。中学では特に競泳に力を入れて全国大会にも出場した。

他にも体操教室や、英会話、塾、ピアノと好奇心旺盛な幼少期を過ごしている。ちなみに、バスケットボールにも挑戦したことがあるが、「母から才能がないと言われました」と笑う。今でも女子バス

②総合型地域クラブ のミッション

例：
芸術分野での
多世代活動

厚真町文化祭ウィーク芸能発表会における 幼児から大人までが一緒になった発表



③厚真町の文化・スポーツ活動の現状

■小学生...スポ少活動・習い事、放課後子ども教室

■中学生...スポ少活動・習い事、部活動

■高校生...部活動、スポ少・習い事、公営塾

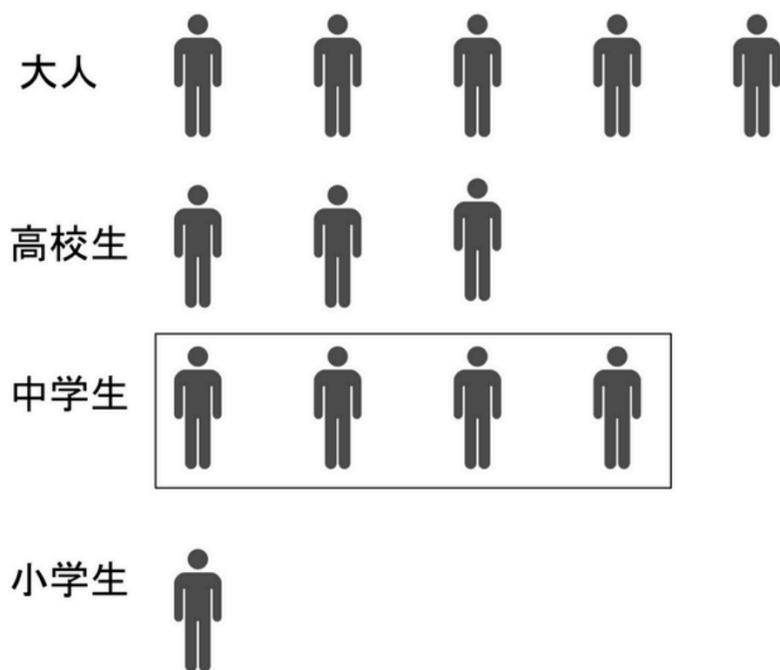
■大人...それぞれの趣味嗜好に合わせた活動

※部活動が地域展開に伴い廃止になった時、専門的に活動したい生徒以外は活動場所がなくなる

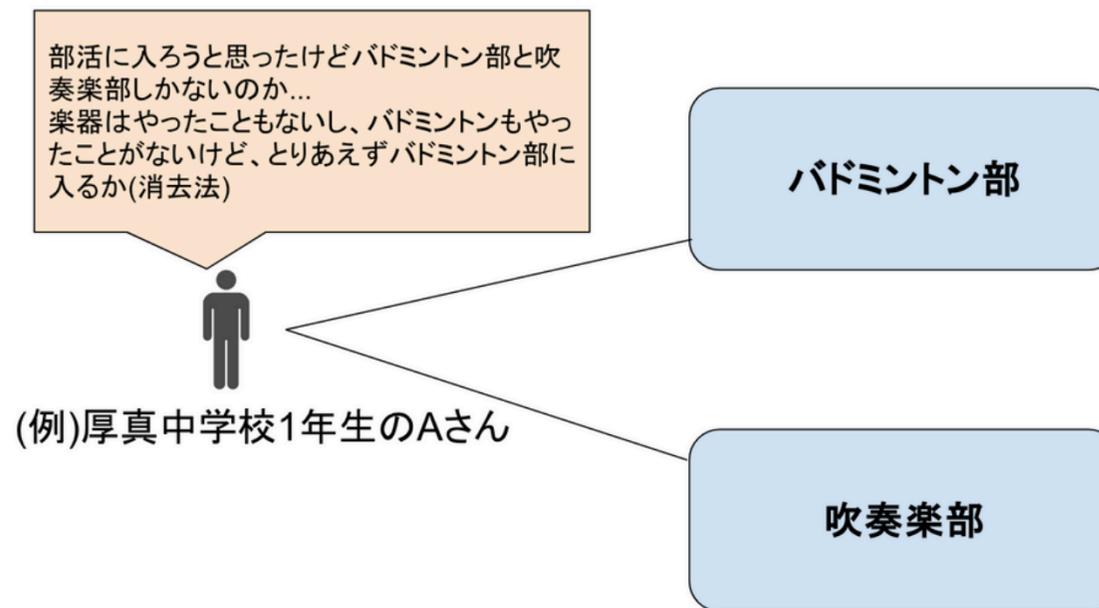
③厚真町の文化・スポーツ活動の現状

中学生年代は既に部活動の選択肢が極端に減ってしまっている
厚真中に2部活(バドミントン・吹奏楽)、厚南中に3部活(バドミントン・卓球・総合文化)

特に中学生は部活動の数も少なく、人数も減り、活動の機会が消失



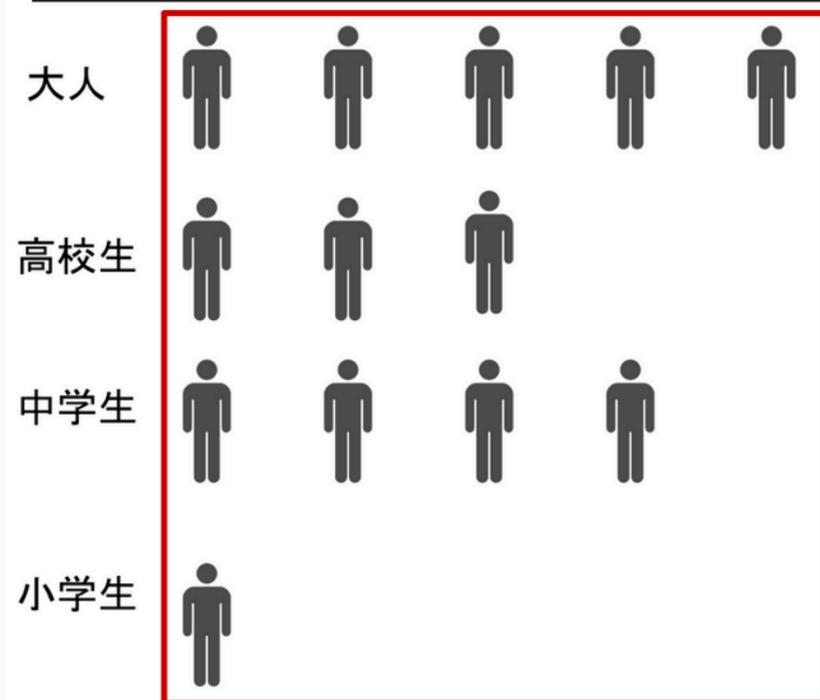
部活に限定すると中学生の活動の選択肢は昔と比べて極めて限られる



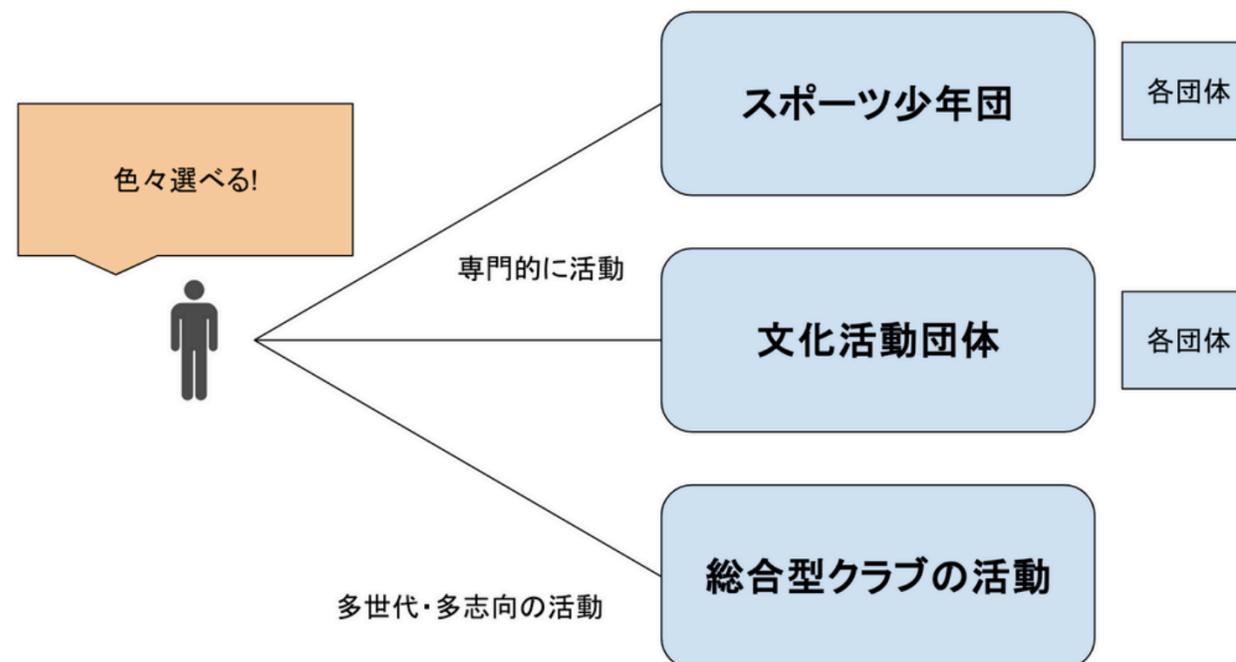
③厚真町の文化・スポーツ活動の現状

中学生の活動の幅も多世代・多種目に目を向けるとぐんと広がる

年齢を超えた縦の関係を築いて文化・スポーツ体験の機会を確保する



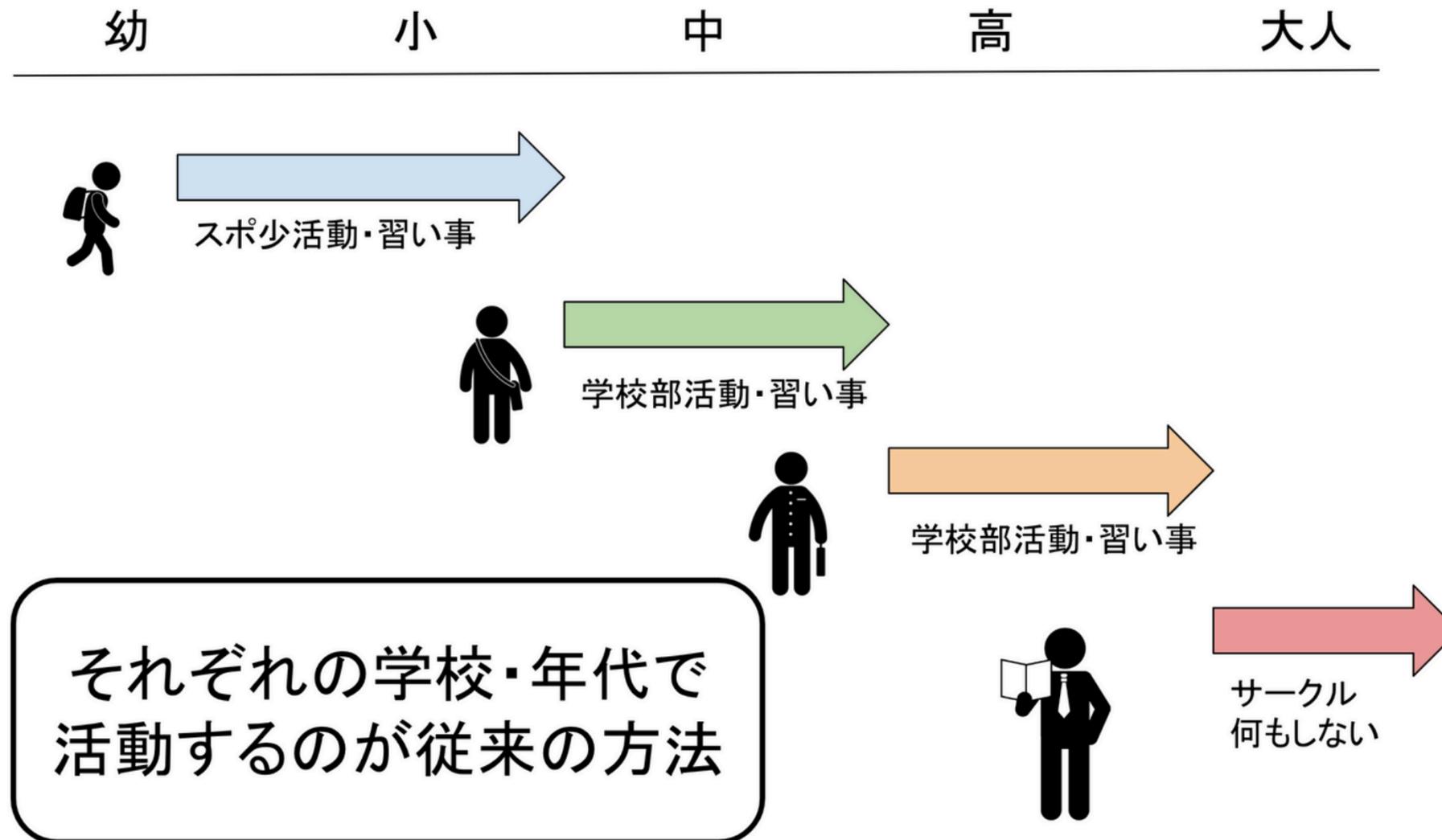
町内各団体、総合型クラブで活動の機会を確保する・選択肢が増える



従来は学校単位・年代単位の活動がメイン

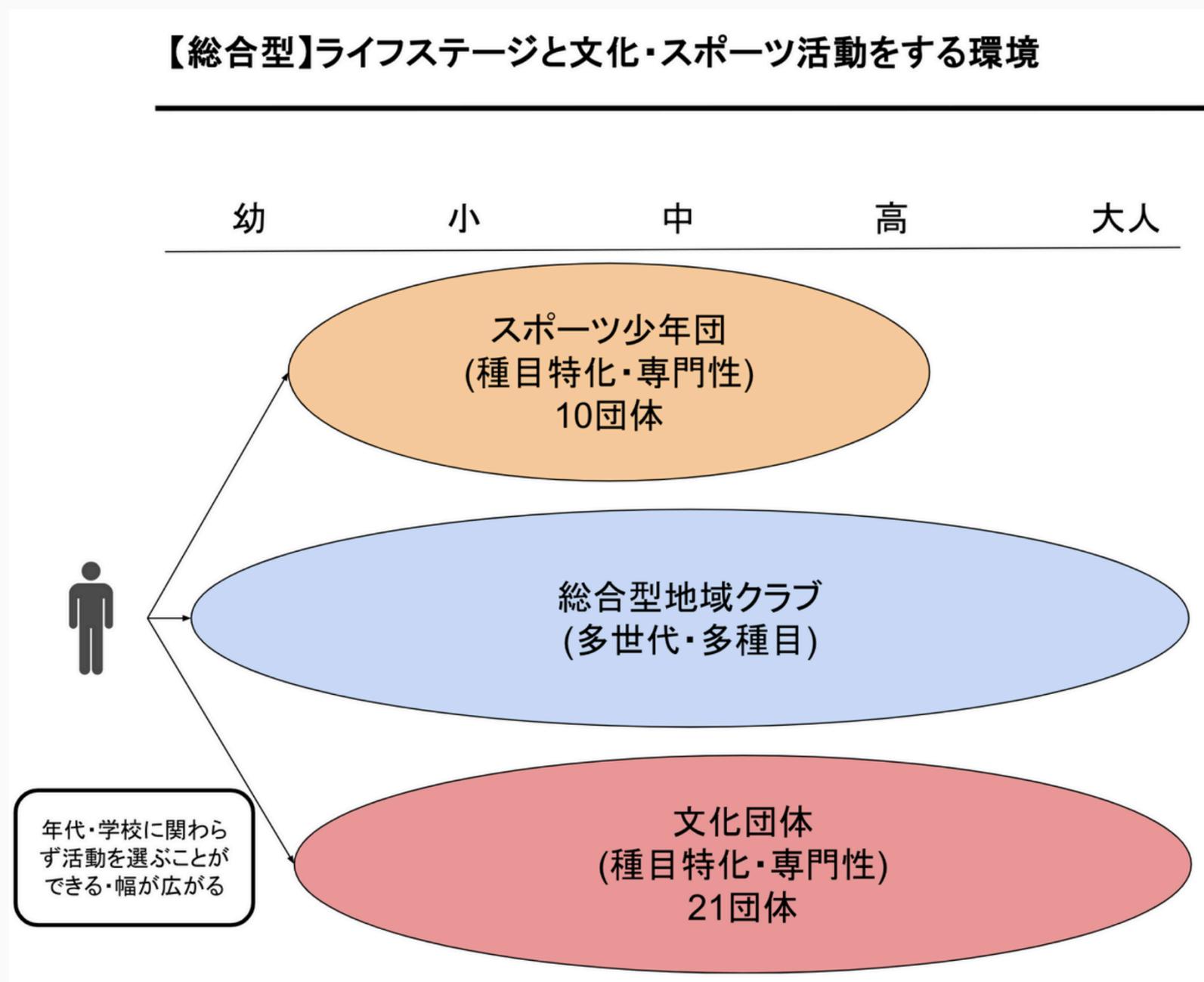
【従来型】ライフステージと文化・スポーツ活動をする環境

例:ある1人の一生における
文化・スポーツ活動のため
属する組織



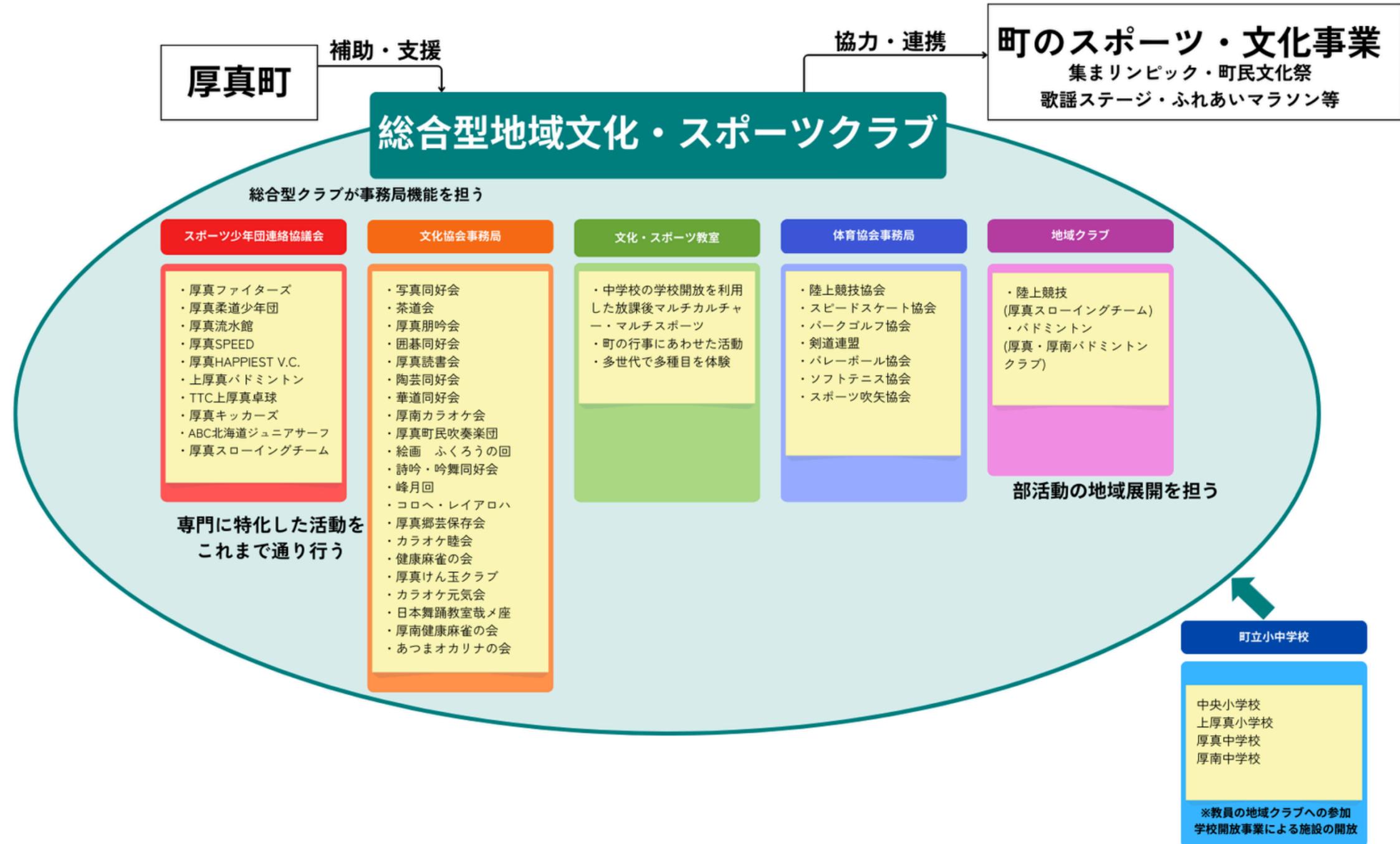
学校・年代にこだわらないことで活動の選択肢が広がる

文化・スポーツ活動を地域で行うことにより、活動の幅が広がる。卒業に伴い活動を辞めざるを得なくなるということも無くなる。



④ 総合型地域クラブ が目指す姿

- さまざまな体験ができる機会を作る
- さらに専門的に活動したいモチベーションを生み出す
- 多世代で活動できる機会を作る
- 中学校の放課後の体育館を利用した総合型クラブの文化・スポーツ教室の展開



中学校の放課後の時間を使った総合型クラブの教室

現在の中学校の放課後は、部活動または特段の事情がない限りはすぐに下校しなければならない。総合型クラブで学校開放事業を利用して放課後の時間に文化・スポーツ活動をする機会を確保する。

厚真中学校での想定：スクールバスの最終便が18時（冬季は17時30分）

→最終便までの時間は総合型クラブとして活動したり、陸上の少年団員が学校に残れたり、バドミントンの地域クラブ活動を行ったりできる。

厚南中学校の場合：スクールバスの最終便が17時35分

→最終便までの時間は総合型クラブとして活動したり、バドミントンや卓球の地域クラブ活動を行ったりできる。

⑤ 総合型クラブと既存スポ少・文化団体の比較

| 項目 | 総合型クラブ | 各少年団・文化団体 |
|----------------|---------------------------------------|----------------------------|
| 対象、活動の焦点 | 多世代・多種目・多志向 | 各団体指定の年代、競技性・専門性 |
| 活動にあたっての重点項目 | 体験、普及、交流、 活動における楽しさ | 普及、強化、高い専門性 酸いも甘いも飲み込む |
| 大会の参加や競技団体への加盟 | 各競技団体への登録なし 大会参加なし 町文化・体育行事への参加 | 各競技団体等へ登録 大会やコンクールに参加する |

既存の団体に対して総合型クラブができること

| 項目 | 総合型クラブ | 各少年団・文化団体 |
|----------------------|--|---|
| 団員・会員確保に向けた各団体へのあっせん | プログラムを通してより専門的に行いたい人には各団体への参加を促す | 総合型クラブの活動が会員確保の一助となる |
| 登録手続き・保険手続き | スポーツ少年団・スポーツ安全保険加入手続きを代行 | 事務手続きの手間が減る |
| 指導者調整 | 各団体の活動に不定期で伺い体カトレーニング等の指導・活動の様子を撮影etc. | 基礎体カトレーニング等日々の練習でプラスしたい要素が補える、活動の様子を記録できる |

体力トレーニングの指導・活動写真の撮影の例



⑥2025年度・2026年度の事業計画

■2025年度

- ・6月より月に1回スポーツ教室・文化教室を交互に実施する。

予定しているプログラム:

スポーツ...バスケ・卓球・ドロケイ・バドミントン・バレーボール・ラグビー

文化...けん玉、DJ、テントサウナ、中国語

■2026年度

スポーツ、文化ともに1~2ヶ月に1つのプログラムを実施する。時間は平日の夕方、臨時で活動する場合は土日に随時行う。厚真町文化祭、あつまリンピック等への町行事へ積極的に参加する。

活動計画

参加人数:

- ・各回20~30人程度

費用:

- ・実費徴収

広報:

- ・町の広報
- ・インスタグラム
- ・ホームページ

2025年度計画: 月に1回プレ事業として教室開催

| | 教室 | 内容 | 場所 | 講師 |
|-----|--------|------------|----------|---------------|
| 6月 | スポーツ教室 | ドロケイ | スポセン | A-Style |
| 7月 | 文化教室 | けん玉×DJ | 青少年センター | あつまけん玉クラブ |
| 8月 | スポーツ教室 | バスケットボール | スポセン | A-Style |
| 9月 | 文化教室 | 屋外テントサウナ | 浜厚真 | A-Style |
| 10月 | スポーツ教室 | マラソン | 100年記念公園 | A-Style |
| 11月 | 文化教室 | 太鼓 | 上厚真 | 畑島 |
| 12月 | スポーツ教室 | ウエイトトレーニング | スポセン | A-Style |
| 1月 | 文化教室 | わかさぎ釣り | 三日月沼 | 山中 |
| 2月 | スポーツ教室 | バドミントン | スポセン | ノーススタークリエイション |
| 3月 | 文化教室 | 中国語 | 青少年センター | A-Style |

2026年度計画: 文化、スポーツ活動をそれぞれ週1で開催

スポーツ、文化ともに1~2ヶ月に1つのプログラムを実施する

1年で6~12種類のスポーツ活動・文化活動を行う

時間は平日18:30~20:00、臨時で活動する場合は土日に随時行う

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|--------|---|---|---|---|---|
| スポーツ教室 | | ○ | | | |
| 文化教室 | | | | ○ | |

2026年度年間予定の計画

| | スポーツ | 文化 |
|-----|--------|-----------|
| 4月 | ハイキング | 中国語 |
| 5月 | パークゴルフ | けん玉 |
| 6月 | バスケ | 映画 |
| 7月 | バスケ | 虫とり |
| 8月 | ダブルタッチ | フラダンス |
| 9月 | マラソン | バズる動画作成 |
| 10月 | マラソン | 写真 |
| 11月 | ソフトボール | 茶道 |
| 12月 | ソフトボール | 華道 |
| 1月 | スケート | 餅つき・書道 |
| 2月 | スケート | わかさぎ・かまくら |
| 3月 | ドッチボール | 陶芸・うどん作り |

実施可能プログラムの一覧から種目を年度替わり前に決定する

| | | |
|----------|---------|-------------|
| 虫取り | 映画 | バスケットボール |
| 書道 | DJ | パークゴルフ |
| 写真 | ギネス記録 | サイクリング |
| 華道 | バズる動画 | ランニング・マラソン |
| うどん作り | かるた | ソフトボール |
| 餅つき | ラーメン作り | ダブルタッチ |
| 陶芸 | ドラム缶風呂 | ドッチボール |
| 屋外サウナ | 英語 | ハイキング |
| ピザがま | 中国語 | ウエイトトレーニング |
| キャンプ | 双六 | スケート |
| 和太鼓 | ボードゲーム | テニス |
| けん玉 | わかさぎ釣り | ボディボード |
| フラダンス | 雪合戦 | キックベース |
| 日本舞踊 | かまくらづくり | クロスカントリースキー |
| 茶道 | ディベート | モルック |
| コーヒードリップ | 飯寿司作り | バドミントン |

⑦2027~2030年度の目標

■2027~2030年度

- ・平日の開催日数をスポーツ2、文化1に増やす。

例) 火曜・木曜 - スポーツ 金曜 - 文化

- ・子どもから大人まで会員数150人程度を受け入れ可能な体制を作る。
- ・スポーツセンター、スタードーム、上厚真野球場、スケートリンク、パークゴルフ場等の町管理施設をより有効活用できるようなプログラムを行う。
- ・厚真町文化祭、あつまリンピック等への町行事へは引き続き積極的に参加する。

⑧課題

- ・活動場所までの移動方法

放課後一度帰宅してしまうと車を持たない子どもの活動場所までの移動手段がない場合がある。スタッフ二名が今年度中型免許を新たに取得したが、車両の目処がたっていない。

- ・各団体との折衝及び指導者確保

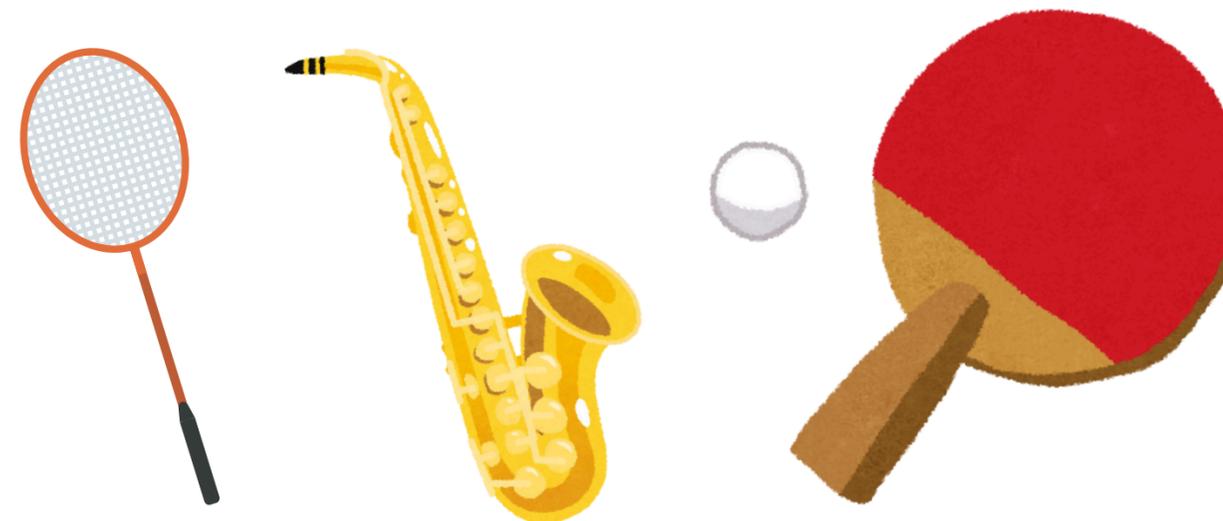
総合型クラブの活動について、スポ少各団体には説明がまだ不十分であり、文化協会加入団体には説明の機会が持てていない。一方で、スタッフでカバーしきれない種目、内容を指導できる方も活動の充実のためには必要となり、各団体と協力して事業を進める必要もある。

- ・活動内容の精査

- ・活動を継続していくための財源の確保

厚真中学校・厚南中学校の部活動は令和8年4月から「地域クラブ活動」に変わります

ポイント：
部活は廃止、放課後も学校に残って活動できる仕組みをつくります。学校ではなく地域のチームで特定の競技・種目に取り組める環境を整備します。



令和7年度までは...

一厚真中にバドミントン部・吹奏楽部、厚南中にバドミントン部・卓球部・総合文化部が設置されており、課外活動に参加する生徒はこれらの部活動か、町内外の団体に所属して活動しています。放課後は、部活動や生徒会活動等のない生徒は基本的にすぐ下校、帰宅します。

令和8年度からは...

一厚真中吹奏楽部以外の部活動は廃止。放課後は総合型クラブの活動として中学校の体育館・指定の教室に残って活動することができます。従来通り町内外の団体に加入し課外活動を行うことも当然可能です。

地域クラブ活動と中学生の放課後の過ごし方について

中学生の放課後の過ごし方として、**地域クラブ活動への参加・総合型クラブの事業への参加**という選択肢が増えます。

【地域クラブ活動とは】

従来の学校部活動の受け皿として、地域の人々が主体となって運営する課外活動を指します。来年度以降、町が認定した地域クラブ活動の運営母体は指導者の謝礼への助成を受け取る事ができます。来年度は三つの団体が地域クラブ活動を担いますが、年によってその数が増減する可能性があります。

【総合型クラブ実施事業】

学校開放事業の申込フローを総合型クラブに集約し、小中学校の体育館・グラウンドの予約を総合型クラブで一括して行います。中学生が学校に残って活動できるようにする活動や多世代でスポーツを楽しめる事業等を実施します。(詳細は次ページに続きます)

【R8実施予定の地域クラブ活動】 ※各団体で別途会費が必要です。下記3団体以外での活動も可能です。

●**卓球:** TTC上厚真卓球スポーツ少年団

活動日: 月・火・木・金 (平日15:30~17:30)・土 (休日9:00~12:00) @厚南中体育館、平日帰りはスクールバス運行

●**バドミントン:** 厚真・厚南バドミントンクラブ

活動日: 月・火・木・金 (平日15:30~17:30)・土 (休日9:00~12:00) @各学校体育館、平日帰りはスクールバス運行

●**陸上競技:** NPO法人厚真スローイングチーム

活動日: 月・水・金 (平日17:00~19:00)・土 (休日9:00~12:00) @厚真中グラウンド、スクールバス運行今は無し

総合型地域文化・スポーツクラブ (総合型クラブ) の活動について

令和8年4月より総合型クラブの定期開催プログラムがスタートします

【令和8年度総合型クラブ定期開催事業一覧】



放課後 学校開放

日時:平日授業終了～17:30(予定)
場所:両中学校体育館・指定教室

放課後に厚真中学校、厚南中学校の体育館・指定の教室に残って自由に活動できる時間です。スポーツ、宿題、おしゃべり等々放課後の時間の充実を図ります。



多世代 卓球

日時:毎週火曜18:00～20:00
場所:厚南中orスポーツセンター

子どもから大人までレベルを問わず楽しく卓球をします。



ランニング& プロギング

日時:毎週金曜18:00～19:00
場所:厚真中学校or厚南地区

世代を問わず集まってランニングやプロギングをします。



特別教室

日時:毎月一回程度
場所:町内施設

ワークショップで集まった「やりたい事」を実現させます。

【総合型クラブの理念・活動方針】

世代を問わず、さまざまな文化・スポーツ活動を体験できる機会をつくることを目指しています。大会出場を目標とするのではなく、日々の活動や町内の文化・体育事業に参加することを通して、さまざまな人と交流し楽しく活動することを基本方針としています。

【活動体制】

川嶋 圭：クラブマネジャー

井上 翼：地域おこし協力隊(2025年4月着任)

※町会計年度職員一名を増員予定

■ インスタグラム

https://www.instagram.com/atsuma_astyle/



「地域クラブ活動」にかかわるFAQ

Q. 中学生の課外活動の受け入れ先はどこになるの？

A. 吹奏楽部以外の部活が廃止になるため、総合型クラブや町内外の文化団体・スポーツ少年団等に所属して課外活動を行います。町内の団体における部活動の受け皿となる活動を「地域クラブ活動」と呼称し、地域クラブ活動を行う団体は町が正式に認定する仕組みを作ります。町内の文化・スポーツ団体は別紙「町内の文化・スポーツ団体一覧表」をご確認ください。

Q. 部活動と何が変わるの？

A. 部活動のように活動時間等が一律ではなく、それぞれの団体の活動時間、規約にしたがって活動を行います。部活動を地域で完全に再現するという取り組みではないため、それぞれの団体の目指すところや実情に応じて、部活動と異なる部分・重なる部分が出てくるものと考えられます。中体連主催大会等については、自治体の認定した地域クラブ活動であれば問題なく出場することができます。

Q. 中学生の放課後の過ごし方はどうなるのか？

A. 放課後の時間は体育館・指定の教室で生徒が過ごせるようになります。総合型地域文化・スポーツクラブが学校開放事業を使って、その時間帯の体育館・指定の教室での活動を安全管理します。

「地域クラブ活動」にかかわるFAQ

Q. 既存のスポーツ少年団活動・文化団体の活動はどうなるの？

A. 活動はこれまでと変わりません。スポーツ安全保険に加入する団体に関しては、総合型クラブで一括して保険加入するため、団体ごとに保険加入する必要がなくなります。(従来は、掛け持ちしていた場合それぞれの団体ごとに保険加入する必要がありました) 部活動の受け皿となり地域クラブ活動を実施する団体は、指導者の報酬を一部町から助成を受けることができます。

Q. 指導者・安全管理体制について

A. 総合型クラブの事業については総合型クラブで指導者・安全管理者を配置し、地域クラブ活動はそれぞれの団体で人員を配置します。しかし、中学生の活動を責任を持って指導できる方を各種目ごとに確保するのは非常に難しく、教職員の方や地域の方にも副業として指導にあたってもらえるようアンケート調査等を実施し人員を募り、運営体制を整えていきます。

「地域クラブ活動」にかかわるFAQ

Q. 中学生が放課後残って活動する場合、保険・補償はどうなるの？

A. 放課後学校に残って活動するものの、その活動は学校の活動ではなく総合型クラブでの活動という扱いになります。そのため、放課後の活動に参加する生徒は総合型クラブに入会しスポーツ安全保険に加入しなければなりません。また、スポーツ安全保険は従来スポーツ少年団の各団で加入してもらっていましたが、R8以降はスポーツ少年団も総合型クラブの名前でまとめてスポーツ安全保険に加入するため、総合型クラブの活動もスポーツ少年団も事故や怪我の際には同じスポーツ安全保険で対応します。

Q. 指導者・安全管理体制について

A. 総合型クラブの事業については総合型クラブで指導者・安全管理者を配置し、地域クラブ活動はそれぞれの団体に人員を配置します。しかし、中学生の活動を責任を持って指導できる方を各種目ごとに確保するのは非常に難しく、教職員の方や地域の方にも副業として指導にあたってもらえるようアンケート調査等を実施し人員を募り、運営体制を整えていきます。

教育委員会内部からの質問や意見

事業開始時期について

まだ学校・その他関係者との調整がついていないことを鑑みると令和8年4月から事業をスタートさせるのは無理そう。

学校開放時の見守りにについて

見守りをおいてその人がただ見ているだけ、という状況が想像されるがそれでもよいのか。

生徒を放課後学校に残すことについて

教員の働き方改革の流れを汲んで部活動地域展開という事業が進められているが、あえて学校に生徒を残す・教職員の兼職兼業を期待するのは時代に逆行しているのではないか。

総合型クラブの事業全般についてについて

もっと「ワクワクする」事業を考えてやってもらいたい。

吹奏楽部が例外的に部活として令和8年度も残ることについて

吹奏楽部も令和8年の定期演奏会をもって廃部とする、とした方が事業の一貫性が保てるのではないか。

令和7年度厚真町スポーツ少年団・文化協会所属団体 & 学校部活動一覧

| スポーツ少年団 | 主な活動内容 |
|------------------|----------|
| 厚真ファイターズ | 軟式野球 |
| 厚真柔道少年団 | 柔道 |
| 厚真流水館 | 剣道 |
| 厚真HAPPIEST.V.C | バレーボール |
| 上厚真バドミントンスポーツ少年団 | バドミントン |
| TTC上厚真卓球スポーツ少年団 | 卓球 |
| ABC北海道ジュニアサーフクラブ | サーフィン |
| 厚真スローイングチーム | 陸上競技 |
| 厚真キッカーズ | サッカー |
| 厚真SPEED | スピードスケート |

| 文化協会 | 主な活動内容 |
|--------------------|--------|
| 写真同好会 | 写真 |
| 茶道会 | 茶道 |
| 厚真朋吟会 | 詩吟 |
| 囲碁同好会 | 囲碁 |
| 厚真書道会 | 書道 |
| 陶芸同好会 | 陶芸 |
| 華道同好会 | 華道 |
| 厚南カラオケ会 | カラオケ |
| 厚真町民吹奏楽団 | 吹奏楽 |
| 絵画ふくろうの会 | 油絵 |
| 詩吟・吟舞同好会 | 詩吟・吟舞 |
| 峰月会 | 吟詠・剣詩舞 |
| コロヘ・レイアロハ | フラダンス |
| 厚真郷芸保存会 | 和太鼓 |
| カラオケ睦会 | カラオケ |
| 健康麻雀の会 | 健康麻雀 |
| 厚真けん玉クラブ | けん玉 |
| カラオケ元気会 | カラオケ |
| 日本舞踊教室哉メ座 | 日本舞踊 |
| 厚南健康麻雀の会 | 健康麻雀 |
| あつまオカリナの会 | オカリナ |
| Dance Studio Sally | ダンス |

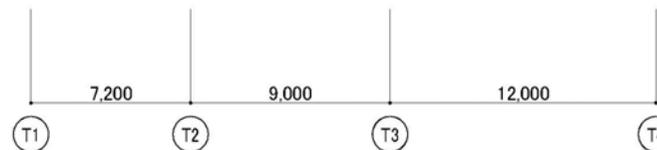
| 部活動 | 主な活動内容 |
|--------------|------------------------|
| 厚真中学校 | |
| バドミントン部 | バドミントン |
| 吹奏楽部 | 吹奏楽 |
| | |
| 厚南中学校 | |
| バドミントン部 | バドミントン |
| 卓球部 | 卓球 |
| 総合文化部 | 個人の興味に沿った活動、学校祭前の発表準備 |
| | |
| 厚真高校 | |
| バドミントン部 | バドミントン |
| 陸上競技部 | 陸上競技 |
| ボランティア部 | ボランティア活動、放課後子ども教室の手伝い等 |
| 写真部 | 写真 |
| 美術部 | 美術 |

1 新役場庁舎 (1F)

【R7.6 基本設計】



【R8.2 時点】



1 新役場庁舎（諸室面積）

(単位：㎡)

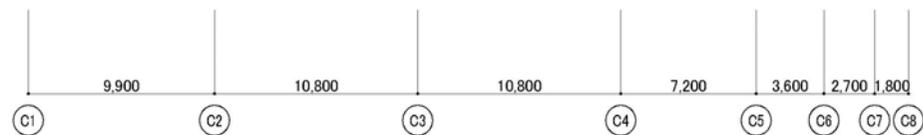
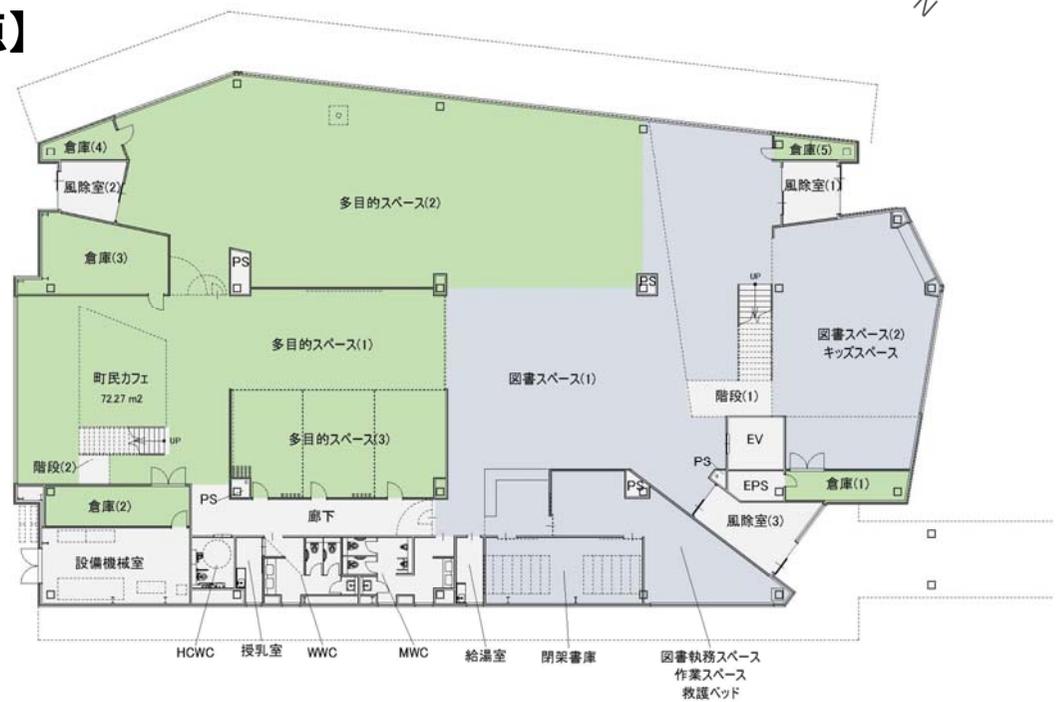
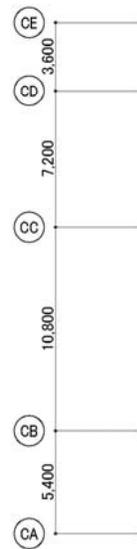
| 区 分 | 室 名 | 面 積 | | 増 減 (B-A) |
|---------|---------------------|--------------|-----------|--------------|
| | | R7.6_基本設計(A) | R8.2時点(B) | |
| 執 務 | 執務室（副町長スペース含む） | 780 | 861 | 81 |
| | 町長室 | 34 | 34 | 0 |
| | 教育長室 | 29 | 17 | -12 |
| | 応接室 | 52 | 24 | -28 |
| | 小 計 | 895 | 936 | 41 |
| 執務関連諸室 | 会議室1～4 | 76 | 72 | -4 |
| | 打合1～4 | 64 | 0 | -64 |
| | 防災無線室 | 9 | 11 | 2 |
| | 会計室 | 18 | 19 | 1 |
| | 印刷室 | 13 | 17 | 4 |
| | サーバー室 | 16 | 16 | 0 |
| | 宿直室 | 11 | 14 | 3 |
| | 更衣室 | 44 | 35 | -9 |
| | 給湯室 | 19 | 7 | -12 |
| | 倉庫 | 93 | 82 | -11 |
| | 小 計 | 363 | 273 | -90 |
| 町民共用エリア | 相談(1)(2)(3) | 37 | 34 | -3 |
| | WC | 67 | 100 | 33 |
| | 授乳室 | 5 | 0 | -5 |
| | 小 計 | 109 | 134 | 25 |
| 議会関連諸室 | 議事堂 | 158 | 160 | 2 |
| | 議会事務局 | 24 | 22 | -2 |
| | 議長/副議長/応接室 | 40 | 40 | 0 |
| | 議員控室 | 33 | 28 | -5 |
| | 監査室 | 20 | 21 | 1 |
| | 小 計 | 275 | 271 | -4 |
| 商工会 | 商工会事務室 | 74 | 85 | 11 |
| | 共用相談室 | 19 | 0 | -19 |
| | 小 計 | 93 | 85 | -8 |
| 機械・ポンプ | 機械室（ポンプ室含む） | 39 | 53 | 14 |
| | 小 計 | 39 | 53 | 14 |
| その他 | 廊下、階段、風除室、PS,DS,EPS | 954 | 803 | -151 |
| | 小 計 | 954 | 803 | -151 |
| 面積合計 | | 2,728 | 2,555 | -173 |

2 文化交流施設 (1F)

【R7.6 基本設計】

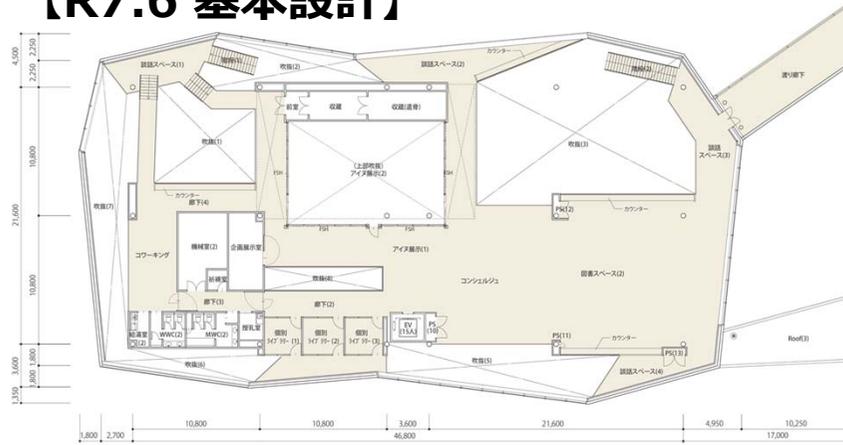


【R8.2 時点】

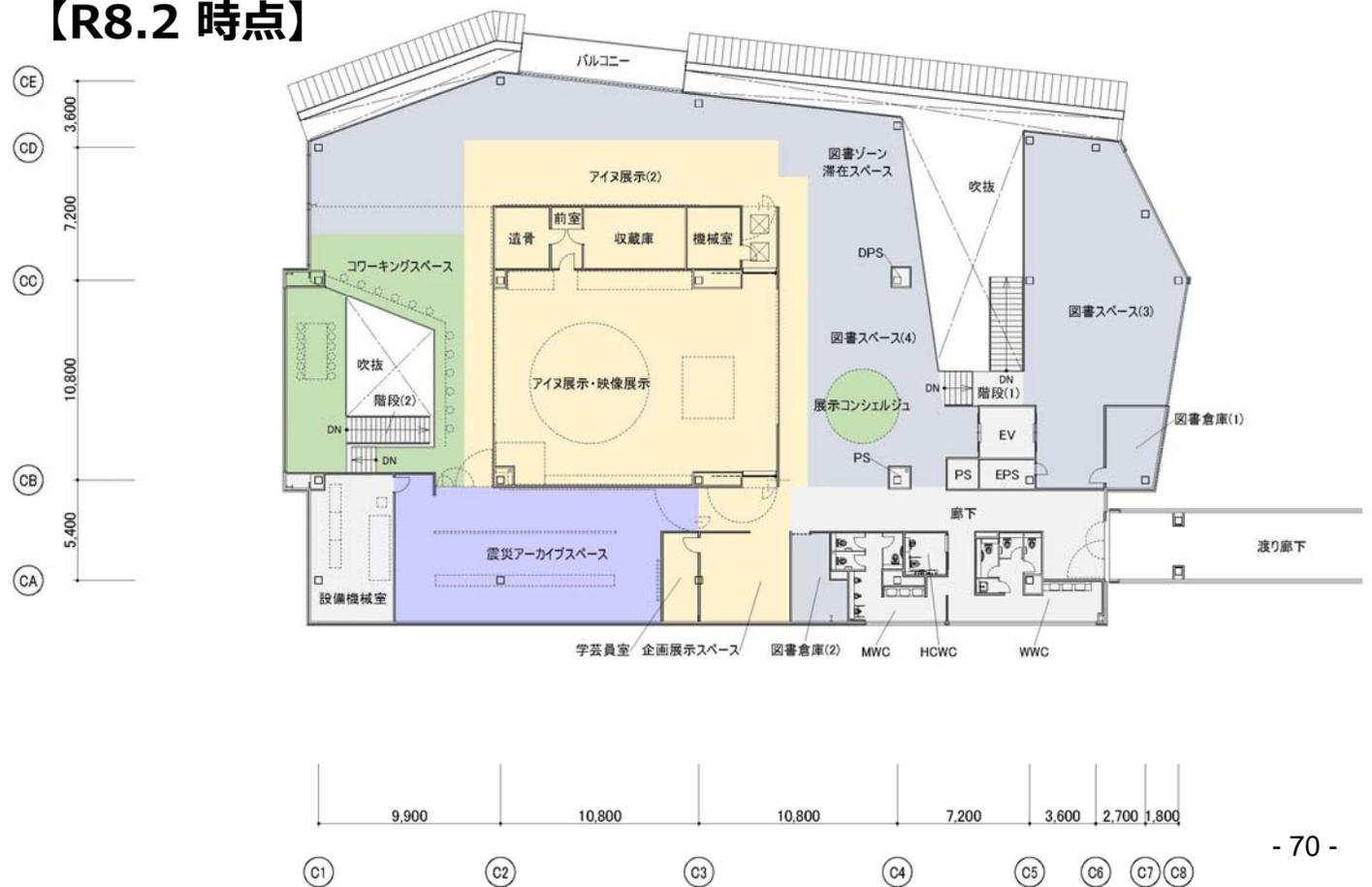


2 文化交流施設 (2F)

【R7.6 基本設計】



【R8.2 時点】



2 文化交流施設（諸室面積）

(単位：㎡)

| 区 分 | 室 名 | 面 積 | | 増 減 |
|-----------------|----------------------|--------------|--------------|-------------|
| | | R7.6_基本設計(A) | R8.2時点(B) | (B-A) |
| 図書スペース | 図書スペース（キッズスペース含む） | 686 | 571 | -115 |
| | 個別ライブラリー | 32 | 0 | -32 |
| | 図書室務・作業スペース | 58 | 44 | -14 |
| | 閉架書庫 | 24 | 30 | 6 |
| | 図書ゾーン滞在スペース | 0 | 97 | 97 |
| | 図書倉庫 | 0 | 26 | 26 |
| | 小 計 | 800 | 768 | -32 |
| (仮称)アイヌ歴史文化センター | アイヌ・映像展示 | 356 | 344 | -12 |
| | 収蔵（収蔵庫・遺骨・前室） | 42 | 36 | -6 |
| | 企画展示室・学芸員室 | 0 | 46 | 46 |
| | 機械室 | 25 | 10 | -15 |
| | 小 計 | 423 | 436 | 13 |
| 震災アーカイブ | 震災アーカイブ | 90 | 114 | 24 |
| | 小 計 | 90 | 114 | 24 |
| 町民共用施設 | 多目的スペース(1) | 123 | 95 | -28 |
| | 多目的スペース(2) | 84 | 273 | 189 |
| | 多目的スペース(3) | 62 | 65 | 3 |
| | 映像展示スペース | 72 | 0 | -72 |
| | コワーキング | 35 | 87 | 52 |
| | 売店・カフェラウンジ・チャレンジコーナー | 87 | 72 | -15 |
| | 倉庫 | 34 | 67 | 33 |
| | 小 計 | 497 | 659 | 162 |
| 共用 | WC | 49 | 100 | 51 |
| | 授乳室 | 5 | 4 | -1 |
| | 給湯室 | 11 | 6 | -5 |
| | 小 計 | 65 | 110 | 45 |
| その他 | 機械室・廊下・階段・EV・その他 | 667 | 287 | -380 |
| | 小 計 | 667 | 287 | -380 |
| 面積合計 | | 2,542 | 2,374 | -168 |

3 事業スケジュール

| 施設名称 | 令和8年 2026年 | | | | 令和9年 2027年 | | | | 令和10年 2028年 | | | | 令和11年 2029年 | | | | 令和12年 2030年 | | | |
|-----------------|---------------|-----|-----|-------|---------------|-----|-----|-------|----------------|-----|-----|-------|----------------|-----|-----|-------|----------------|-----|-----|-------|
| | 1-3 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 4-6 | 7-9 | 10-12 |
| 現役場庁舎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現役場庁舎別館 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 青少年センター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧母子センター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧児童会館 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 創作館 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 町道福祉センター通り線 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新役場庁舎【商工会含む】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 文化交流施設【アイヌ文化含む】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 京町公園 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉センター前構内道路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道路・駐車場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総合福祉センター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

4 主要建設工事に係る事業費

(単位：千円、税込)

| 施設 | 概算事業費 (基本設計) A | 予算の議決 | | 契約済 (R8.1月まで) | 契約見込 (R8.4月以降) | 事業費見込 B | 事業費低減額 (A - B) |
|-------------------|-------------------|------------------|---------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|
| | | 債務負担行為 | 予算計上額 | | | | |
| 全体 | 8,639,025 | 6,821,000 | 73,000 | 1,952,918 | 6,284,003 | 8,236,921 | 402,104 |
| 役場庁舎 | 3,083,000 | 3,083,000 | | 1,881,528 | 1,051,600 | 2,933,128 | 149,872 |
| 建設工事 | 2,915,000 | 2,915,000 | | 1,722,600 | 1,051,600 | 2,774,200 | 140,800 |
| 建築主体 | 1,863,400 | 1,863,400 | | 1,722,600 | | 1,722,600 | 140,800 |
| 電気設備 | 431,200 | 431,200 | | | 431,200 | 431,200 | 0 |
| 機械設備 | 620,400 | 620,400 | | | 620,400 | 620,400 | 0 |
| 実施設計 | 126,200 | 126,200 | | 119,328 | | 119,328 | 6,872 |
| 工事監理 | 41,800 | 41,800 | | 39,600 | | 39,600 | 2,200 |
| 文化交流施設 | 3,697,000 | 3,697,000 | | | 3,448,258 | 3,448,258 | 248,742 |
| 建設工事 | 3,102,000 | 3,102,000 | | | 2,869,900 | 2,869,900 | 232,100 |
| 建築主体 | 2,041,600 | 2,041,600 | | | 1,809,500 | 1,809,500 | 232,100 |
| 電気設備 | 232,100 | 232,100 | | | 232,100 | 232,100 | 0 |
| 機械設備 | 828,300 | 828,300 | | | 828,300 | 828,300 | 0 |
| 実施設計 | 183,600 | 183,600 | | | 171,358 | 171,358 | 12,242 |
| 工事監理 | 70,400 | 70,400 | | | 66,000 | 66,000 | 4,400 |
| アイヌ展示 | 341,000 | 341,000 | | | 341,000 | 341,000 | 0 |
| 広場・公園 | 762,184 | 41,000 | | | 761,829 | 761,829 | 355 |
| 整備工事 | 721,184 | | | | 721,184 | 721,184 | 0 |
| 実施設計 | 41,000 | 41,000 | | | 40,645 | 40,645 | 355 |
| 道路・駐車場・上下水 | 1,096,841 | | 73,000 | 71,390 | 1,022,316 | 1,093,706 | 3,135 |
| 整備工事 | 1,022,316 | | | | 1,022,316 | 1,022,316 | 0 |
| 実施設計 | 74,525 | | 73,000 | 71,390 | | 71,390 | 3,135 |

第5次厚真町総合計画（素案）

令和8年 月



第5次厚真町総合計画（素案）目次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1編 総論..... | 2 |
| 第1章 はじめに | 3 |
| 第2章 これまでの歴史とまちづくりの変遷 | 4 |
| 第3章 計画の位置づけ・期間・対象..... | 8 |
| 第4章 計画のスタイル..... | 9 |
| 第5章 策定の考え方と方法 | 10 |
| 第6章 評価手法 | 11 |
| 第7章 まちの課題認識..... | 14 |
| 第2編 基本構想 | 20 |
| 第1章 基本構想とは..... | 21 |
| 第2章 10年後の将来像..... | 21 |
| 第3章 基本目標と施策体系 | 22 |
| 第3編 基本計画 | 26 |
| 第1章 基本計画の概要..... | 27 |
| 第2章 基本計画の見方 施策ロジックモデルの読み解き方..... | 28 |
| 第3章 基本計画（ロジックモデル集） | 30 |
| 第4章 18 施策の結果指標と社会的インパクト一覧..... | 66 |
| 第4編 付 録..... | 76 |
| 第1章 厚真町の人口の見通し | 77 |
| 第2章 土地利用ビジョン | 79 |
| 第3章 総合計画策定のあゆみ | 81 |
| 第4章 総合計画策定メンバー | 83 |

第1編 総論

第1編 総論

第1章 はじめに

北海道の大地に抱かれた厚真町。広がる田園風景と豊かな自然の中で、私たちは代々受け継がれてきた文化や産業を大切にしながら、未来へと歩みを進めてきました。

平成30年(2018年)の北海道胆振東部地震は、町に大きな爪痕を残しましたが、復興への懸命な努力の中で、地域の絆の大切さと災害に強いまちづくりの必要性を深く認識しました。第4次総合計画に基づき、人口減少という課題に真正面から取り組んだ結果、震災前の平成28年(2016年)から平成30年(2018年)、そして令和4年(2022年)から令和5年(2023年)にかけて「社会増」を達成^{※1}し、急速な人口減少の緩和に一定の成果を挙げました。また、合計特殊出生率も平成30年(2018年)から令和4年(2022年)の5年間平均で1.39^{※2}となり、全国・北海道平均を上回る水準となりました。

しかし、人口は令和32年(2050年)に2,931人まで減少するとの予測もあります^{※3}。人口減少が町の活力喪失に直結しないよう、持続可能なまちのあり方を考える時代が到来しています。一方で、DXやGXの推進、新庁舎をはじめとする文化交流施設や上厚真ゼロカーボンビレッジの整備など、新たな可能性も広がっています。世代を超えた多様な交流が生まれ、まちの賑わいが再び広がる未来が、すぐそこまで来ています。

本計画は、従来の計画とは異なるアプローチを採用しています。アンケートやヒアリング、ワークショップを通じて、町民の皆さんの声を集め、今のまちが抱えている課題を丁寧に整理しました。そのうえで、「どのような取組を行い、どのような成果につなげていくのか」をわかりやすく整理した「ロジックモデル」を示し、成果を確認できる具体的な目安(指標)を設定しています。こうした積み重ねをもとに、将来のまちの目標や基本的な方向性をまとめた、実行につながる計画としています。

日本全体で人口減少が進む中、私たちは、幾多の試練を乗り越え、この町を拓いてきた先人たちの想いを受け継ぎながら、DX、GX、SDGsといった新しい時代の流れを取り入れていきます。目指すのは、ただ人口を増やすことではありません。厚真町のポテンシャルを引き出し、町民が幸せを実感できる魅力あふれるまちをつくること。そうすれば、自然と人が集まり、住み続けたい、帰りたくなるまちが生まれます。このまちづくりを、町民一丸となって推進します。

※1：総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数より

※2：厚労省、人口動態、保健所・市町村別統計より

※3：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2023年推計)」より

第2章 これまでの歴史とまちづくりの変遷

一万年以上続く、人々の営みとダイナミックな交易の歴史

厚真町の歴史は、約1万4,500年前の旧石器時代にまでさかのぼります。厚真川の流域では、長い年月にわたって人々の暮らしが営まれてきました。縄文時代以降の遺跡からは、富良野や十勝地方など北海道内陸部と行き来があったことを示す多くの出土品が見つかっています。

さらに、10世紀ごろから交易が盛んになると、ロシア極東地域や朝鮮半島、博多や京都、常滑、鎌倉など各地の産物が、東北地方やサハリンを経由して厚真にももたらされていたことが、発掘調査によって明らかになりました。こうした広い地域とのつながりは、全国からも注目されています。

このように厚真町は、古くから厚真川が育んだ豊かな自然と、交流が生まれやすい立地に恵まれた地域でした。その環境の中で、先住民であるアイヌの人々の豊かな生活文化が生まれ、受け継がれてきました。

林業の町 厚真の誕生

1870年・明治3年に新潟県人青木与八が浜厚真に定住し、明治20年・今から約140年前ころから富山県や石川県、岩手県など本州からの和人の移住が本格化します。

厚真川流域に広がっていた原野や森林は、人々の手によって少しずつ水田や畑へと開かれてきました。用水路の整備や土づくりの工夫などに、地域の人々が力を合わせて取り組み、その積み重ねによって、農業の町としての厚真町の基盤が築かれてきました。

夕張山地南部に位置する厚真の原生林を資源として、製材所や炭焼き窯が町内各所につくられ、明治30年・1897年に苫小牧村から厚真村が独立し、行政単位としての厚真が誕生します。

その後も急速な発展を遂げ、これらの生産・流通・地域経済の拠点として、現在の厚真町市街地が形成されてきました。

昭和の躍進的發展「苫東開発」

現在の厚真町の発展は、厚真町・苫小牧市・安平町にまたがる「苫小牧東部工業地帯」の開発を大きなきっかけとして進んできました。1980年（昭和55年）に北海道電力苫東厚真火力発電所1号機の運転が始まり、現在では北海道最大規模の火力発電所となっています。さらに、国内最大級の石油備蓄基地の整備や、日本海航路の定期フェリーの就航などが進み、厚真町は北海道のエネルギー供給や全国につながる物流の拠点として、重要な役割を担っています。

また、北海道の空の玄関口である新千歳空港から1時間以内という立地にも恵まれており、産業・物流・交流の面で大きな優位性を持っています。

これらの条件を生かし、厚真町は豊かな自然と調和しながら、さらなる発展につながる高いポテンシャルを備えた町と言えます。

第4期

第4次厚真町総合計画
平成28年（2016年）～令和7年（2025年）

“あつまる、つながる、まとまる、
大いなる田園の町、あつま”

少子高齢化が進行し、産業全体の後継者不足・人材不足など地域経済の発展や活力ある地域社会の形成などに課題が生じてるなか、厚真町がもつ限りない可能性を信じ、人を育て・人を残し、先達から受け継いだ「豊かな森と海、田園の輝き」を次世代に引き継ぐため、山積する課題に積極果敢に新しいまちづくりに挑戦してきました。

第4.5期

第4次厚真町総合計画 改訂版
平成28年（2016年）～令和7年（2025年）

“あつまる、つながる、まとまる、
大いなる田園の町、あつま”

第4次の総合計画の期間中、平成30年北海道胆振東部地震により未曾有の被害を受けました。このため、復興計画や人口減少問題に取り組むための総合戦略を盛り込んだ、第4次厚真町総合計画の改訂作業をおこないました。改訂版では、震災からの復旧・復興、地方創生、防災・減災の取り組みを一体的に推進し、しなやかで持続的発展が可能なまちづくりを目指してきました。

第5期

次の新たな10年へ



第3章 計画の位置づけ・期間・対象

3-1 計画の位置づけ

本計画は、町が策定する計画のうち、最も基本となる計画であって、行政や町民、関係人口など、厚真町に関わる様々な主体が共創してまちづくりを進めるための基本的な方向性を示す羅針盤とします。

特定分野における町の政策における基本的な方向等を明らかにする計画（以下、「分野別計画」という。）は、総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定し、推進することとします。

3-2 計画期間

令和8年度～令和17年度（2026～2035年度）の10年間

3-3 対象区域

町全域

3-4 対象主体

地域住民

広域連携（胆振管内・北海道）

民間企業

連携大学

NPO等

本計画は、これらの多様な主体との協働を前提とします。

第4章 計画のスタイル

4-1 計画の構成

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造で構成します。

4-2 基本構想（10年間）

計画的かつ戦略的にまちづくりを行うための基本的指針で、10年間の長期的な構想を示します。

期間：令和8年度～令和17年度（2026～2035年度）

4-3 基本計画（前期・後期各5年間）

基本構想に基づき、達成すべき目標や、その道筋を示した中期的な計画です。前期・後期のそれぞれ5年間で構成します。

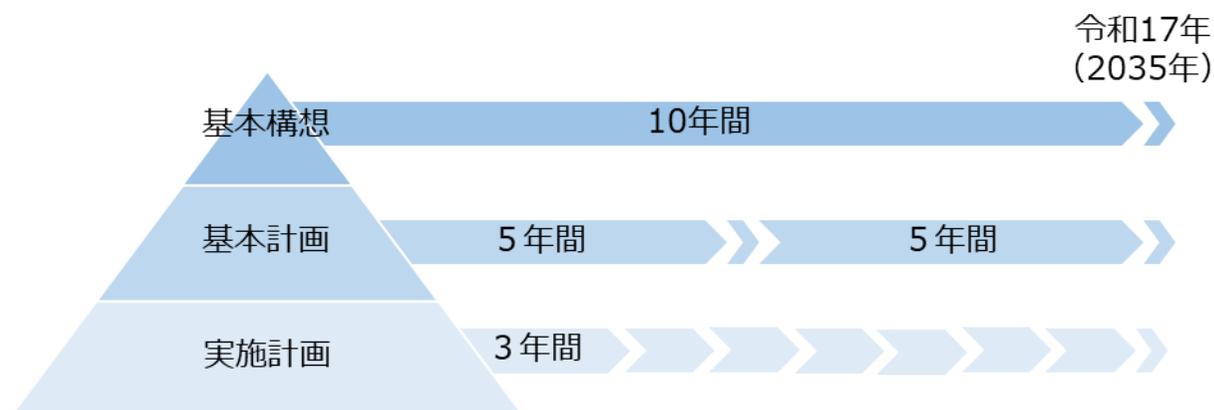
前期：令和8年度～令和12年度（2026～2030年度）

後期：令和13年度～令和17年度（2031～2035年度）

4-4 実施計画（3年間）

基本計画で定めた数値目標や成果指標等を達成するための具体的な事業や実施期間を定めた、3年間の短期計画です。

毎年度ローリング方式により見直しを行います。



第5章 策定の考え方と方法

本計画では、現状を正しく把握し、何から取り組むべきかを明確にするため、段階を踏んで計画づくりを進めました。

まず、まちが抱えている課題を整理し、課題構造が見える形にしました。次に、地域幸福度調査を通じて、町民の暮らしや満足度、感じている課題を把握しました。

その結果をもとに、取組から成果までのつながりを整理する「ロジックモデル」を構築し、実行につながる計画としてまとめています。

5-1 課題構造の可視化

本計画策定にあたり、職員ワークショップを通じて、まちが抱える課題を19の分野に整理し、課題同士のつながりを可視化した**課題構造マップ**を作成することにより、課題構造を可視化しました。

→ 課題構造マップとは

まちの課題同士がどのように影響し合っているかを、矢印でつないで示した図です。

例えば、「地域交通の不便」という課題があると、それが「外出機会の減少」につながり、さらに「交流の減少」や「買い物の困難」へと波及していきます。このように、一つの課題が別の課題を引き起こす連鎖が見える化することで、どこに力を入れれば複数の課題を同時に改善できるかが分かります。

この「効きやすい場所」をレバレッジポイント(効きどころ)と呼び、レバレッジポイントに優先的に取り組むことで、限られた資源を効果的に使い、まち全体に良い変化を広げることができます。

5-2 地域幸福度調査

町では令和6年(2024年)、デジタル庁の**地域幸福度(Well-Being)指標**を活用し、住民の主観的な幸福感と客観的な生活環境データを組み合わせた調査を実施しました(有効回答404件)。

→ 地域幸福度(Well-Being)とは

地域幸福度(Well-Being)とは、住民一人ひとりが「心身ともに健康で、自分らしく生きられている」と感じられる状態を指します。単に経済的な豊かさだけでなく、健康、教育、つながり、環境、安心・安全など、暮らしの様々な側面を総合的にとらえる考え方です。

デジタル庁では、全国の自治体が共通の指標で地域幸福度を測れるよう、地域幸福度(Well-Being)指標を整備しています。これにより、住民の実感(主観)と統計データ(客観)の両面から、まちの状態を把握することができます。

→ 地域幸福度調査とは

地域幸福度調査では、主観データ(町民の実感)と客観データ(統計の実態)の両方を測ります。

主観データ(アンケート)：「幸せですか?」「暮らしに満足していますか?」など、町民が感じている満足度や安心感を数値化します。

客観データ(統計)：人口、医療施設数、商業施設へのアクセス、雇用状況など、実際の数値を使います。

この二つを重ね合わせることで、「設備は整っているのに満足度が低い」場合は使い勝手やアクセスの改善が必要、「満足度は高いのに利用が少ない」場合は周知不足、といった具体的な対応策が見えてきます。

5-3 ロジックモデルの構築(やること→出るもの→良くなること)

本計画では、各施策について**ロジックモデル**という設計図を作成しています。

→ ロジックモデルとは

ロジックモデルとは、施策ごとに、

取組(やること)→直接的結果(目に見える産出)→社会的インパクト(望ましい変化：短期・中期・長期)

の順番で並べた設計図です。

例えば

- ・ **取組**：研修の開催、施設の整備、情報の周知、相談窓口の設置
- ・ **直接的結果**：開催回数、参加者数、配布数、連携件数など、すぐ数えられるもの
- ・ **社会的インパクト**：取組で直接的に左右することができない、地域や人の変化

このように、行事や補助を「やった」で終わらせず、暮らしの変化(成果)までたどり着く道筋を最初から決めることで、本当に効果のある施策を実施できます。

直接的結果については、その実施状況を測る「結果指標」を設定しています。社会的インパクトについては、初期成果(2~4年)、中期成果(5~8年)、長期成果(9~10年)の3段階で整理し、各施策が目指す望ましい変化を明示しています。

第6章 評価手法

6-1 基本的な考え方

本計画では、よりよい成果につながる行政運営を行うため、ロジックモデルに基づいた評価の仕組みを取り入れます。施策ごとに、「ど

のような取組を行い、どのような成果につながるのか」という流れを明確にし、計画・実行・点検・改善を繰り返す PDCA サイクルによって、継続的な見直しと改善を進めていきます。

各施策の進捗状況は、取組の実施状況を示す「直接的結果」と、ロジックモデルに示した「社会的インパクト」の実現状況を確認しながら把握します。直接的結果については結果指標により測定し、社会的インパクトについては、各施策が目指す望ましい変化の実現状況を多角的な視点から確認します。

これにより、限られた資源をより効果的に使いながら、町民一人ひとりの暮らしの質の向上につなげていきます。

6-2 評価と改善のサイクル

本計画の評価は、毎年度実施し、必要に応じて施策や事業の見直しを行います。また、中間年（令和 12 年度）には計画全体の進捗状況を総合的に検証し、社会情勢の変化等を踏まえた見直しを行います。

評価結果は町民に分かりやすく公表し、説明責任を果たすとともに、次年度以降の施策の改善につなげていきます。

6-2-1 Plan（計画） | 実施計画の策定と予算編成

- 実施計画の策定
- 予算編成

6-2-2 Do（実行） | 事業の執行

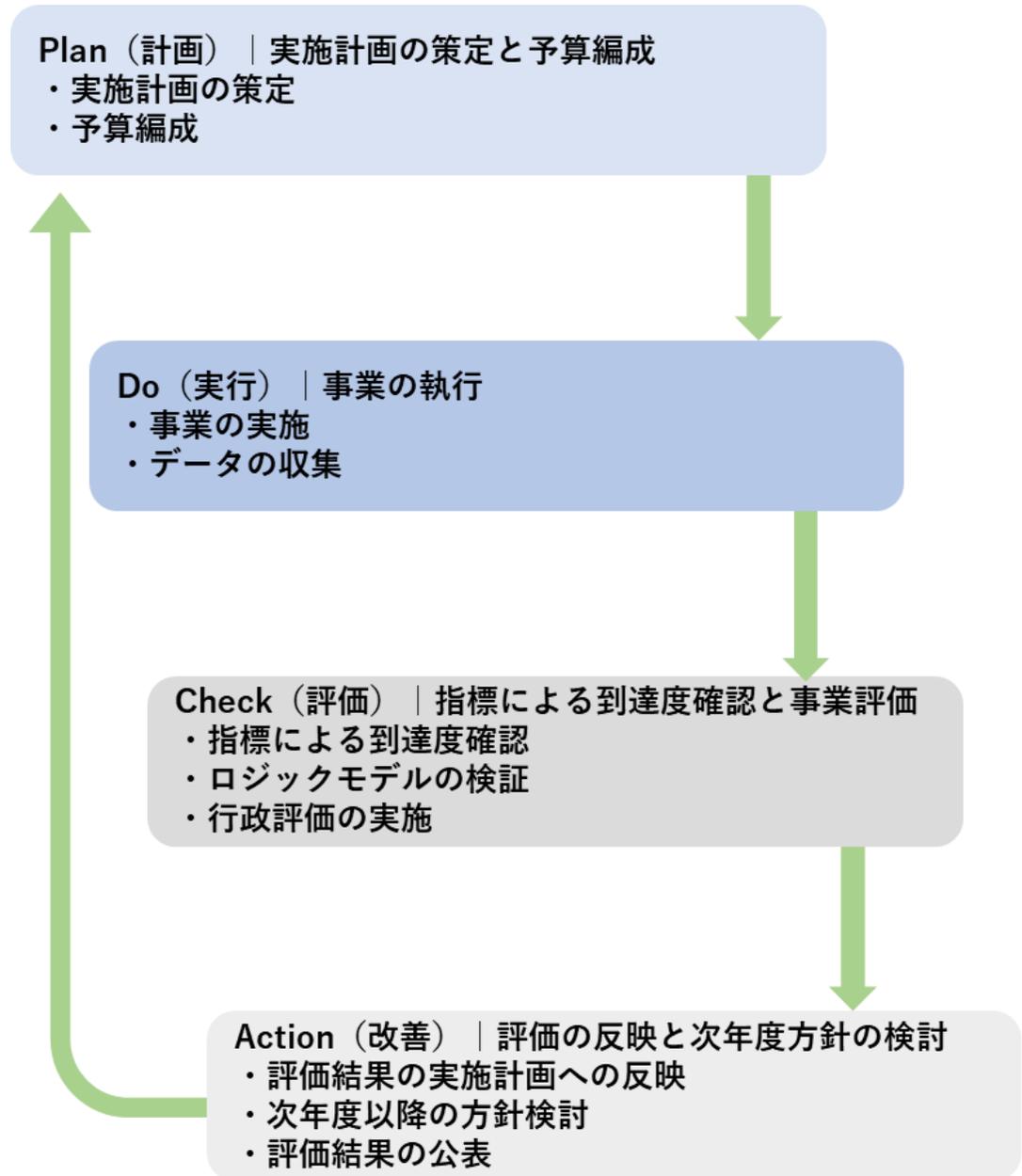
- 事業の実施
- データの収集

6-2-3 Check（評価） | 指標による到達度確認と事業評価

- 指標による到達度確認
- ロジックモデルの検証
- 行政評価の実施

6-2-4 Action (改善) | 評価の反映と次年度方針の検討

- 評価結果の実施計画への反映
- 次年度以降の方針検討
- 評価結果の公表



第7章 まちの課題認識

7-1 課題構造の可視化

本計画策定にあたり、職員ワークショップを通じて、まちが抱える課題を19の分野に整理しました。

7-2 19の政策分野

1. 子ども・子育て支援の充実
2. 教育・多様な学びの充実
3. 歴史と文化の継承・スポーツの振興
4. 官民学連携による人材の確保・育成
5. 高齢者福祉・介護の充実
6. 社会福祉・障がい者福祉の充実
7. 保健・医療の充実
8. 農畜産業の振興
9. 林業の振興
10. 水産業の振興
11. 商工業・観光の振興
12. 地域経済の活性化
13. 都市機能の最適化
14. 人と自然にやさしい循環型社会づくり
15. 住まい方の充実・定住促進
16. 防災・危機管理能力の強化
17. 安心・安全なまちづくり
18. 住民主体のまちづくり
19. 健全な行財政運営への転換

7-3 課題構造の可視化によって明らかになった、厚真町の課題

厚真町では、人口減少や少子高齢化の進行により、担い手不足や産業・経済の変化が重なり、さまざまな分野で課題が広がっています。

子育て・教育分野では、保護者の孤立や移動のしにくさが、子どもたちの学びや体験の機会を限られたものにしていきます。**歴史・文化・スポーツ分野**では、担い手の減少が、多世代交流の機会減少につながっています。**人材育成分野**では、新たな担い手の受け入れ態勢の脆弱さと、新しいことに挑戦することへの心理的なハードルにより、取組が停滞しています。**高齢者・障がい福祉分野**では、介護人材の不足や地域のつながりの弱まりが、孤立を深める要因となっています。**保健・医療分野**では、医療従事者の不足や受診のしにくさが、病気の重症化リスクを高めています。

また、一次産業では、**農畜産業・林業・水産業**のいずれにおいても、厳しい経営環境や後継者不足が大きな課題となっています。**商工業・観光分野**では、町内での消費を促す魅力づくりや情報発信が十分でなく、消費が町外へ流出しています。**地域経済の活性化**においては、公的支援への期待が高まる一方で、民間同士が連携する機会が少なく、自立した経済の循環が生まれにくい状況です。**都市機能**の分野では、インフラの老朽化に加え、財源や人材の不足が維持管理を難しくしています。**循環型社会づくり**では、環境への意識を保つことの難しさやコストを重視する考え方が、新しい技術の導入を遅らせています。**住まい・定住促進**では、空き家が十分に活用されていないことや、住環境の魅力低下が定住の妨げとなっています。

防災分野では、震災の記憶の風化や高齢化の進行により、自助や共助の力が弱まりつつあります。**安心・安全なまちづくり**では、交通事故のリスクや防犯機能の低下が、日常生活の安全性に影響を与えています。**住民主体のまちづくり**においては、公的支援への依存が高まる一方で、自治会活動の担い手不足や参加意義の見直しが求められており、地域の合意形成が難しくなっています。**行財政運営**では、これまでの組織慣習や部署間の連携不足が、将来を見据えた重点的な投資を妨げており、職員の業務負担の増加がデジタル化の進展を遅らせています。

このように、「地域コミュニティの希薄化」や「新たな挑戦への心理的ハードル」といった分野を超えた共通の課題が、デジタル化の推進や新規参入、支え合いの仕組みづくりを阻む大きな要因となっています。各分野の課題が互いに影響し合う中で、行政サービスだけに頼る仕組みには限界が見え始めており、地域全体の持続可能性が問われています。

7-4 地域幸福度調査から見た厚真町の特徴

令和6年(2024年)に実施した地域幸福度調査(有効回答404件)から、厚真町の強みと課題が明らかになりました。

7-4-1 町の強み(主観・客観ともに高い)

- ・地域とのつながり
- ・健康状態
- ・環境共生
- ・自然災害
- ・住宅環境

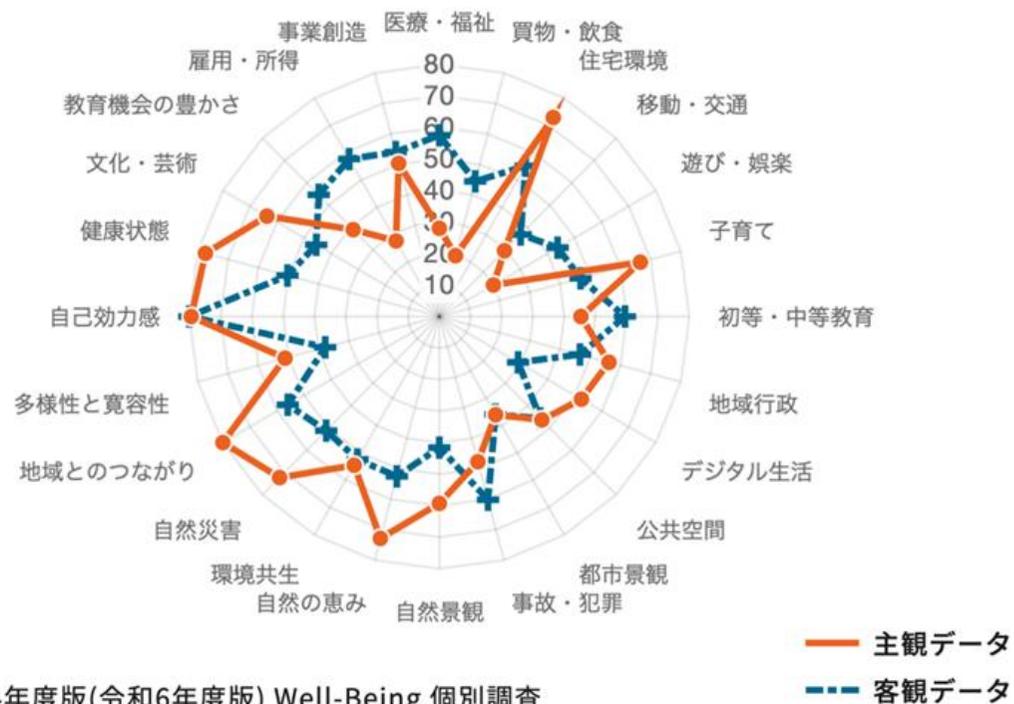
7-4-2 町の弱点(主観・客観ともに低い)

- ・公共空間
- ・都市景観
- ・移動交通
- ・買物・飲食
- ・遊び・娯楽

7-4-3 主観が客観より低い(実感が統計より悪い)

- ・医療福祉
- ・買物・飲食
- ・移動交通
- ・遊び・娯楽

カテゴリー別



【出典】2024年度版(令和6年度版) Well-Being 個別調査

7-5 ワークショップから得られた生活実感

令和6年(2024年)8月から9月にかけて、中高生、一般町民、女性を対象とした3回のワークショップを開催し、町民の生活実感を丁寧に聞き取りました。

7-5-1 教育機会の豊かさに関する課題

○ 中高生の声

「町内に塾が少なく地域外に出る必要性」「大人が学び続ける施設や機会の少なさ」「町主催ではない文化に関する学び場の少なさ」が挙げられました。また、高齢者が車で移動できなくなることで学びの場にアクセスできないという、移動交通とも関わる課題が明らかになりました。

○ 一般町民の声

「スポーツに関する学びの機会が少ない」「移動図書館を学校のみを対象に実施するのではなく、町民にも実施したらどうか」という意見があり、移動交通の課題がある町のなかで、学びの機会へのアクセスの豊かさをいかに向上させるかが議論されました。

7-5-2 医療・福祉に関する課題

○ 中高生・一般町民の声

「車がないため自由に行動できない」という移動交通に関わる課題が多く寄せられました。「専門的な医療の必要性」や「認知症への不安」の声も挙げられています。

健康状態に関する主観データは非常に良い一方で、客観データが低いことから、今後、高齢化がますます進むなかで主観数値も大幅な低下が予想されるため、医療・福祉については、移動の課題を解決することが極めて重要です。

7-5-3 買物・飲食に関する課題

○ 一般町民の声

「札幌や苫小牧などの地域外で買物をする」という声が多く挙げられました。また、大きな小売店ができることで個人商店への影響もあるため、「個人商店が宅配機能を持つことで移動交通の課題もあわせて解決しつつ、地域内での買物に対する満足度をあげていく」というアイデアも出されました。

7-5-4 多様性と寛容性に関する課題

○ 一般市民の声

「新たな家を借りる際に、つながりがあれば借りられるものの、地域外から入ってきた際に家探しに苦労をした」という声があり、地域とのつながりが強い一方で、見知らぬ他者に対する寛容性の課題が確認できました。

7-5-5 雇用・所得に関する課題

○ 女性の声

データを女性のみ限定すると全体で見た場合の偏差値よりもさらに低下することから、町内の女性は特に「雇用・所得」に関する課題を抱えていることが推測できます。ワークショップでも、「数時間だけ農作業の手伝いをするなど、短時間の雇用におけるマッチングが機能すること」など、隙間時間を活かした多様な働き方の必要性に関する意見が寄せられました。

7-5-6 デジタル生活に関する課題

○ 女性の声

子どもの送迎や祖父母の介護などを担う中心的な役割を、地域の女性が担っているという声が多く寄せられました。その結果、自分のために使える時間が限られ、「人生の待機時間」が長くなっていると感じている人が少なくありません。

自由に使える時間が少ない状況では、自ら情報を探しに行ったり、新しい行動を起こしたりすることが難しくなります。このことから、必要な情報が十分に届いていない可能性があることが分かりました。今後は、デジタル技術を活用した分かりやすい情報発信や、生活する一人ひとりに確実に情報が届くような工夫が求められます。

7-5-7 移動・交通の課題(全世代共通)

中高生ワークショップ、一般市民ワークショップ、女性限定ワークショップのいずれにおいても、「移動・交通」に関する課題が寄せられています。移動・交通に関する課題は、若年世代からシニア世代まで全てにまたがる課題であり、塾の送迎から生活必需品の購入、病院への通院など多岐にわたる町のボトルネックであることが確認できています。

7-6 厚真町の強みと課題～データと対話から～

厚真町は、人口減少と少子高齢化を背景に、あらゆる分野で担い手不足と経済的な負担増が深刻化しています。職員ワークショップで明らかになった課題構造では、「人材や施設などのリソース不足」「経済的な負担の増加」「暮らし方や考え方の多様化により求められる支援が広がっていること」「地域での関係性の希薄化」「まちへの興味・関心・意識の低下」「移動手段の制約」「公的な支援への期待の高まり」などが、町全体の課題を深刻化させる構造的なボトルネックとなっています。

地域幸福度調査の結果から、地域とのつながりや健康状態、自然との共生といった点は、厚真町の強みであることが確認されました。一方で、移動交通や買物・飲食、公共空間、遊び・娯楽などについては、課題があることが明らかになりました。

特に、医療福祉、買物・飲食、移動交通、遊び・娯楽の分野では、統計データで示される状況よりも、住民の感じている不便さのほうが大きく、日々の暮らしの中で課題を実感している様子が浮き彫りになっています。

町民ワークショップでは、中高生、一般町民、女性のいずれからも「移動・交通の不便さ」が最も多く指摘されました。この課題は、学びの機会、医療・福祉、買物・飲食、働き方、情報へのアクセスなど、生活のあらゆる場面に影響を及ぼしており、全世代が共通して抱える大きな課題です。

これらの課題は互いに影響し合い、一つの分野の課題が他の分野にも波及する構造になっています。住民、事業者、行政が力を合わせ、施策どうしの連携と相乗効果を意識した総合的な取組が求められています。

第 2 編 基本構想

第2編 基本構想

第1章 基本構想とは

この章では、厚真町がこれからどの方向へ進んでいくのかを示す「地図」と、施策をどのような順序で進めていくのかを示す「道筋」を描いています。

18の施策について作成したロジックモデル（取組を進めるための設計図）を土台とし、課題構造マップから見えてきた、特に効果が高いポイント（レバレッジ）を起点に、計画を進めていきます。

具体的な事業の内容については、次に策定する基本計画で定めることとし、本章では、町がめざす将来像と大きな方針を共有します。

計画期間は令和8年度から17年度（2026～2035年度）までとし、2050年の姿を見据えた内容としています。

第2章 10年後の将来像

（案1）田園の風が誘う 挑戦と誇りを育むまち あつま

厚真町は、田園の広がりや海・山・川に恵まれた風土のもと、人と自然が寄り添う暮らしを育んできました。私たちは、この豊かな環境を次の世代へと引き継ぎながら、子どもから大人まで、一人ひとりが自分らしい歩みの中で、時には一歩踏み出す「挑戦」を重ねていけるまちをめざします。

ここに集い、ふだんの暮らしを営むこと自体が尊重され、小さな挑戦も、挑戦しない穏やかな日常も、どちらもまちの大切な財産として認め合うことで、「あつまるだけで、いいまち。」と実感できる誇りを育んでいきます。こうした田園の風に誘われるような心地よさと、一人ひとりの挑戦と誇りがめぐるまちづくりを通じて、「田園の風が誘う 挑戦と誇りを育むまち あつま」の実現を目指します。

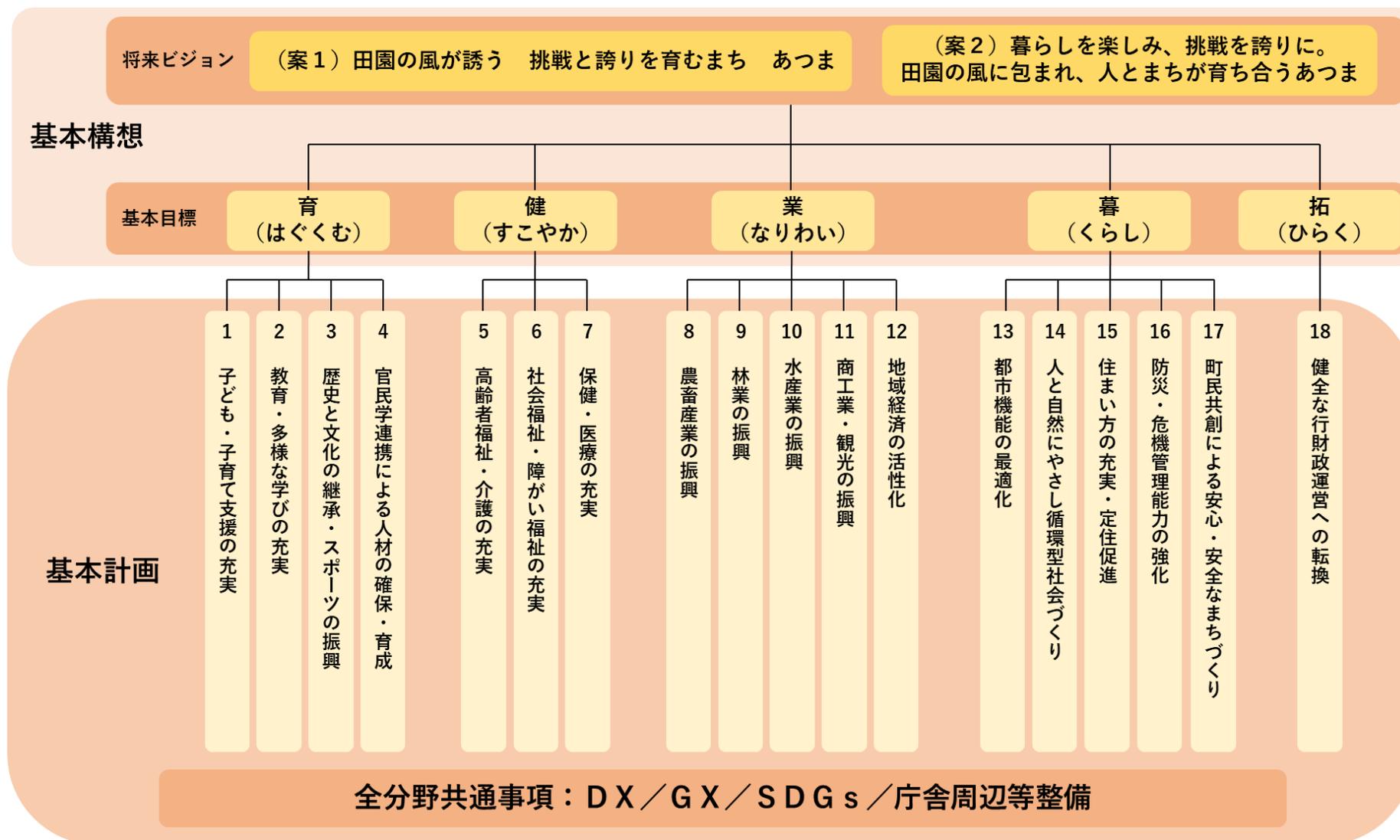
（案2）暮らしを楽しみ、挑戦を誇りに。田園の風に包まれ、人とまちが育ち合うあつま

厚真町は、田園の風に包まれた落ち着いた暮らしの中で、仕事や子育て、学びや地域活動など、それぞれの「ふだんの生活」を大切にしてきたまちです。私たちは、一人ひとりが自分のペースで暮らしを楽しみ、ときには新しいことに挑戦してみようと思えたとき、その一歩をまち全体で応援し、その挑戦を互いの誇りとして分かち合える関係を育てていきます。

挑戦する人だけが評価されるのではなく、静かに日常を支える人、地域にあたたかく関わる人も含めて、多様な生き方が尊重されることで、人と人、人と地域が学び合い・支え合いながら、ともに成長していくまちをめざします。こうした暮らしの楽しさと、無理のない挑戦が両立する環境をととのえることで、「暮らしを楽しみ、挑戦を誇りに。田園の風に包まれ、人とまちが育ち合うあつま」の実現を目指します。

第3章 基本目標と施策体系

課題構造マップで整理した19の政策分野をもとに、施策の検討を進める過程で、親和性の高い「安心・安全なまちづくり」と「住民主体のまちづくり」を統合し、**18 施策**に再編しました。これらを**5つの基本目標**に整理し、施策体系を構築しています。



3-1 育（はぐくむ）

・ねらい

子どもから大人まで、多様な学びの場と機会を確保し、地域への愛着と誇りを育みます。

・方針

質の高い教育・保育の提供、生涯学習の選択肢の保証、文化・スポーツ活動の充実、官民学連携による人材の確保・育成を進めます。

・到達像

経済的・精神的負担が軽減され、安心して子どもを育てられる状態。多様な学びと交流の機会が日常化し、地域に根ざした人材が育ち、活躍の場が広がる好循環が根づきます。

・施策

1. 子ども・子育て支援の充実
2. 教育・多様な学びの充実
3. 歴史と文化の継承・スポーツの振興
4. 官民学連携による人材の確保・育成

3-2 健（すこやか）

・ねらい

誰もが安心して暮らせる医療・福祉の基盤を整えます。

・方針

地域包括ケアシステムの充実、インクルーシブな社会の実現、必要な医療へのアクセス確保を進めます。

・到達像

地域の支えのもと、孤立することなく安心して暮らせる環境が整い、十分な支援と社会参加の機会が確保され、必要な医療を受けられる状態。心身ともに健やかな暮らしが続きます。

・施策

5. 高齢者福祉・介護の充実

6. 社会福祉・障がい福祉の充実
7. 保健・医療の充実

3-3 業（なりわい）

・ねらい

地域の産業基盤を強化し、多様な働き方と新たな事業を生み出します。

・方針

市場環境の変化に左右されない安定した経営の確立、持続可能な資源管理、地域資源を活用した販路開拓、域内経済循環の促進を進めます。

・到達像

担い手が安定的に確保・育成され、安定した経営環境のもとで、雇用を生み出し地域経済の発展に寄与できる状態。魅力ある雇用の選択肢が増え、地域に継続的な活力が循環します。

・施策

8. 農畜産業の振興
9. 林業の振興
10. 水産業の振興
11. 商工業・観光の振興
12. 地域経済の活性化

3-4 暮（くらし）

・ねらい

快適で便利な生活環境を整え、持続可能な暮らしを実現します。

・方針

インフラや公共施設の適切な維持管理、環境負荷の軽減、魅力的な居住環境の整備、防災・危機管理体制の強化、町民共創によるまちづ

くりを進めます。

・到達像

適度な都市機能を享受しながら、環境負荷の軽減を目指した持続可能なライフスタイルを実践できる状態。魅力的な居住環境のもとで、安心して長く住みたいと感じられ、リスクへの備えが充実し、様々な主体とともに地域の課題解決に取り組める状態。静けさと賑わいが両立する持続可能な日常が実現します。

・施策

13. 都市機能の最適化
14. 人と自然にやさしい循環型社会づくり
15. 住まい方の充実・定住促進
16. 防災・危機管理能力の強化
17. 町民共創による安心・安全なまちづくり

3-5 拓（ひらく）

・ねらい

持続可能な財政運営を確立し、職員が誇りを持って働ける組織へ転換します。

・方針

効率的で効果的な施策・事業への束ね、先端技術の有効活用、組織ガバナンスの強化、職員の Well-Being 向上を進めます。

・到達像

持続可能な財政運営を確立し、効率的で効果的な施策・事業に束ねることができる状態。やりがいを持って、いきいきと働くことができ、心理的安全性が担保され、Well-Being が向上している状態。住民と行政との風通しが良い関係性のもと、効率的で透明性の高い行政が実現し、誇りを持てる「住みたい・帰りたくなる」まちが定着します。

・施策

18. 健全な行財政運営への転換

第3編 基本計画

第3編 基本計画

第1章 基本計画の概要

1-1 この基本計画の位置づけ

本計画は、基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、具体的な施策の方向性と成果指標を明示するものです。全18施策について、取組内容から最終的な社会的インパクトまでの道筋を「ロジックモデル」として可視化し、成果志向の行政運営を推進します。

1-2 ロジックモデルと社会的インパクト

ロジックモデルとは、施策の取組（事業・活動）から社会的インパクト（地域における望ましい変化）までの因果関係を論理的に整理したものです。

各施策について、取組によって生み出される「**直接的結果**」と、その結果として地域や受益者に生じる「**社会的インパクト**」を明示しています。

直接的結果については、その実施状況を測る「**結果指標**」を設定しています。社会的インパクトについては、初期成果（2～4年）、中期成果（5～8年）、長期成果（9～10年）の3段階で整理し、各施策が目指す望ましい変化を明示しています。長期成果は、各施策が目指す「この施策が実現する未来」として表現しています。

これらを確認しながら施策の進捗状況を把握し、PDCAサイクルによる継続的な改善を図ります。

1-3 SDGs との関連について

本計画は、国連が定める「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献するため、各施策とSDGsの17のゴールとの関連を明示しています。厚真町は、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能なまちづくりを推進します。



私たちは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

第2章 基本計画の見方 | 施策ロジックモデルの読み解き方

2-1 見開きページの構成

本章では、厚真町の18の基本計画について、左ページに**施策の概要**、右ページに**ロジックモデル図**を配置し、基本計画の全体像と成果までの道筋を可視化しています。

2-2 左ページ | 施策の概要

■この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

施策が最終的に目指す社会的インパクト（長期的な理想の姿）を示しています。

■施策要旨

施策の目的と主な取組内容を180～200字程度で簡潔に説明しています。

■受益者

この施策によって便益を受ける対象（町民、事業者、高齢者など）を示しています。

■担当部署

施策を推進する町の担当課を示しています。

■直接的結果と結果指標

施策の取組によって直接生み出される成果と、その測定指標を示しています。

【表の見方】

例：

| ロジックモデルの取組で生み出される直接的な結果 | 直接的結果 | 結果指標 | 直接的結果を測る具体的な指標 (例：参加者数、実施件数など) |
|-------------------------|----------|-----------|-----------------------------------|
| | 資格取得者の増加 | 保育士資格取得者数 | |

■社会的インパクト（初期・中期）

直接的結果によって生まれる受益者や地域の変化・成果を、初期成果（2～4年）と中期成果（5～8年）に分けて示しています。

【表の見方】

例：

| 区分 | 社会的インパクト |
|------|-----------------|
| 初期成果 | 子育てに必要な経済的負担が軽減 |

初期・中期の区分

社会に生じる変化や成果

※結果指標の現状値・目標値については、次章「18 施策の結果指標と社会的インパクト一覧」で詳しく記載しています。

2-3 右ページ | ロジックモデル図

取組（事業・活動）から社会的インパクト（地域における望ましい変化）に至るまでの因果関係を、図で示しています。

■ロジックモデルの流れ

左側から、取組（事業・活動） → 直接的結果 → 社会的インパクト（地域における望ましい変化）の流れになっています。

- ・ **取組（事業・活動）**：町が実施する具体的な事業や活動
- ・ **直接的結果**：取組の直接的な結果
- ・ **社会的インパクト（初期成果）**：初期的（2～4年）に生じる社会や受益者の変化
- ・ **社会的インパクト（中期成果）**：中期的（5～8年）に生じる社会や受益者の変化
- ・ **社会的インパクト（長期成果）**：長期的（9～10年）に生じる社会や受益者の変化

■受益者の表示

社会的インパクトの各成果に、その成果を受ける対象（町民、事業者など）を記載しています。

2-4 指標の詳細について

各施策の結果指標の現状値と目標値、および社会的インパクトの一覧については、次章「18 施策の結果指標と社会的インパクト一覧」で詳しく記載しています。施策の進捗管理や評価の際には、両章を併せてご参照ください。

2-5 この章の活用方法

施策の全体像を把握したい場合：左ページの施策概要をご覧ください

施策の成果までの道筋を理解したい場合：右ページのロジックモデル図をご覧ください

具体的な数値目標を確認したい場合：次章「18 施策の結果指標と社会的インパクト一覧」をご覧ください

第3章 基本計画（ロジックモデル集）

3-1. 子ども・子育て支援の充実

■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

地域ぐるみで安心して子どもを育てられるまちの実現

■ 施策要旨

子育て世帯の経済的・精神的な負担を軽減し、質の高い保育・教育サービスを提供します。多様な交流・体験機会の創出と切れ目ない相談支援体制の構築により、子どもの健やかな成長と保護者の笑顔を支えます。保育人材の確保・育成を進めるとともに、地域全体で子育てを支え合う仕組みづくりを推進し、子どもと保護者が安心してつながりを実感できるまちを目指します。

■ 受益者

子ども、保護者、保育人材

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 |
|------------|--|
| 資格取得者の増加 | 保育士資格取得者数 |
| 情報共有の拡大浸透 | 子育て情報発信回数 ①HP更新回数 ②情報発信の回数 |
| 職場環境の向上 | 研修満足度/職員満足度 ①研修後のアンケート収集 ②離職率・休暇取得率・ストレスチェック職場指数 |
| 制度の活用者の増加 | 子育て支援に係る制度活用者数 |
| 主体的な遊び場の充実 | 利用者実績数（属性の把握） ①利用者実績数 ②利用参加者へのアンケート調査（プレーパーク） |

関連する SDG s

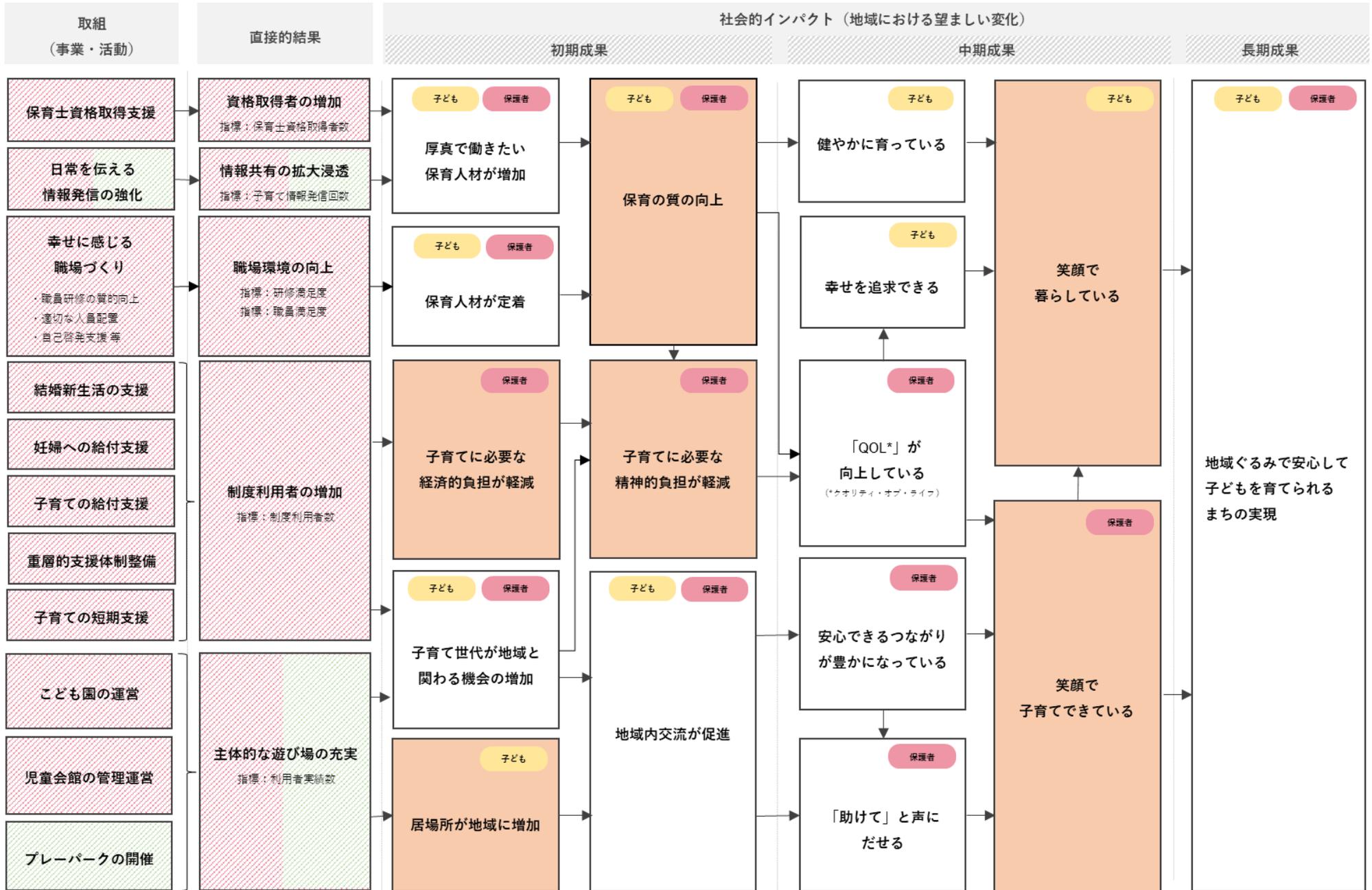


■ 担当部署

住民課、生涯学習課（教育委員会）

■ 社会的インパクト（初期・中期）

| 区分 | 社会的インパクト |
|------|-----------------|
| 初期成果 | 子育てに必要な経済的負担が軽減 |
| 初期成果 | 居場所が地域に増加 |
| 初期成果 | 保育の質の向上 |
| 初期成果 | 子育てに必要な精神的負担が軽減 |
| 中期成果 | 笑顔で暮らしている |
| 中期成果 | 笑顔で子育てできている |



3-2. 教育・多様な学びの充実

関連する SDG s



■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

誰もが学びの主人公となり、未来をともに生きていける地域の実現

■ 施策要旨

子どもから大人まで、主体的に学び、多様な価値観を受容できる環境を整備します。学校教育の質向上、ふるさと教育の推進、多様な学びの機会創出により、子どもの基礎学力と主体性を育みます。地域人材の活用や安心安全な学習環境の充実を通じて、誰もが学びの機会を見つけ、地域への誇りを持ちながら、未来をともに創る人材を育成し、学びの主人公となれる地域を目指します。

■ 受益者

子ども、大人

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 |
|--------------|---------------------------------|
| 相談者の増加 | ①発達支援センターへの相談者数 ②多様な学びに対する相談 |
| 安心安全な学習環境の充実 | いじめ認知件数、重大事態件数、重大事故件数 |
| 教育水準の向上 | 教員研修の開催数 |
| 制度の活用者の増加 | 就学援助、育英資金に係る制度利用者数 |
| 参加者の増加 | あつま未来カレッジ、ふるさと教育、あつひやく等の町民参加者数 |
| 主体的な居場所の充実 | 学校や家庭以外の居場所の有無 |

■ 担当部署

住民課、生涯学習課（教育委員会）

■ 社会的インパクト（初期・中期）

| 区分 | 社会的インパクト |
|------|-----------------|
| 初期成果 | 基礎学力が維持されている |
| 初期成果 | 自ら考え行動できている |
| 中期成果 | まちづくりに参加できている |
| 中期成果 | 厚真町に誇りを持っている |
| 中期成果 | 主体的に学ぶ意欲が高まっている |

2 | 教育・多様な学びの充実

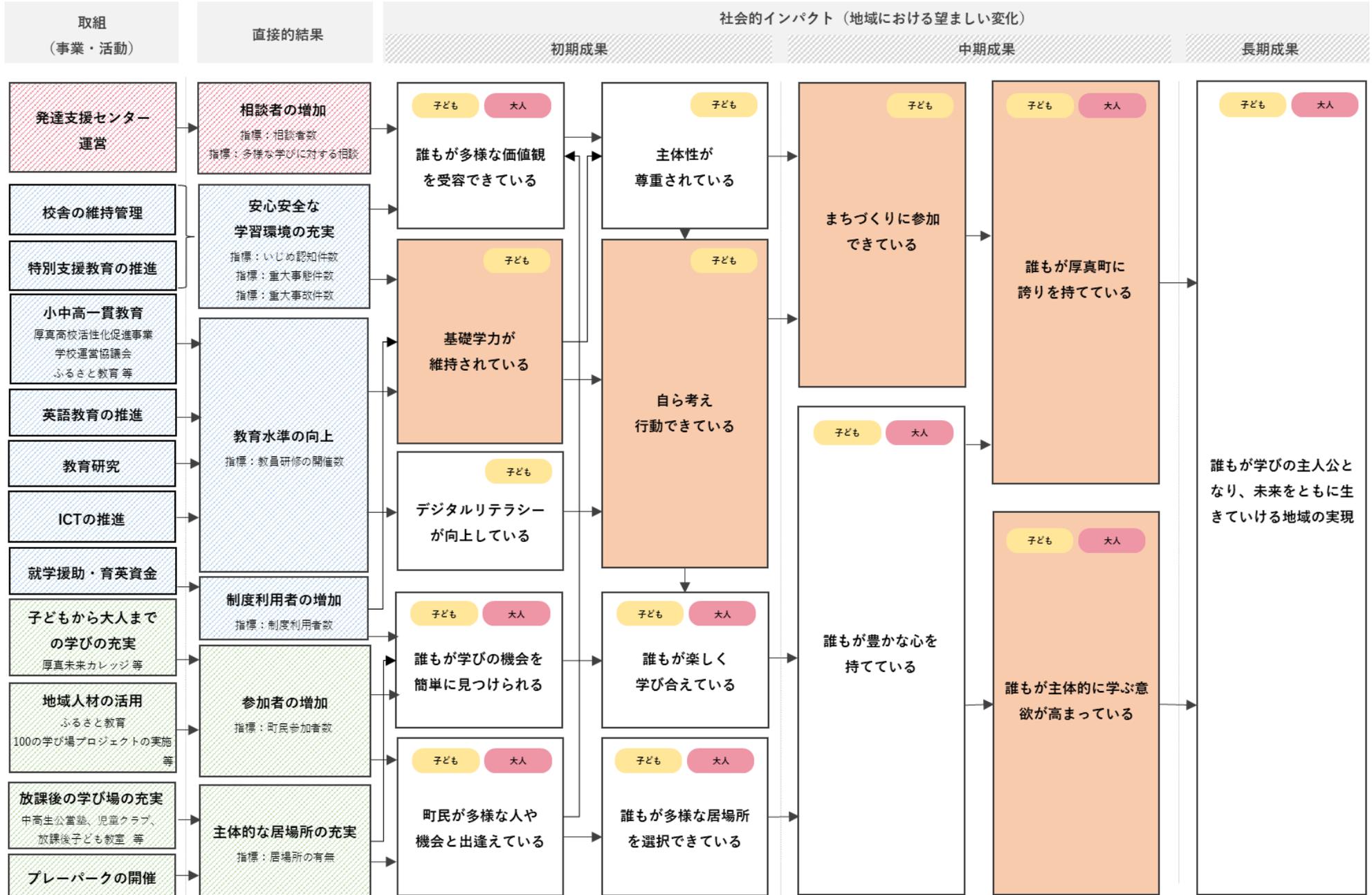
子ども

大人

学校教育G

社会教育G

子育て支援G



3-3. 歴史と文化の継承・スポーツの振興

関連する SDG s



■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

誰もが集い、つながり、楽しみ、いきがいをを感じる暮らしの実現

■ 施策要旨

厚真町の歴史・文化の継承とスポーツ振興により、町民の心身の健康といきがいを育みます。文化財の公開・見学会、文化財ガイドの育成、総合型文化・スポーツクラブの設立を通じて、町民が地域の歴史・文化を学び、スポーツを楽しむ機会を創出します。町内外の人々がつながり、文化・スポーツを通じた交流を深めながら、誰もが集い、幸せを実感できる地域を目指します。

■ 受益者

町民、町外住民

■ 結果指標

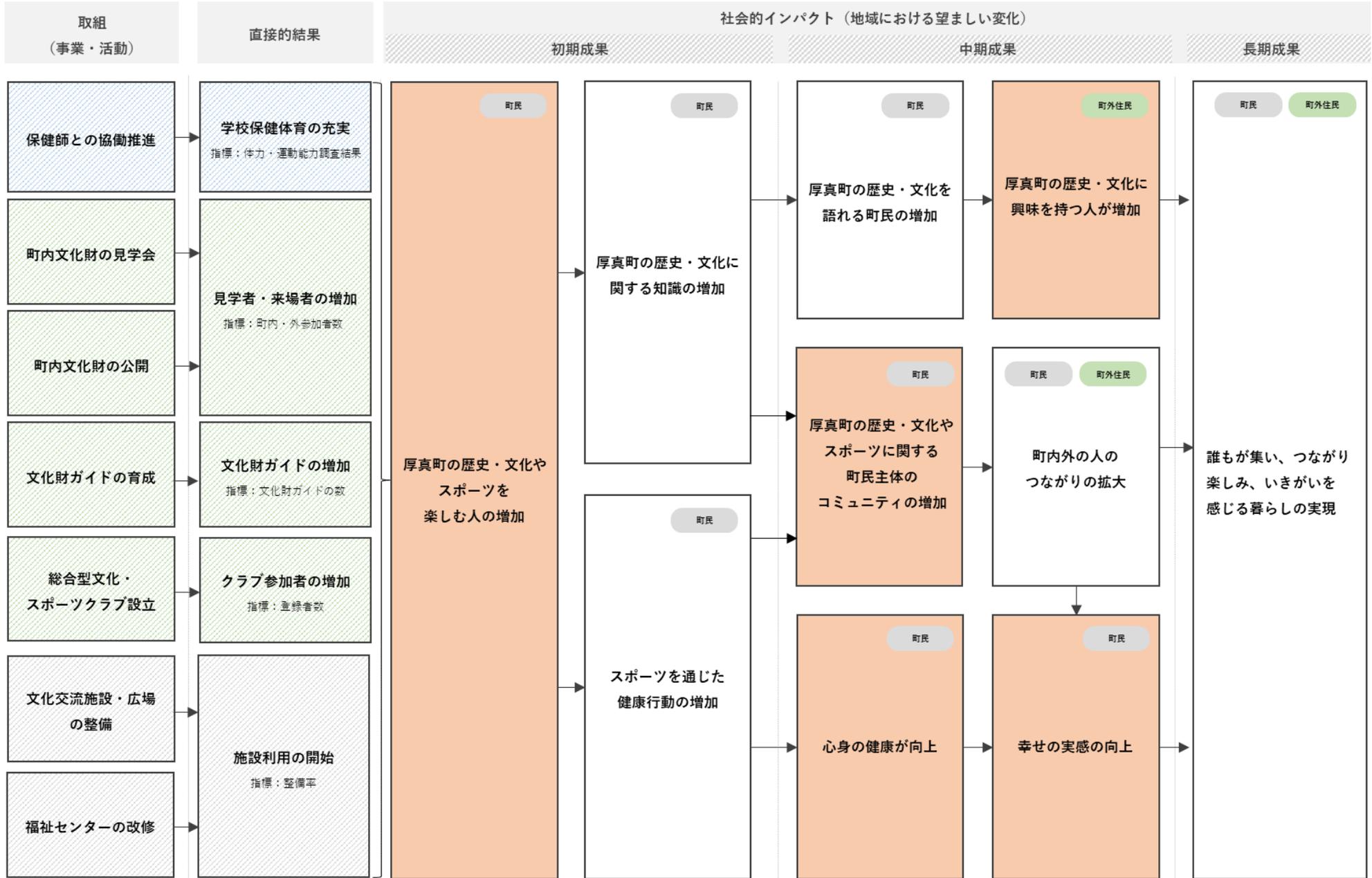
| 直接的結果 | 結果指標 |
|------------|---------------------------|
| 学校保健体育の充実 | 体力・運動能力調査結果 |
| 見学者・来場者の増加 | 町内・外参加者数 (軽舞遺跡調査整理事務所) |
| 文化財ガイドの増加 | 文化財ガイドの数 |
| クラブ参加者の増加 | 登録者数 |
| 施設利用の開始 | 整備率 |

■ 担当部署

生涯学習課（教育委員会）、総務課

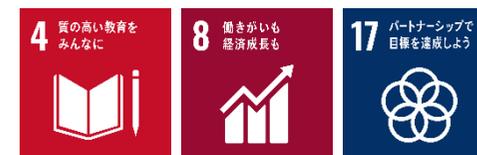
■ 社会的インパクト（初期・中期）

| 区分 | 社会的インパクト |
|------|----------------------------------|
| 初期成果 | 厚真町の歴史・文化やスポーツを楽しむ人の増加 |
| 中期成果 | 厚真町の歴史・文化やスポーツに関する町民主体のコミュニティの増加 |
| 中期成果 | 心身の健康が向上 |
| 中期成果 | 厚真の歴史・文化に興味を持つ人が増加 |
| 中期成果 | 幸せの実感の向上 |



3-4. 官民学連携による人材の確保・育成

関連する SDG s



■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

誰もが町内外の人の挑戦を応援できる地域の実現

■ 施策要旨

官民学が連携し、地域の持続的な発展を支える人材の確保・育成を推進します。町内事業者の経営基盤強化、多様な人材が活躍できる環境整備、実践的な学びの機会創出により、地域に根ざした人材を育てます。新しいチャレンジを応援する風土を醸成し、課題解決力を持つ人材が循環する仕組みをつくることで、誰もが町内外の人の挑戦を応援し、地域全体の活力向上を目指します。

■ 受益者

町内事業者、行政機関、町民、教育機関

■ 結果指標

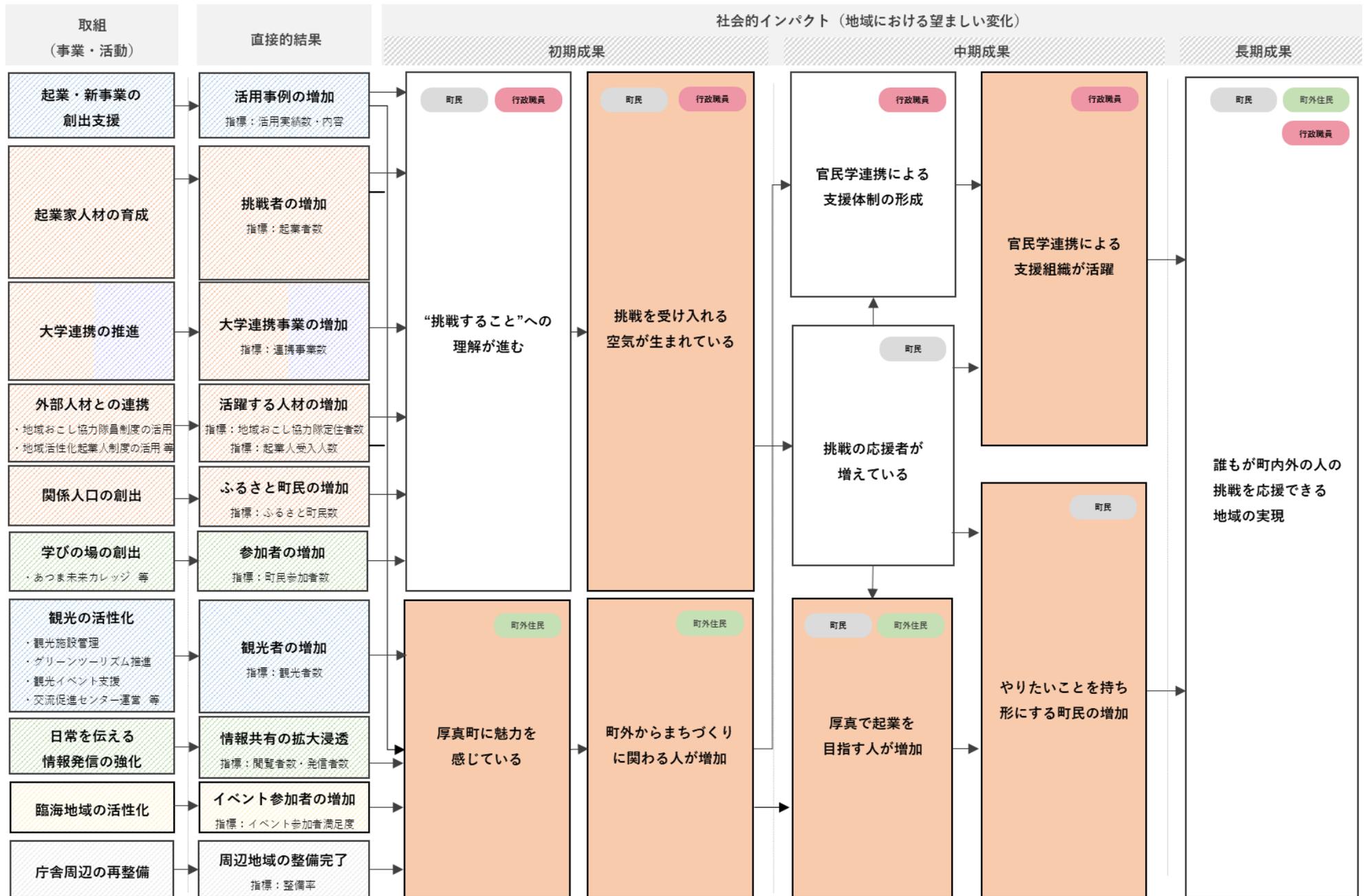
| 直接的結果 | 結果指標 |
|------------|-----------------|
| 活用事例の増加 | 活用実績数・内容 |
| 挑戦者の増加 | 起業者数 |
| 大学連携事業の増加 | 連携事業数 |
| 活躍する人材の増加 | 起業人受入人数 |
| ふるさと町民の増加 | ふるさと町民数 |
| 参加者の増加 | 厚真未来カレッジの町民参加者数 |
| 来街者の増加 | 観光者数 |
| 情報共有の拡大浸透 | 閲覧者数・発信者 |
| イベント参加者の増加 | イベント参加者満足度 |
| 周辺地域の整備完了 | 整備率 |

■ 担当部署

まちづくり推進課、産業経済課、生涯学習課（教育委員会）、総務課

■ 社会的インパクト（初期・中期）

| 区分 | 社会的インパクト |
|------|---------------------|
| 初期成果 | 厚真町に魅力を感じている |
| 初期成果 | 挑戦を受け入れる空気が生まれている |
| 初期成果 | 町外からまちづくりに関わる人が増加 |
| 中期成果 | 厚真で起業を目指す人が増加 |
| 中期成果 | 官民学連携による支援組織が活躍 |
| 中期成果 | やりたいことを持ち、形にする町民の増加 |



3-5. 高齢者福祉・介護の充実

関連する SDG s



■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

高齢者が安心して暮らせる地域の実現

■ 施策要旨

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備します。認知症予防・支援、フレイル予防、社会参加の促進、介護サービスの充実により、高齢者の心身の健康と生きがいを支えます。地域住民の見守り・支え合いの促進と介護人材の確保・育成を通じて、持続可能な介護資源の維持・拡大を図り、高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる地域を目指します。

■ 受益者

高齢者、町民全般、介護職員、介護施設

■ 結果指標

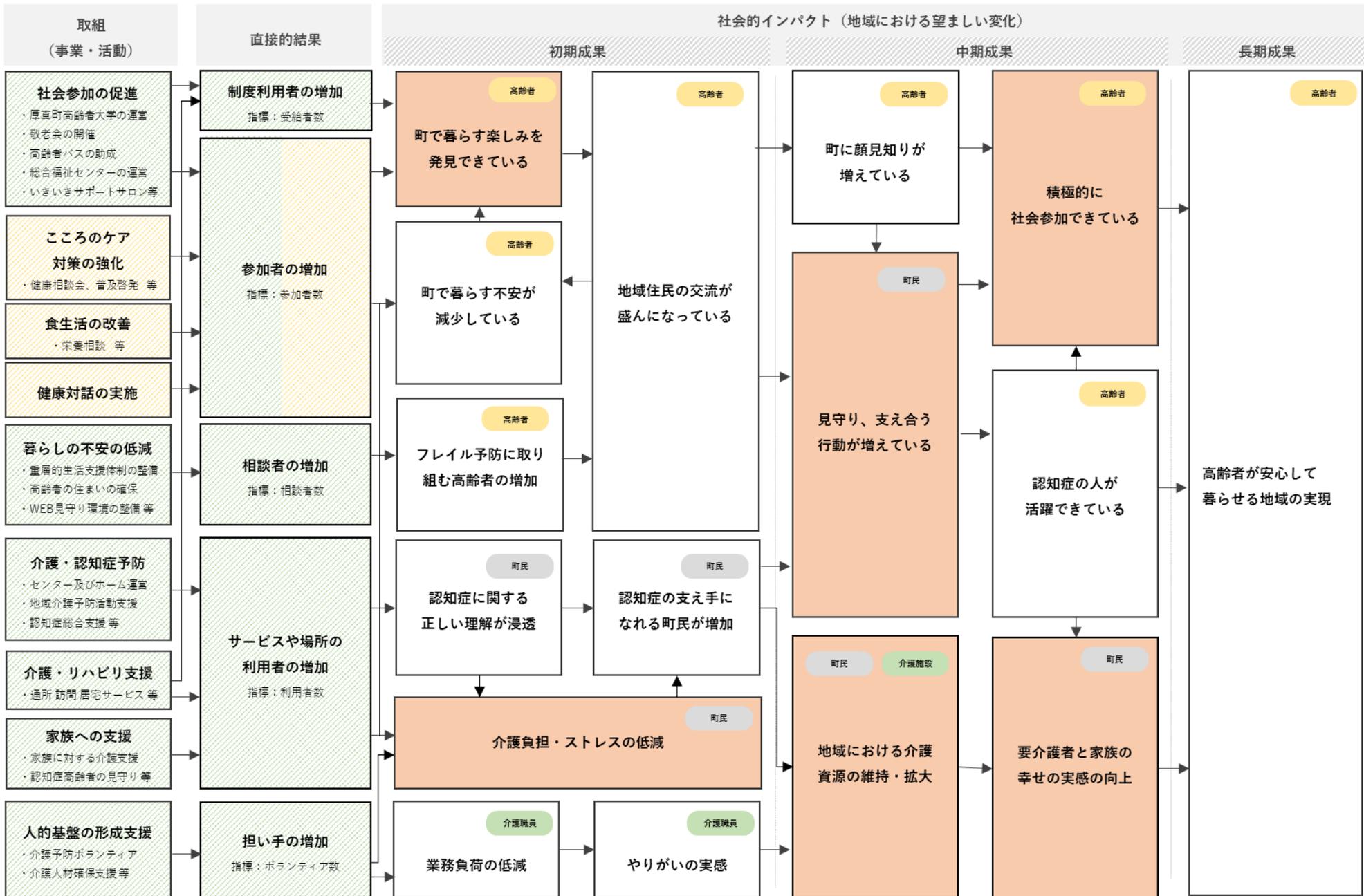
| 直接的結果 | 結果指標 |
|----------|-------------------------|
| 制度利用者の増加 | 国保連合会給付に係る受給者数 |
| 参加者の増加 | 高齢者福祉・介護に係るイベント参加者数 |
| 相談者の増加 | 地域包括支援に係る相談者数 |
| 利用者の増加 | 高齢者福祉・介護に係るサービス・支援等利用者数 |
| 担い手の増加 | ボランティア数 |

■ 担当部署

住民課

■ 社会的インパクト（初期・中期）

| 区分 | 社会的インパクト |
|------|------------------|
| 初期成果 | 町で暮らす楽しみを発見できている |
| 初期成果 | 介護負担・ストレスの低減 |
| 中期成果 | 見守り、支え合う行動が増えている |
| 中期成果 | 介護資源の維持・拡大 |
| 中期成果 | 積極的に社会参加できている |
| 中期成果 | 要介護者と家族の幸せの実感の向上 |



3-6. 社会福祉・障がい福祉の充実

関連する SDG s



■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

どんな障がい・特性があっても認め支え合う町の実現

■ 施策要旨

障がいや特性の有無に関わらず、誰もが自分らしく暮らし、地域社会に参画できる環境を整備します。障がいへの理解促進、特別支援教育の充実、バリアフリーの推進、相談支援体制の強化により、障がい者の自己効力感と地域への関与意欲を高めます。福祉人材の確保・育成を通じて持続可能な支援体制を構築し、どんな障がい・特性があっても認め支え合うまちを目指します。

■ 受益者

障がい者、福祉人材、町民全般、事業者

■ 結果指標

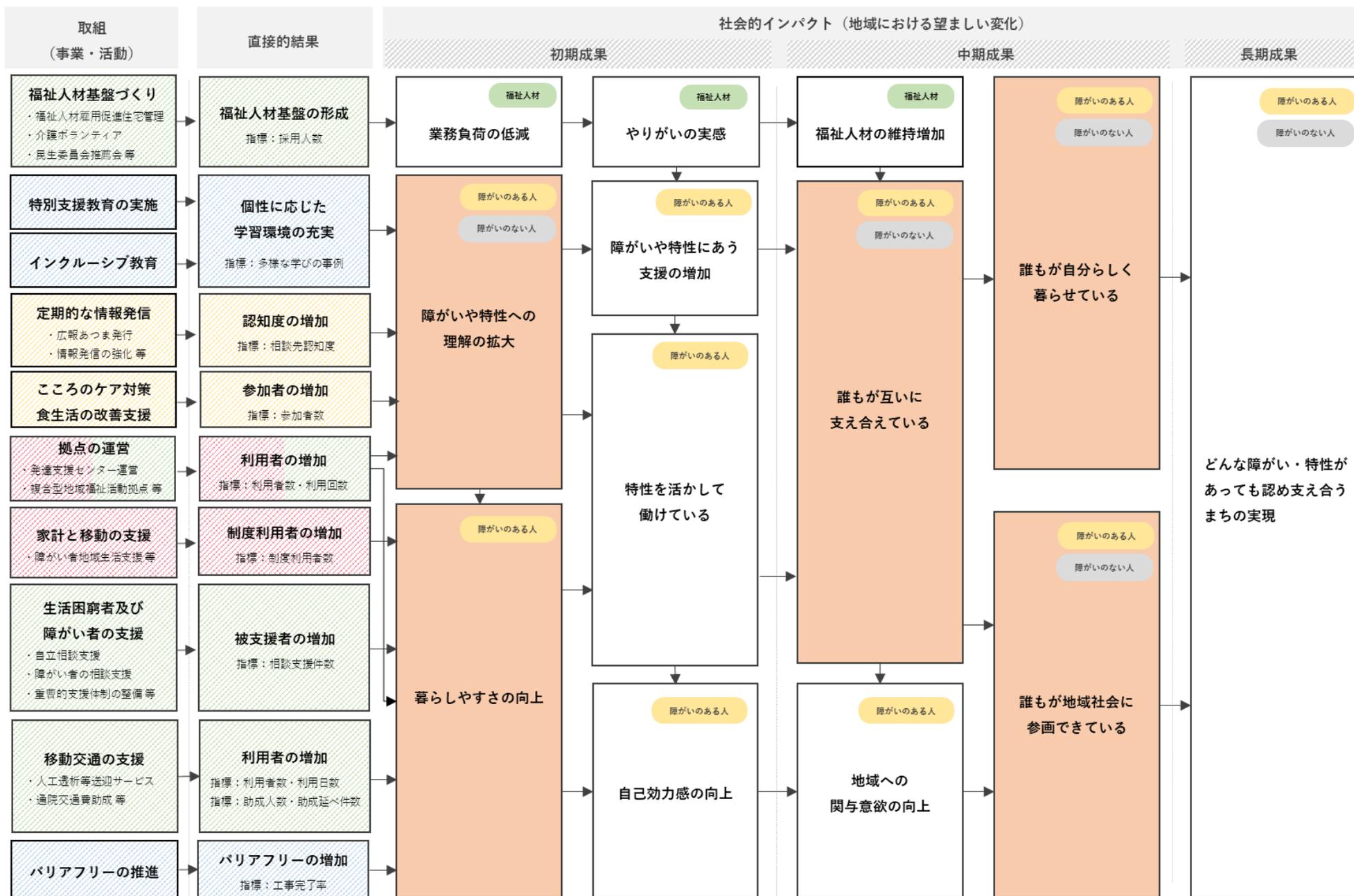
| 直接的結果 | 結果指標 |
|---------------|--|
| 福祉人材基盤の形成 | 採用人数 |
| 個性に応じた学習環境の充実 | 多様な学びの事例 |
| 認知度の増加 | 相談先認知度 |
| 参加者の増加 | 社会福祉・障がい福祉に係るイベントの参加者数 |
| 利用者の増加 | ①まちなか交流館事業の利用者数 ②発達支援センター事業の利用回数 |
| 制度利用者の増加 | 障がい者支援制度の利用者数 |
| 被支援者の増加 | 障がい者相談支援事業に係る相談支援件数 |
| 利用者の増加 | ①人工透析患者等送迎サービス事業利用者数・利用日数 ②通院交通費助成人数・助成延べ件数 |
| バリアフリーの増加 | 工事完了率 |

■ 担当部署

住民課、生涯学習課（教育委員会）

■ 社会的インパクト（初期・中期）

| 区分 | 社会的インパクト |
|------|-----------------|
| 初期成果 | 障がいや特性に対する理解の拡大 |
| 初期成果 | 町内での暮らしやすさの向上 |
| 中期成果 | 誰もが互いに支え合っている |
| 中期成果 | 誰もが自分らしく暮らせている |
| 中期成果 | 誰もが地域社会に参画できている |



3-7. 保健・医療の充実

関連する SDG s



■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

健やかな心のふるさとづくりを通じた健康長寿のまちの実現

■ 施策要旨

町民の心身の健康維持・増進と地域医療基盤の安定を目指します。心の健康、食習慣、身体の健康に関する正しい知識の普及と健診・検診受診の継続促進により、健康行動の増加と病気の重症化抑止を図ります。医療従事者の確保、職場環境の向上、地域医療機関の経営安定により、持続可能な地域医療体制を構築し、健やかな心のふるさとづくりを通じた健康長寿のまちを目指します。

■ 受益者

町民、医療機関、地域

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 |
|---------------------|-------------------------------|
| 参加者の増加 | 夏季・冬季栄養教室、ゲートキーパー・こころの講演会参加者数 |
| 検診初回受診者の増加 | 検診初回受診率 |
| 保健医療の連携維持 | 連携実施数 |
| かかりつけ医として 利用する町民の増加 | 健康状態不明者の人数 |

■ 担当部署

住民課

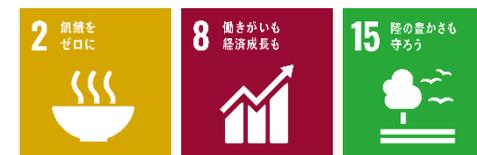
■ 社会的インパクト（初期・中期）

| 区分 | 社会的インパクト |
|------|------------------|
| 初期成果 | 健康意欲の向上 |
| 初期成果 | 地域医療を担う将来の担い手の増加 |
| 中期成果 | 健康行動の増加 |
| 中期成果 | 心身の健康の維持・増進 |
| 中期成果 | 地域医療基盤の維持 |



3-8. 農畜産業の振興

関連する SDG s



■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

農畜産業者の魅力ある経営の実現

■ 施策要旨

厚真町の基幹産業である農畜産業の持続的な発展を推進します。新規就農者・後継者の育成、スマート農業の推進、土壌診断による生産性向上、鳥獣害対策により、多様な人材が参入し、意欲的に挑戦できる環境を整備します。乳質・乳量の向上や市場取引価格の向上を通じて経営を安定化させ、厚真産農産物のファンを増やし、農村コミュニティが活気に満ちた魅力ある経営の実現を目指します。

■ 受益者

事業者、町民

■ 結果指標

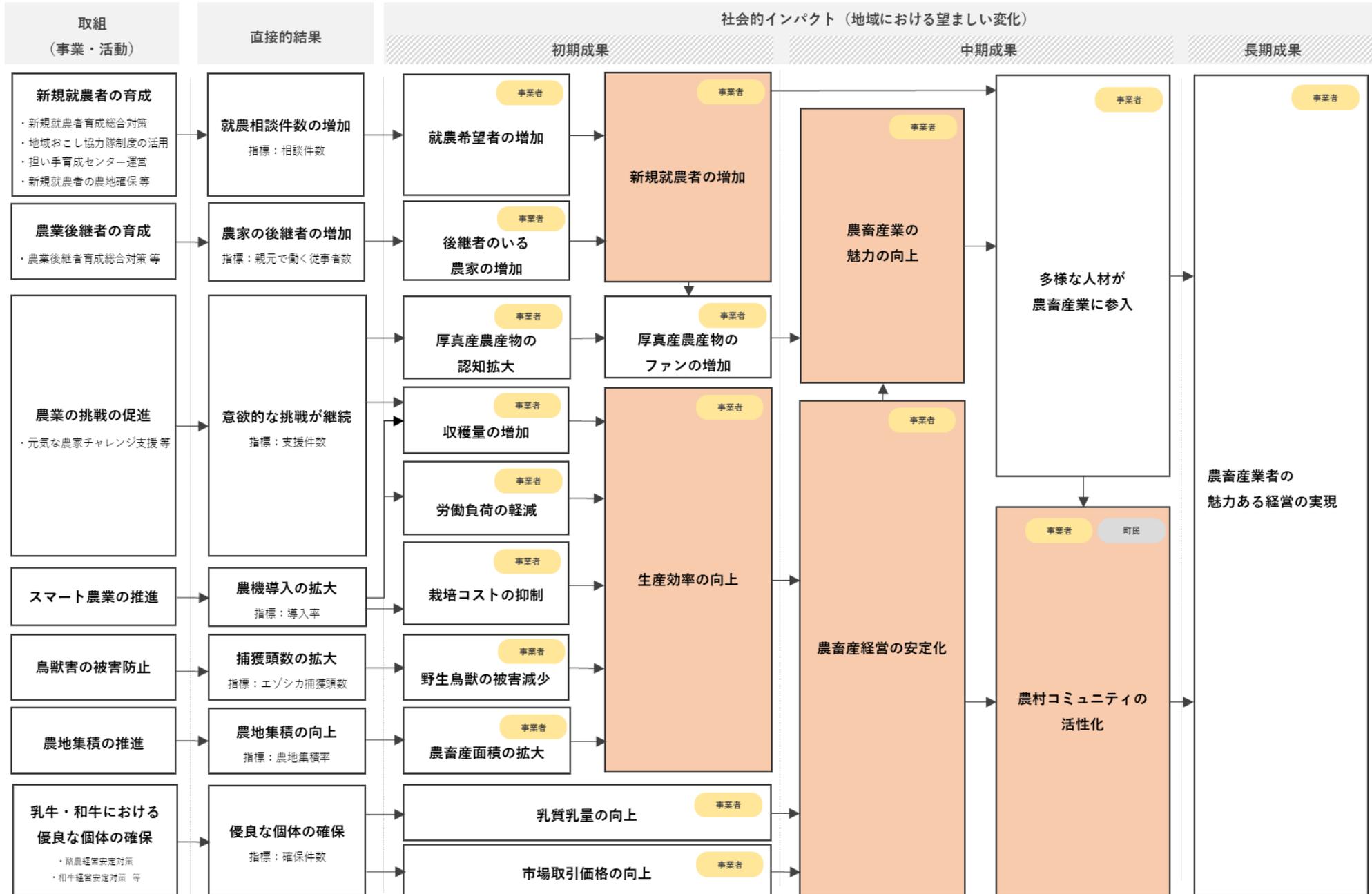
| 直接的結果 | 結果指標 |
|-----------|-----------|
| 就農相談件数の増加 | 相談件数 |
| 農家の後継者の増加 | 親元で働く従事者数 |
| 意欲的な挑戦が継続 | 支援件数 |
| 農機導入の拡大 | 導入率 |
| 捕獲頭数の拡大 | エゾシカ捕獲頭数 |
| 農地集積の向上 | 農地集積率 |
| 優良な個体の確保 | 確保件数 |

■ 担当部署

産業経済課、農業委員会事務局

■ 社会的インパクト（初期・中期）

| 区分 | 社会的インパクト |
|------|----------------|
| 初期成果 | 新規就農者の増加 |
| 初期成果 | 生産効率の向上 |
| 中期成果 | 農畜産業の魅力の向上 |
| 中期成果 | 農畜産経営の安定化 |
| 中期成果 | 農村コミュニティの活気の拡大 |



3-9. 林業の振興

関連する SDG s



■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

森林の多面的機能の回復と持続可能な林業の実現

■ 施策要旨

被災森林の再生、林業のスマート化・ICT化、厚真産材のブランド化、担い手確保を推進します。山林の適切な維持管理、鳥獣被害の減少、木材価値と需要の増加により、林業者の収益向上を図ります。森林の多面的機能を回復させ、町民が安心して自然と共存できる環境を整備するとともに、持続可能な林業経営を通じて地域の森林資源を次世代へ継承します。

■ 受益者

林業者、山林所有者、町民

■ 結果指標

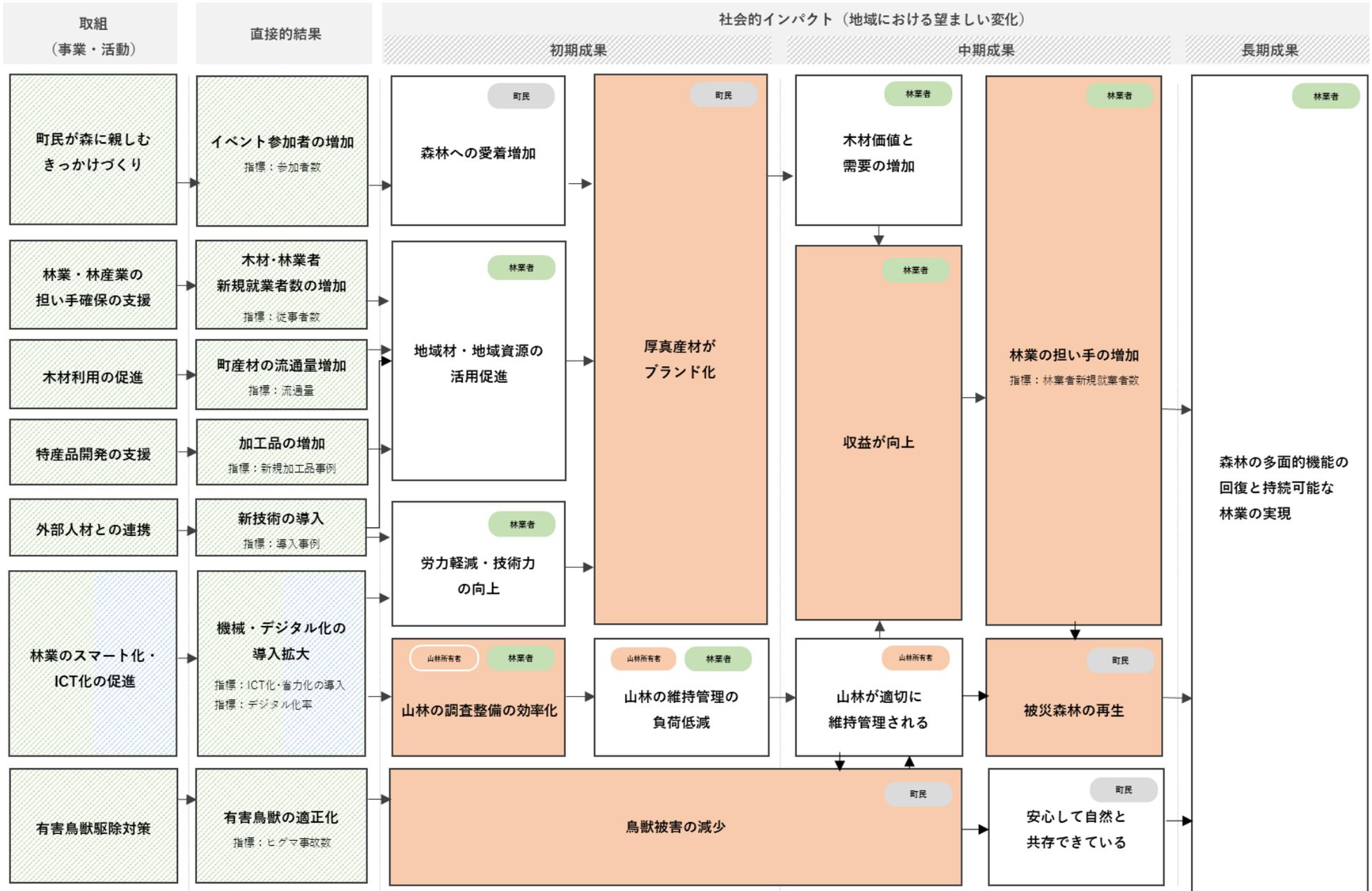
| 直接的結果 | 結果指標 |
|-----------------|---|
| イベント（植樹祭）参加者の増加 | 参加者数 |
| 木材・林業者新規就業者数の増加 | 従事者数 |
| 町産材の流通量増加 | 流通量 |
| 加工品の増加 | 新規加工品事例 |
| 新技術の導入 | 導入事例 |
| 機械・デジタル化の導入拡大 | ①ICT化・省力化の導入 ②デジタル化率 (経営強化促進補助金（ICT化）の実績) |
| 有害鳥獣の適正化 | ヒグマ事故数 |

■ 担当部署

産業経済課、まちづくり推進課

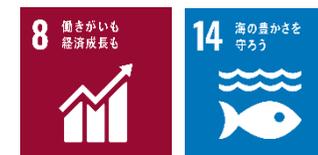
■ 社会的インパクト（初期・中期）

| 区分 | 社会的インパクト |
|---------|-------------|
| 初期成果 | 厚真産材がブランド化 |
| 初期成果 | 山林の調査整備の効率化 |
| 初期～中期成果 | 鳥獣被害の減少 |
| 中期成果 | 収益が向上 |
| 中期成果 | 担い手の増加 |
| 中期成果 | 被災森林の再生 |



3-10. 水産業の振興

関連する SDG s



■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

持続可能で高付加価値な漁業の実現

■ 施策要旨

水産資源の適正管理、漁業後継者の育成、資金供給の実施により、漁業人口の増加と漁業者の収入安定を図ります。水産品のブランド化、漁獲量の安定・増加、漁獲経営の革新を通じて、水産品が高値で取引される環境を整備します。持続可能な資源管理と高付加価値化を両立させ、厚真の水産業が次世代に継承される魅力ある産業として発展することを目指します。

■ 受益者

漁業者

■ 結果指標

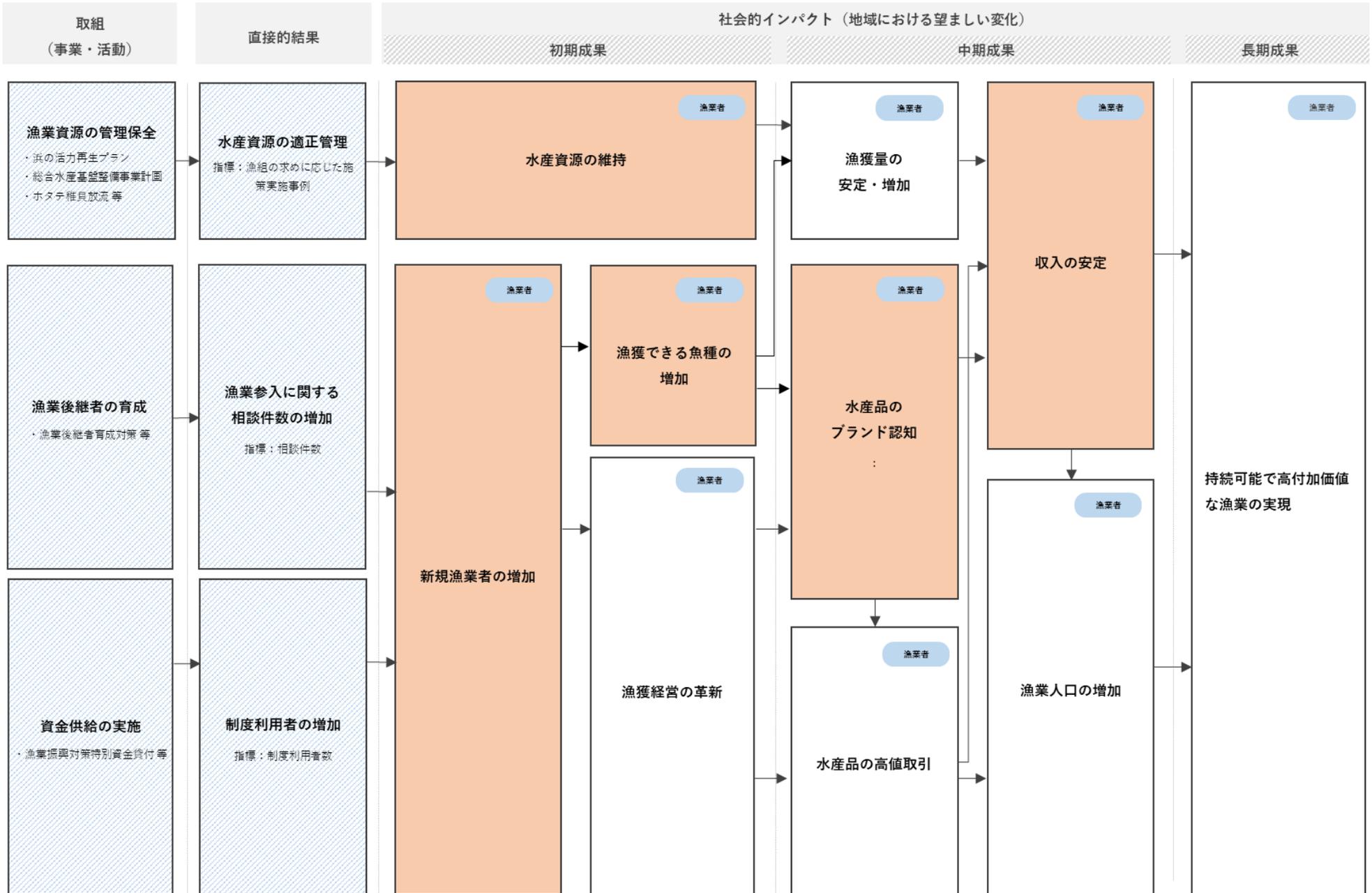
| 直接的結果 | 結果指標 |
|------------------|---------------------|
| 水産資源の適正管理 | 漁組の求めに応じた施策実施事例(定性) |
| 漁業参入に関する 相談件数の増加 | 相談件数 |
| 制度の利用者の増加 | 漁業振興対策特別貸付金利用者数 |

■ 担当部署

産業経済課

■ 社会的インパクト（初期・中期）

| 区分 | 社会的インパクト |
|------|------------------|
| 初期成果 | 水産資源が維持される |
| 初期成果 | 新たな漁業者が増える |
| 初期成果 | 漁業できる魚種が増える |
| 中期成果 | 水産品がブランドとして認知される |
| 中期成果 | 漁業者の収入が安定している |



3-11. 商工業・観光の振興

関連する SDG s



■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

地域資源を活かした新たな価値の創出による活気ある町の実現

■ 施策要旨

事業承継支援、起業・新事業創出支援、経営支援、観光の活性化により、魅力的な商品・サービス・場所を増やします。町内経済の循環促進、観光客の増加、地域の魅力発信を通じて、商工業者の売上拡大と地域への再投資を促進します。地域資源を活かした新たな価値創出により、不動産の流動性を高め、活気あふれるまちの実現を目指します。

■ 受益者

事業者、地域、町民

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 |
|--------------------|--|
| 経営戦略の強化 | 協働型地域おこし協力隊新規受入事業者数 |
| キャッシュレス決済・EC 事業の増加 | EC 導入事業者数 |
| 効果的な 支援の実行 | 経営支援利用者数 |
| 承継希望事業者の把握 | 事業承継に係る相談数 |
| 挑戦者の増加 | プロジェクト参加者数 ①起業化支援事業補助金の実績 ②起業家人材育成支援事業の総参加者数 |
| 不動産相談件数の増加 | 相談件数 |
| 観光者の増加 | 観光入込客数 |
| 情報共有の拡大浸透 | 拡散係数 |
| イベント参加者の増加 | イベント参加者満足度（魅力度+再訪意向） |

■ 担当部署

まちづくり推進課、産業経済課

■ 社会的インパクト（初期・中期）

| 区分 | 社会的インパクト |
|------|-------------------|
| 初期成果 | 新業界・新業種での起業の増加 |
| 初期成果 | 魅力的な商品・サービス・場所が増加 |
| 初期成果 | 地域の魅力が発信・拡散 |
| 中期成果 | 商工業者の売上が拡大 |
| 中期成果 | 観光者の継続的な拡大 |
| 中期成果 | 町内における経済循環が拡大 |

3-12. 地域経済の活性化

関連する SDG s



■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

豊かさを実感できる持続可能な地域経済の確立

■ 施策要旨

多様な事業者同士の交流促進、域外需要の取り込み、域内消費の拡大により、経済的豊かさの実感を高めます。新たな雇用機会の創出、魅力的な商品・サービス・場所の増加、高付加価値の新産業育成を通じて、事業者の事業性拡大と町のファン増加を図ります。地域経済の好循環を生み出し、豊かさを実感できる持続可能な地域経済の確立を目指します。

■ 受益者

事業者、町民

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 |
|------------------|-------------|
| 活躍する人材の増加 | 協力隊定住者数 |
| 利用者の増加 | オフィス利用率 |
| 施設利用の開始 | 整備率 |
| 官民連携の強化 | 官民連携事業者数 |
| 挑戦者の増加 | 起業者数 |
| 起業者の売上増加 | 起業者の売り上げ金額 |
| 地域で経営を続ける 事業者の増加 | 商工会会員数 |
| カード利用者の増加 | あつまるカード発行数 |
| 来街者の増加 | 来街者数 |
| 寄付の増加 | 企業版ふるさと納税件数 |

■ 担当部署

産業経済課、まちづくり推進課、総務課

■ 社会的インパクト（初期・中期）

| 区分 | 社会的インパクト |
|------|--------------------|
| 初期成果 | 地域内消費の拡大 |
| 初期成果 | 多様な事業者による効果的な連携の促進 |
| 初期成果 | 高付加価値の新たな産業が増加 |
| 中期成果 | 魅力的な商品・サービス・場所が増 |
| 中期成果 | 新たな雇用機会の創出 |
| 中期成果 | 経済的な豊かさを実感 |



3-13. 都市機能の最適化

関連する SDG s



■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

町民にとって安心・安全・快適で楽しい環境の実現

■ 施策要旨

公共施設の総合管理、公園管理、地域公共交通対策、DX の推進、ユニバーサルデザイン化により、快適な都市機能を提供します。技術職員の確保・育成、デジタル化の推進、公共施設・公共交通の最適化を通じて、持続可能で効率的なまちづくりを進めます。すべての町民が安心・安全・快適に暮らし、楽しめる環境を整備し、生活満足度の向上を目指します。

■ 受益者

町民、自治体

■ 結果指標

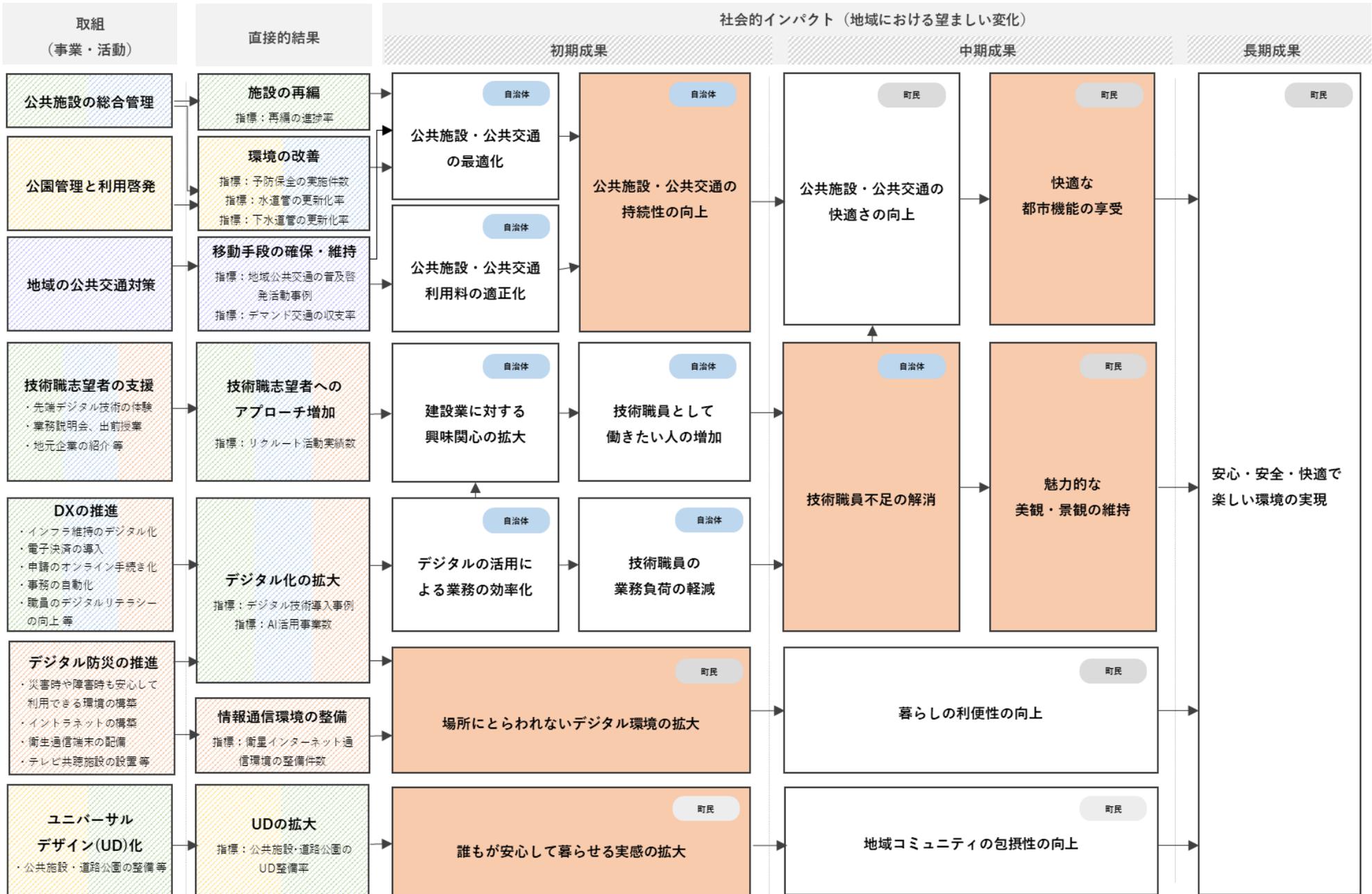
| 直接的結果 | 結果指標 |
|-----------------|---|
| 施設の再編 | 再編の進捗率 |
| 環境の改善 | 予防保全の実施件数①公園毎の点検回数 ②草刈回数等 |
| | 簡易水道事業：水道管の更新化率 下水道事業：下水道管の更新化率 |
| 移動手段の確保・維持 | 地域公共交通の普及啓発活動事例 デマンド交通の収支率 |
| 技術職志望者へのアプローチ増加 | リクルート活動実績数 |
| デジタル化の拡大 | ①デジタル技術導入事例及び、委託先事業者の AI 活用事例 ②各種申請のオンライン申請導入 ③役場内のデジタル技術活用事例及び AI 活用事例数、及び、町内のデジタル技術活用や AI 活用に資する事業数 |
| 情報通信環境の整備 | 衛星インターネット通信環境の整備件数 |
| UD の拡大 | 公共施設・道路公園の UD 整備率 |

■ 担当部署

情報 建設課、総務課、まちづくり推進課

■ 社会的インパクト（初期・中期）

| 区分 | 社会的インパクト |
|------|--------------------|
| 初期成果 | 公共施設・公共交通の持続性の向上 |
| 初期成果 | 場所にとらわれないデジタル環境の拡大 |
| 初期成果 | 誰もが安心して暮らせる実感の拡大 |
| 中期成果 | 技術職員不足の解消 |
| 中期成果 | 快適な都市機能の享受 |
| 中期成果 | 魅力的な美観・景観の維持 |



3-14. 人と自然にやさしい循環型社会づくり

関連する SDG s



■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

新たな価値を創造するまちに優しい持続可能な循環型社会の実現

■ 施策要旨

環境保全の啓発、ゼロカーボンの推進、堆肥化の促進、官民連携の推進により、自然を大切にする生活習慣を定着させます。自然資本を活かした商品・サービスの増加、循環型事業の創出、遊休建物の再利用促進を通じて、豊かな里山や生物の維持・回復を図ります。循環型の暮らしをまちの風景とし、新たな価値を創造する持続可能な社会の実現を目指します。

■ 受益者

町民

■ 結果指標

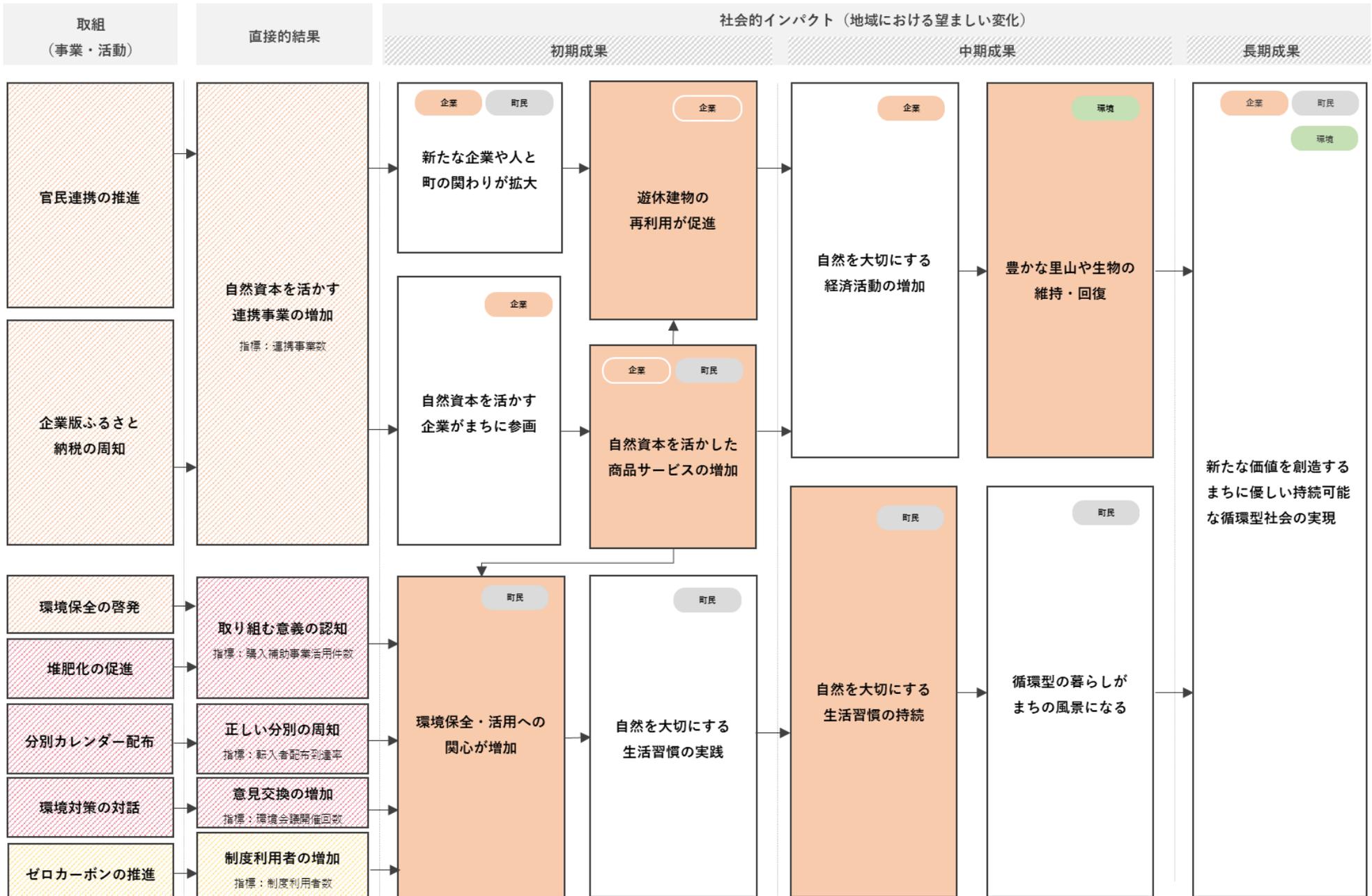
| 直接的結果 | 結果指標 |
|-----------------|---------------|
| 自然資本を活かす連携事業の増加 | 連携事業数 |
| 取り組む意義の認知 | 購入補助事業活用件数 |
| 正しい分別の周知 | 転入者配布到達率 |
| 意見交換の増加 | 環境会議開催回数 |
| 制度利用者の増加 | ゼロカーボン補助金利用者数 |

■ 担当部署

情報 まちづくり推進課、住民課

■ 社会的インパクト（初期・中期）

| 区分 | 社会的インパクト |
|------|--------------------|
| 初期成果 | 遊休建物の再利用が促進 |
| 初期成果 | 自然資本を活かした商品サービスの増加 |
| 初期成果 | 環境保全・活用への関心が増加 |
| 中期成果 | 自然を大切にする生活習慣の持続 |
| 中期成果 | 豊かな里山や生物の維持・回復 |



3-15. 住まい方の充実・定住促進

関連する SDG s



■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

誰もが満足できるきれいで楽しい住環境の実現

■ 施策要旨

公的賃貸住宅の再編と集約化、遊休空間の利活用促進、土地区画管理の適正化、住宅管理の適正化により、町民の暮らしやすさを向上させます。まちを楽しめるお店や施設の増加、多様なコミュニティの形成、建築・不動産の専門人材の確保を通じて、地域への居留意欲を高めます。誰もが満足できるきれいで楽しい住環境を整備し、定住人口の増加を目指します。

■ 受益者

町民

情報

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 |
|-----------|--|
| 制度利用者の増加 | ①利用者数 ②簡易水道事業：普及率 公共下水道事業・浄化槽事業：水洗化率 |
| 掲載物件の増加 | 物件数 |
| 住宅状況の把握 | 空き家件数 |
| 採用情報の認知向上 | リクルート活動実績数 |
| 移住相談者数の増加 | 相談者数 |
| 応募者数の増加 | 地域おこし協力隊応募者数 |
| ふるさと町民の増加 | ふるさと町民数 |
| 公営住宅等の適正化 | 公営住宅の用途廃止数 |

■ 担当部署

建設課、まちづくり推進課

■ 社会的インパクト（初期・中期）

| 区分 | 社会的インパクト |
|------|-------------------|
| 初期成果 | 建築・不動産の専門人材が増加 |
| 初期成果 | 遊休空間の利活用が促進 |
| 初期成果 | 地域への居留意欲が向上 |
| 中期成果 | まちを楽しめるお店や施設が増加 |
| 中期成果 | 公的賃貸住宅が効果的に活用 |
| 中期成果 | 町民が暮らしやすさを感じられている |



3-16. 防災・危機管理能力の強化

関連する SDG s



■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

一人ひとりが安心できる「災害に強いまち・ひとづくり」の実現

■ 施策要旨

災害・危機管理計画の策定、防災備蓄品の整備、地域住民主導による防災力の強化、情報伝達力の強化、避難施設・経路の整備により、個人の防災力と地域力を向上させます。防災 DX の推進、防災組織の交流促進を通じて、住民の災害レジリエンスを高め、暮らしの再建や復旧・復興の迅速化を図り、一人ひとりが安心できる災害に強いまち・ひとづくりを目指します。

■ 受益者

町民、事業者、自治会

■ 担当部署

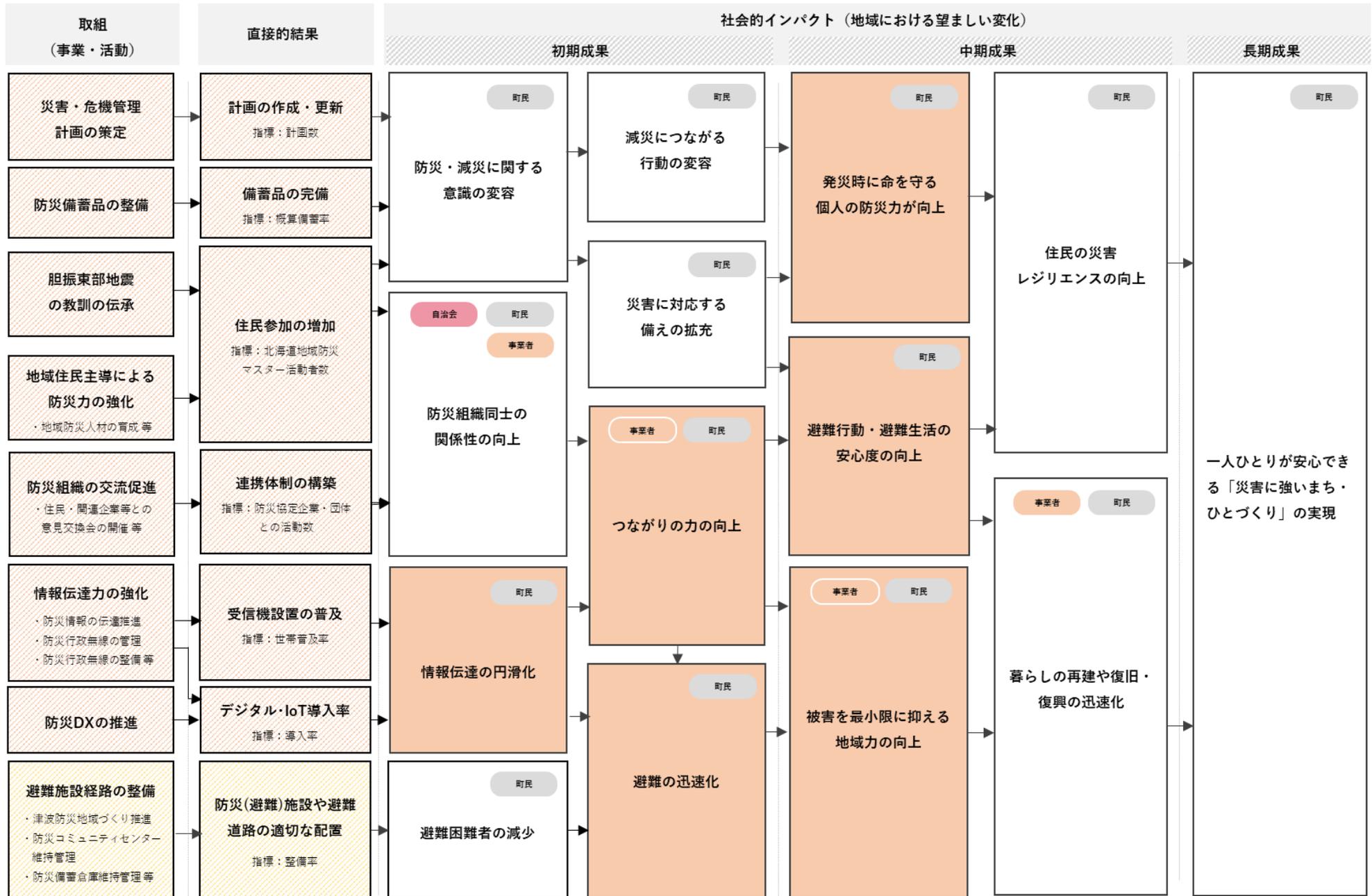
情報 総務課、建設課

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 |
|---------------------|-----------------|
| 計画の作成・更新 | 計画数 |
| 備蓄品の完備 | 概算備蓄率 |
| 住民参加の増加 | 北海道地域防災マスター活動者数 |
| 連携体制の構築 | 防災協定企業・団体との活動数 |
| 受信機設置の普及 | 世帯普及率 |
| デジタル・IoT 導入率 | 導入率 |
| 防災（避難）施設や避難道路の適切な配置 | 整備率 |

■ 社会的インパクト（初期・中期）

| 区分 | 社会的インパクト |
|------|-------------------|
| 初期成果 | 情報伝達の円滑化 |
| 初期成果 | つながりの力の向上 |
| 初期成果 | 避難の迅速化 |
| 中期成果 | 発災時に命を守る個人の防災力が向上 |
| 中期成果 | 避難行動・避難生活の安心度の向上 |
| 中期成果 | 被害を最小限に抑える地域力の向上 |



3-17. 町民共創による安心・安全なまちづくり

関連する SDG s



■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

住民同士が自ら手を取り合い、助けあえる地域の実現

■ 施策要旨

自治会等の活動推進、住民活動の推進、ふるさと教育の推進、文化交流施設・広場の整備、学校運営協議会の運営により、地域住民同士のつながりを拡大します。地域課題解決の主体育成、共助意欲の向上、移動手段の確保を通じて、地域に暮らす人々の精神的豊かさとまちへの愛着を高めます。住民同士が自ら手を取り合い、助けあえる地域の実現を目指します。

■ 受益者

町民

■ 結果指標

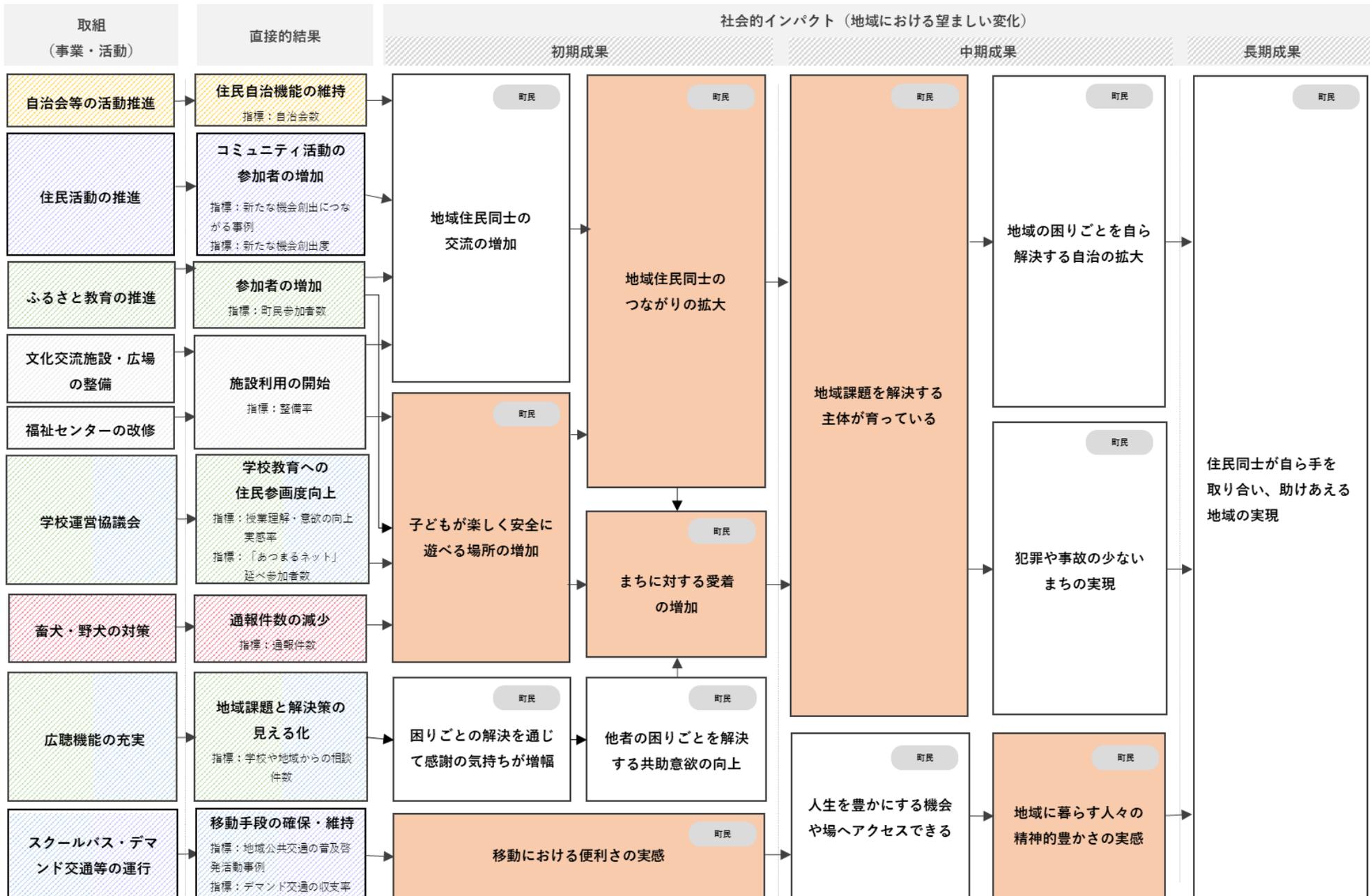
| 直接的結果 | 結果指標 |
|-----------------|---------------------------------|
| 住民自治機能の維持 | 自治会数 |
| コミュニティ活動の参加者の増加 | 新たな機会創出につながる事例（定性）+新たな機会創出度 |
| 参加者の増加 | 厚真未来カレッジ参加者数 |
| 施設利用の開始 | 整備率 |
| 学校教育への住民参画度向上 | 地域学校協働本部「あつまるねっと」への延べ参加者数（社会教育） |
| 通報件数の減少 | 畜犬・野犬に係る通報件数 |
| 地域課題と解決策の見える化 | 学校や地域からの相談件数 |
| 移動手段の確保・維持 | 地域公共交通の普及啓発活動事例（定性）+デマンド交通の収支率 |

■ 担当部署

情報 総務課、まちづくり推進課、住民課、生涯学習課（教育委員会）

■ 社会的インパクト（初期・中期）

| 区分 | 社会的インパクト |
|------|--------------------|
| 初期成果 | 子どもが楽しく安全に遊べる場所の増加 |
| 初期成果 | 地域住民同士のつながりの拡大 |
| 初期成果 | まちに対する愛着の増加 |
| 初期成果 | 移動における便利さの実感 |
| 中期成果 | 地域課題を解決する主体が育っている |
| 中期成果 | 地域に暮らす人々の精神的豊かさの実感 |



3-18. 健全な行財政運営への転換

関連する SDG s



■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

暮らしを守る事業と組織の健全運営の実現

■ 施策要旨

総合計画の策定・運用、定期的な情報発信、施策取組状況の開示、成長を促す人材育成、ふるさと納税の効果的な活用により、限られた資源で効果的な事業を推進します。職員の働きがい向上、業務量の適正化、経常収支比率の適切な維持を通じて、ヒト・モノ・カネ・情報の利活用を最大化し、暮らしを守る事業と組織の健全運営を実現します。

■ 受益者

自治体、職員

■ 結果指標

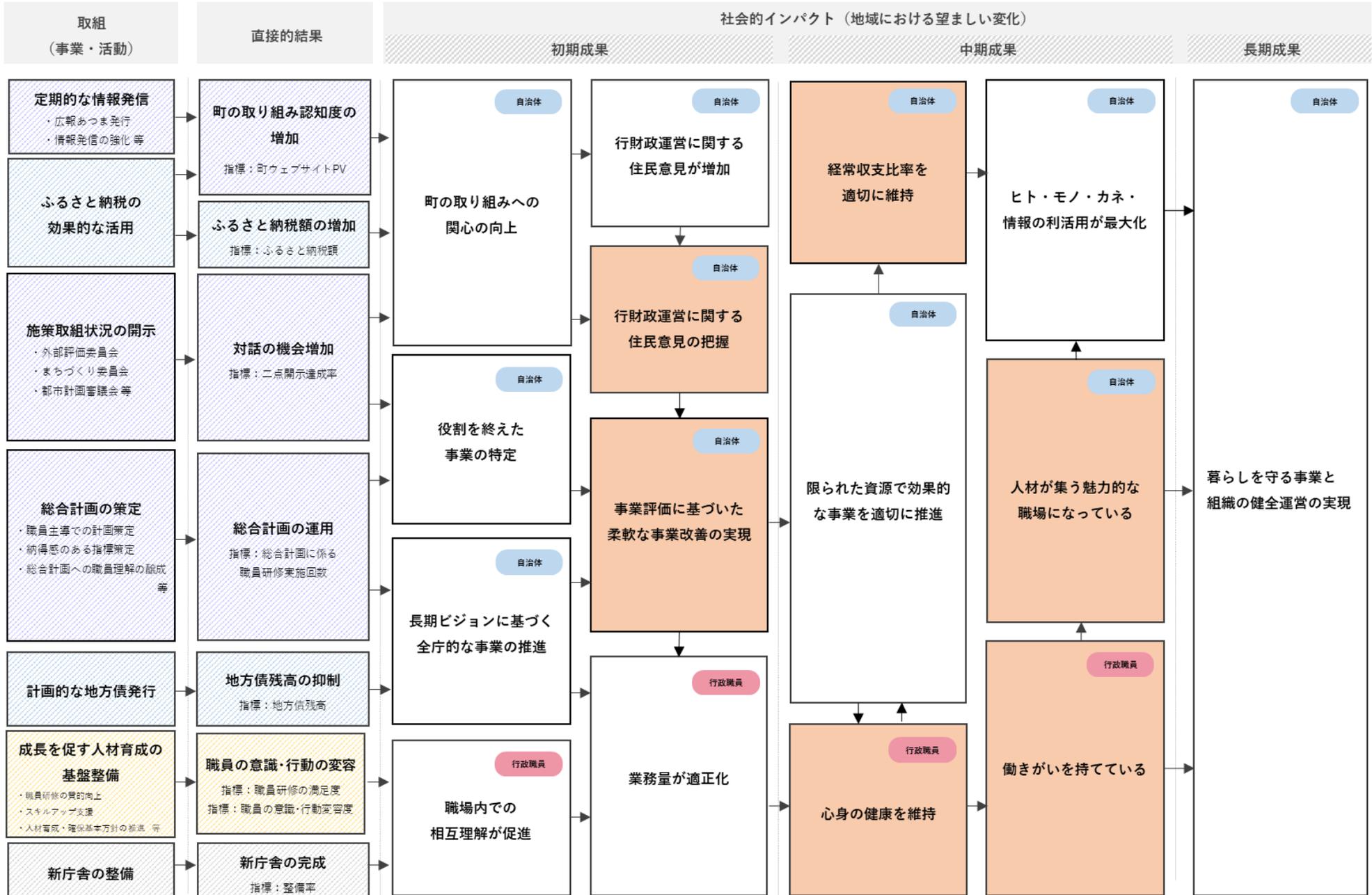
| 直接的結果 | 結果指標 |
|--------------|------------------------------|
| 町の取り組み認知度の増加 | 町ウェブサイト PV |
| ふるさと納税額の増加 | ふるさと納税額 |
| 対話の機会増加 | 二点开示達成率 |
| 総合計画の運用 | 総合計画に係る職員研修実施回数 |
| 地方債残高の抑制 | 地方債残高 |
| 職員の意識・行動の変容 | 職員研修の満足度アンケート 職員の意識・行動変容度 |
| 新庁舎の完成 | 整備率 |

■ 担当部署

情報 総務課、まちづくり推進課

■ 社会的インパクト（初期・中期）

| 区分 | 社会的インパクト |
|------|---------------------|
| 初期成果 | 行財政運営に関する住民意見の把握 |
| 初期成果 | 事業評価に基づいた柔軟な事業改善の実現 |
| 中期成果 | 経常収支比率を適切に維持 |
| 中期成果 | 職員の心身の健康を維持 |
| 中期成果 | 人材が集う魅力的な職場になっている |
| 中期成果 | 職員が働きがいを持っている |



第4章 18 施策の結果指標と社会的インパクト一覧

ここでは、第3章の基本計画（ロジックモデル集）で記載されていたこの施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）と結果指標を一覧化しています。

4-1. 子ども・子育て支援の充実

■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

地域ぐるみで安心して子どもを育てられるまちの実現

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------|--|----------------------|---|
| 資格取得者の増加 | 保育士資格取得者数 | 0 | 1人/年 |
| 情報共有の拡大浸透 | 子育て情報発信回数 ①HP更新回数 ②情報発信の回数 | — | ①12回/年 ②月に1回 |
| 職場環境の向上 | 研修満足度/職員満足度 ①研修後のアンケート収集 ②離職率・休暇取得率・ストレスチェック職場指数 | — | ①参加者の80% ②離職率3%、休暇取得率70%以上、ストレスチェック高ストレス者判定10% |
| 制度の活用者の増加 | 子育て支援に係る制度活用者数 | 対象世帯の8割 | 対象世帯の9割 |
| 主体的な遊び場の充実 | 利用者実績数（属性の把握） ①利用者実績数 ②利用参加者へのアンケート調査（プレーパーク） | ①対象世帯の5割 ②人数のみの把握 | ①対象世帯の7割 ②8回/年 |

4-2. 教育・多様な学びの充実

■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

誰もが学びの主人公となり、未来をともに生きていける地域の実現

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------|---------------------------------|-----|----------------------|
| 相談者の増加 | ①発達支援センターへの相談者数 ②多様な学びに対する相談 | — | ① 3 ② 430（町民の10%） |

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------|--------------------------------|---|-----------------|
| 安心安全な学習環境の充実 | いじめ認知件数、重大事態件数、重大事故件数 | いじめ認知件数 46件（小27中19）（R6） 重大事態件数 0件 重大事故件数 0件 | 0又は少なくとも前年同水準以下 |
| 教育水準の向上 | 教員研修の開催数 | — | 年間6回（個人） |
| 制度の活用者の増加 | 就学援助、育英資金に係る制度利用者数 | 制度を1回以上利用した児童生徒数（R6） 小26人（11%） 中17人（14%） | 児童生徒年1回以上の制度利用 |
| 参加者の増加 | あつま未来カレッジ、ふるさと教育、あつひやく等の町民参加者数 | 29人/1回（R7平均値） | 40人/1回 |

4-3. 歴史と文化の継承・スポーツの振興

■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

誰もが集い、つながり、楽しみ、いきがいをを感じる暮らしの実現

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------|-------------|--------------------------|---------|
| 学校保健体育の充実 | 体力・運動能力調査結果 | 男子は全国平均値以上 女子は全国平均値以下 | 全国平均値以上 |
| 見学者・来場者の増加 | 町内・外参加者数 | 900人程度 | 1200人/年 |
| 文化財ガイドの増加 | 文化財ガイドの数 | 5人 | 10人 |
| クラブ参加者の増加 | 登録者数 | — | 小中学生70% |
| 施設利用の開始 | 整備率 | 0% | 100% |

4-4. 官民学連携による人材の確保・育成

■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

誰もが町内外の人の挑戦を応援できる地域の実現

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------|----------|--------------|--------------------|
| 活用事例の増加 | 活用実績数・内容 | 起業化支援7件（R6） | 起業化支援3件 |
| 挑戦者の増加 | 起業者数 | R1からR6の累計27件 | 5年累計数25件 |
| 大学連携事業の増加 | 連携事業数 | — | ①1人/年 ②5年累計数10件 |

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------|------------|---------------------|-----------|
| 活躍する人材の増加 | 起業人受入人数 | R6年委嘱者数6人（内新規委嘱者2人） | 5年累計数20人 |
| ふるさと町民の増加 | ふるさと町民数 | — | 5年後200人 |
| 参加者の増加 | 町民参加者数 | 29人/1回（R7平均値） | 40人/1回 |
| 来街者の増加 | 観光者数 | 150,885人（R6） | 190,000人 |
| 情報共有の拡大浸透 | 閲覧者数・発信者 | 1回/週 | 1回/週 |
| イベント参加者の増加 | イベント参加者満足度 | — | ダブル同意率75% |
| 周辺地域の整備完了 | 整備率 | 0 | 100 |

4-5. 高齢者福祉・介護の充実

■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

高齢者が安心して暮らせる地域の実現

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------|-------------------------|-------------|-----------------|
| 制度利用者の増加 | 国保連合会給付に係る受給者数 | 265 | 270 |
| 参加者の増加 | 高齢者福祉・介護に係るイベント参加者数 | ①138 ②10 | ①300 ②現状値5%増 |
| 相談者の増加 | 地域包括支援に係る相談者数 | 106 | 150 |
| 利用者の増加 | 高齢者福祉・介護に係るサービス・支援等利用者数 | 6710 | 6800 |
| 担い手の増加 | ボランティア数 | 302 | 450 |

4-6. 社会福祉・障がい福祉の充実

■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

どんな障がい・特性があっても認め支え合う町の実現

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 福祉人材基盤の形成 | 採用人数 | 年12人 | 年10人 |
| 個性に応じた学習環境の充実 | 多様な学びの事例 | — | 全国平均と同等を目指す |
| 認知度の増加 | 相談先認知度 | — | 50% |
| 参加者の増加 | 社会福祉・障がい福祉に係るイベントの参加者数 | 10 | 現状値5%増 |
| 利用者の増加 | ①まちなか交流館事業の利用者数 ②発達支援センター事業の利用回数 | ①12名：1,395回 ②14名：221回 | ①14名：1,682回 ②16名：375回 |

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------|--|-----------------------|-----------------------|
| 制度利用者の増加 | 障がい者支援制度の利用者数 | — | 対象児の8割 |
| 被支援者の増加 | 障がい者相談支援事業に係る相談支援件数 | 136件 | 271件 |
| 利用者の増加 | ①人工透析患者等送迎サービス事業利用者数・利用日数 ②通院交通費助成人数・助成延べ件数 | ①6名：440回 ②25名：323回 | ①6名：755回 ②25名：646件 |
| バリアフリーの増加 | 工事完了率 | 小学校完了 | R8全校バリアフリー化改修工事完了 |

4-7. 保健・医療の充実

■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

健やかな心のふるさとづくりを通じた健康長寿のまちの実現

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------|-------------------------------|-----|--------|
| 参加者の増加 | 夏季・冬季栄養教室、ゲートキーパー・こころの講演会参加者数 | 10 | 現状値5%増 |
| 検診初回受診者の増加 | 検診初回受診率 | 11% | 現状値3%増 |
| 保健医療の連携維持 | 連携実施数 | 64% | 現状維持 |
| かかりつけ医として利用する町民の増加 | 健康状態不明者の人数 | 15人 | 13人 |

4-8. 農畜産業の振興

■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

農畜産業者の魅力ある経営の実現

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------|-----------|------------|----------------------|
| 就農相談件数の増加 | 相談件数 | 11名（R6） | 12名/年 |
| 農家の後継者の増加 | 親元で働く従事者数 | 2名（R7） | 3名/年 |
| 意欲的な挑戦が継続 | 支援件数 | 1件（R7） | 1件/年 |
| 農機導入の拡大 | 導入率 | 60%（R6） | 70%（中心的経営体の経営面積に対して） |
| 捕獲頭数の拡大 | エゾシカ捕獲頭数 | 1,399頭（R6） | 1,700頭/年 |
| 農地集積の向上 | 農地集積率 | 90% | 95% |
| 優良な個体の確保 | 確保件数 | 70% | 70% |

4-9. 林業の振興

■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

森林の多面的機能の回復と持続可能な林業の実現

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------|---|---------------|---------------|
| イベント（植樹祭）参加者の増加 | 参加者数 | 200人 | 現状維持 |
| 木材・林業者新規就業者数の増加 | 従事者数 | 17 | 20 |
| 町産材の流通量増加 | 流通量 | — | 2025年度から1.5倍 |
| 加工品の増加 | 新規加工品事例 | — | —（定性評価） |
| 新技術の導入 | 導入事例 | — | —（定性評価） |
| 機械・デジタル化の導入拡大 | ①ICT化・省力化の導入 ②デジタル化率（経営強化促進補助金（ICT化）の実績） | ①— ②1件（R7） | ①1台 ②1件／5年 |
| 有害鳥獣の適正化 | ヒグマ事故数 | 0頭 | 現状維持 |

4-10. 水産業の振興

■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

持続可能で高付加価値な漁業の実現

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|---------------------|--------------------------|---------|
| 水産資源の適正管理 | 漁組の求めに応じた施策実施事例（定性） | — | —（定性評価） |
| 漁業参入に関する 相談件数の増加 | 相談件数 | 1件（令和6年度） | 年間1件程度 |
| 制度の利用者の増加 | 漁業振興対策特別貸付金利用者数 | 貸付件数8件 金額12,780千円（R5） | 年間5件 |

4-11. 商工業・観光の振興

■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

地域資源を活かした新たな価値の創出による活気ある町の実現

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------|---------------------|-----|------|
| 経営戦略の強化 | 協働型地域おこし協力隊新規受入事業者数 | — | 単年3件 |

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------|--|--------------------|---------------------|
| キャッシュレス決済・EC事業の増加 | EC導入事業者数 | 1件（EC実績）（R6） | 年間1件 |
| 効果的な支援の実行 | 経営支援利用者数 | 雇用1人職住2人経営強化7件（R6） | 年間3件 |
| 承継希望事業者の把握 | 事業承継に係る相談数 | — | — |
| 挑戦者の増加 | プロジェクト参加者数 ①起業化支援事業補助金の実績 ②起業家人材育成支援事業の総参加者数 | ①7件（R6） ②— | ①年間3件 ②単年延べ人数60人 |
| 不動産相談件数の増加 | 相談件数 | — | 単年新規相談数と単年掲載数合計8件 |
| 観光者の増加 | 観光入込客数 | 150,885人（R6） | 190,000人 |
| 情報共有の拡大浸透 | 拡散係数（四半期の総シェア数 ÷ 四半期の総リーチ人数）×1000 | 0.3 | 14 |
| イベント参加者の増加 | イベント参加者満足度（魅力度+再訪意向） | — | ダブル同意率75% |

4-12. 地域経済の活性化

■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

豊かさを実感できる持続可能な地域経済の確立

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------|-------------|---------------|-----------------|
| 活躍する人材の増加 | 協力隊定住者数 | | 70% |
| 利用者の増加 | オフィス利用率 | 86%（R6） | 80% |
| 施設利用の開始 | 整備率 | 0 | 100 |
| 官民連携の強化 | 官民連携事業者数 | 7件（R6） | 年間5件維持 |
| 挑戦者の増加 | 起業家数 | R1からR6の累計27件 | 5年累計数25件 |
| 起業家の売上増加 | 起業家の売り上げ金額 | | スタートから5年後に4億円増加 |
| 地域で経営を続ける事業者の増加 | 商工会会員数 | 153事業者（R6年度末） | 170事業者（目標年度） |
| カード利用者の増加 | あつまるカード発行数 | 5,154枚（R6年度末） | 年間新規50枚 |
| 来街者の増加 | 来街者数 | 150,885人（R6） | 190,000人 |
| 寄付の増加 | 企業版ふるさと納税件数 | 5件 | 年平均10件 |

4-13. 都市機能の最適化

■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

町民にとって安心・安全・快適で楽しい環境の実現

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------|---|---|--|
| 施設の再編 | 再編の進捗率 | 87 橋 | 集約化・撤去 1 橋 |
| 環境の改善 | 予防保全の実施件数①公園毎の点検回数 ②草刈回数等 | ①年 1 回 ②年 3 回程度 | ①年 1 回 ②年 4 回 |
| | 簡易水道事業：水道管の更新化率 下水道事業：下水道管の更新化率 | 簡易水道事業：水道管総延長 208km 下水道事業：下水道管総延長 19km | 簡易水道事業：水道管 0.5%更新/年 下水道事業：下水道管 0.2%更新/年 |
| 移動手段の確保・維持 | 地域公共交通の普及啓発活動事例 デマンド交通の収支率 | 4.33% | 定性的な事例の収集及び 4.0%の維持（4.0%を下回らない） |
| 技術職志望者へのアプローチ増加 | リクルート活動実績数 | — | 3 回/年 |
| デジタル化の拡大 | ①デジタル技術導入事例及び、委託先事業者の AI 活用事例 ②各種申請のオンライン申請導入 ③役場内のデジタル技術活用事例及び AI 活用事例数、及び、町内のデジタル技術活用や AI 活用に資する事業数 | ①試験採用 2 事業 ②— ③— | ① 5 件/10 年 ②80% ③ 2 件/年 計 20 件 |
| 情報通信環境の整備 | 衛星インターネット通信環境の整備件数 | — | 1 件/年 計 10 件 |
| UD の拡大 | 公共施設・道路公園の UD 整備率 | 50% | バリアフリー化 70% 整備率 100% |

4-14. 人と自然にやさしい循環型社会づくり

■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

新たな価値を創造するまちに優しい持続可能な循環型社会の実現

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------|------------|-------|------------|
| 自然資本を活かす連携事業の増加 | 連携事業数 | — | 5 年累計 8 件 |
| 取り組む意義の認知 | 購入補助事業活用件数 | 5 件 | 予算計上時の件数 |
| 正しい分別の周知 | 転入者配布到達率 | 100% | 現状維持 |
| 意見交換の増加 | 環境会議開催回数 | 年 1 回 | 各会議年 1 回以上 |

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------|---------------|---------|-----------------------|
| 制度利用者の増加 | ゼロカーボン補助金利用者数 | 約 120 件 | 500 件 (R17 年度の累積目標件数) |

4-15. 住まい方の充実・定住促進

■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

誰もが満足できるきれいで楽しい住環境の実現

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------|--|---|--|
| 制度利用者の増加 | ①利用者数 ②簡易水道事業：普及率 公共下水道事業・浄化槽事業：水洗化率 | ①年間平均 2 件 ②簡易水道事業：95.44% 公共下水道事業：99.26% 浄化槽事業：78.54% | ①年間 2 件 ②簡易水道事業：97% 公共下水道事業：99.4% 浄化槽事業：85% |
| 掲載物件の増加 | 物件数 | — | 50 件 |
| 住宅状況の把握 | 空き家件数 | 162 件 | 120 件 |
| 採用情報の認知向上 | リクルート活動実績数 | — | 町内で 1 人増/年 |
| 移住相談者数の増加 | 相談者数 | 約 15 件 | 単年 20 件 |
| 応募者数の増加 | 地域おこし協力隊応募者数 | 約 15 件 | 単年 20 件 |
| ふるさと町民の増加 | ふるさと町民数 | 14 人 | 200 人 |
| 公営住宅等の適正化 | 公営住宅の用途廃止数 | 22 戸 | 58 戸 |

4-16. 防災・危機管理能力の強化

■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

一人ひとりが安心できる「災害に強いまち・ひとづくり」の実現

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------|-----------------|----------|------------------------|
| 計画の作成・更新 | 計画数 | — | 100% |
| 備蓄品の完備 | 概算備蓄率 | 55.5% | 70%以上 |
| 住民参加の増加 | 北海道地域防災マスター活動者数 | 6 人 (R6) | 40 人/年以上 ※概ね年 4 回開催 |
| 連携体制の構築 | 防災協定企業・団体との活動数 | — | 10 回/年以上 |
| 受信機設置の普及 | 世帯普及率 | 84.4% | 90%以上 |
| デジタル・IoT 導入率 | 導入率 | — | 1 件/年 計 10 件以上 |

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------|------|-----|------|
| 防災（避難）施設や避難道路の適切な配置 | 整備率 | — | 100% |

4-17. 町民共創による安心・安全なまちづくり

■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

住民同士が自ら手を取り合い、助けあえる地域の実現

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------|---------------------------------|-----------|---|
| 住民自治機能の維持 | 自治会数 | 34 | 34 |
| コミュニティ活動の参加者の増加 | 新たな機会創出につながる事例（定性）+新たな機会創出度 | — | 満足 Top2 率: 88%以上 交流成立率: 65%以上 継続意向率: 82%以上 ダブル同意率: 55%以上 |
| 参加者の増加 | 厚真未来カレッジ参加者数 | 29 人/1 回 | 40 人/1 回 |
| 施設利用の開始 | 整備率 | 0 | 100 |
| 学校教育への住民参画度向上 | 地域学校協働本部「あつまるねっと」への延べ参加者数（社会教育） | 563 人（R7） | 500 人/年 |
| 通報件数の減少 | 畜犬・野犬に係る通報件数 | — | 10 件未満 |
| 地域課題と解決策の見える化 | 学校や地域からの相談件数 | — | 20 件/年 |
| 移動手段の確保・維持 | 地域公共交通の普及啓発活動事例（定性）+デマンド交通の収支率 | 4.33% | 定性的な事例の収集 + 4.0%の維持（4.0%を下回らない） |

4-18. 健全な行財政運営への転換

■ この施策が実現する未来（社会的インパクトの長期成果）

暮らしを守る事業と組織の健全運営の実現

■ 結果指標

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------|-----------|-------------------|--------------|
| 町の取り組み認知度の増加 | 町ウェブサイトPV | — | 60% |
| ふるさと納税額の増加 | ふるさと納税額 | 620,758 千円（R6 決算） | 1,000,000 千円 |

| 直接的結果 | 結果指標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------|------------------------------|-----------------------|--|
| 対話の機会増加 | 二点開示達成率 | — | 100% |
| 総合計画の運用 | 総合計画に係る職員研修実施回数 | — | 1回／年 |
| 地方債残高の抑制 | 地方債残高 | 12,020,395 千円 (R6 決算) | 8,000,000 千円 |
| 職員の意識・行動の変容 | 職員研修の満足度アンケート 職員の意識・行動変容度 | — | 自分の行動や意識が変容したと自覚する職員の割合 30% 周囲の行動が変容したと感じる職員の割合 20% 自由記述欄に研修要望を記載する職員の割合 10% |
| 新庁舎の完成 | 整備率 | 0% | 100% |

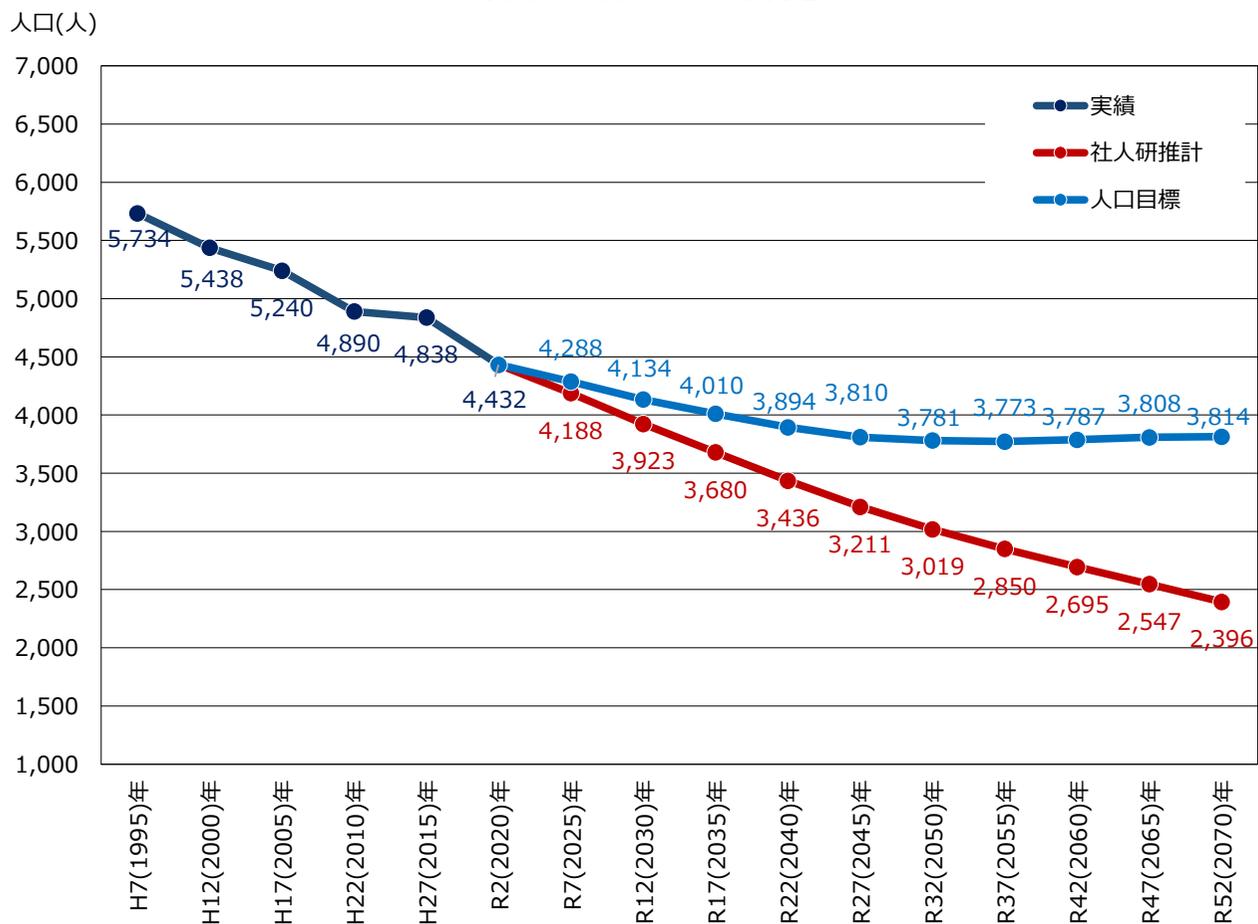
第4編 付 録

第4編 付 録

第1章 厚真町の人口の見通し

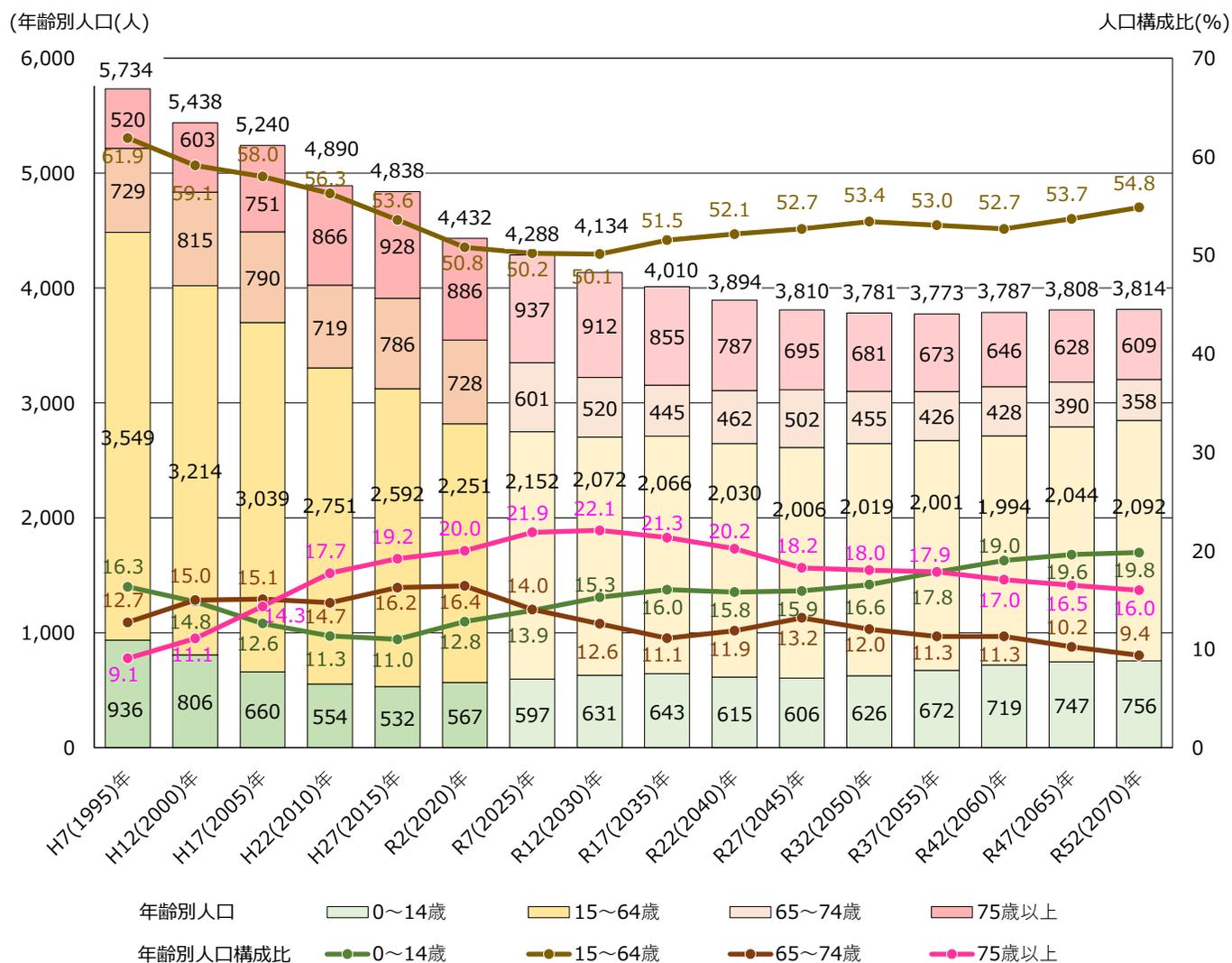
本計画の推進により、地域資源の活用、移住・定住促進、空き家活用、ローカルベンチャーやシェアオフィス等の環境整備を進めます。Uターン就業者や副業・二地域居住希望者の確保を促進し、令和27年(2045年)以降、人口約3,800人で安定的に推移することを目標とします。

図 厚真町の今後の人口推移見通し



これにより、合計特殊出生率の増加傾向の維持と、毎年5世帯の30代子育て世帯の転入により、令和12年(2030年)頃から生産年齢人口と年少人口が増加に転じます。人口は令和32~37年(2050~2055年)頃の約3,800人を底に微増し、以降は安定的に推移すると見込まれます。

図 厚真町の今後の人口構成の見通し



第2章 土地利用ビジョン

2-1 基本的な考え方

厚真町は、市街地が豊かな自然や農地に囲まれた特有の都市構造を持っています。この特性を活かし、町内全域を5つのゾーンに区分し、安全・安心で快適な都市構造の実現を目指します。

2-2 5つのゾーンによる土地利用

2-2-1 賑わいあふれる市街地

都市機能の集積と防災拠点機能の向上を図り、町民や移住・定住者、二地域居住者にとって魅力的な市街地を形成します。サテライトオフィスやゼロカーボンビレッジなど新たな分譲地整備を推進し、職住近接の市街地を実現します。

- ・住宅地：中心商業地周辺や幹線道路沿道に一般住宅地、豊沢・新町・本郷・上厚真地区に低層専用住宅地を配置
- ・商業業務地：厚真市街地内に生活利便施設、主要幹線道路沿道に沿道サービス施設を誘導
- ・工業業務地：豊沢地区の企業誘致を推進
- ・未利用地：市街地への居住誘導を図り、郊外部の無秩序な開発を抑制。大規模未利用地は新たな分譲地整備により活用

2-2-2 豊かな森林地域

都市計画区域北部の山間地・丘陵地域は、森林の再生と林業の復興を図ります。災害防止、環境保全、自然景観保全の場として位置づけ、厚幌ダム・厚真ダムを中心とした景観・観光の場、都市との交流の場として活用します。

2-2-3 輝く田園地域

都市計画区域中部から南部の水田を中心とした農村地域は、水と緑に恵まれた農村環境を形成します。農業振興地域整備計画に基づき優良な農地を保全し、水稻を中心とした生産性向上を図ります。グリーン・ツーリズムなどにより、町民の自然とのふれあいの場や都市住民との交流の場を創出します。

2-2-4 美しい臨海地域

浜厚真地区の海岸は、日高胆振沿岸海岸保全基本計画（北海道）による海岸の保全を図ります。

2-2-5 魅力ある工業地域

苫小牧東部地域は、苫小牧東部開発新計画や港湾計画に基づき、工業用地、物流機能、研究開発機能を配置します。

2-3 交流拠点機能の充実と創出

2-3-1 既存拠点

こぶしの湯あつま・あつまスタードーム周辺、役場周辺の機能複合化

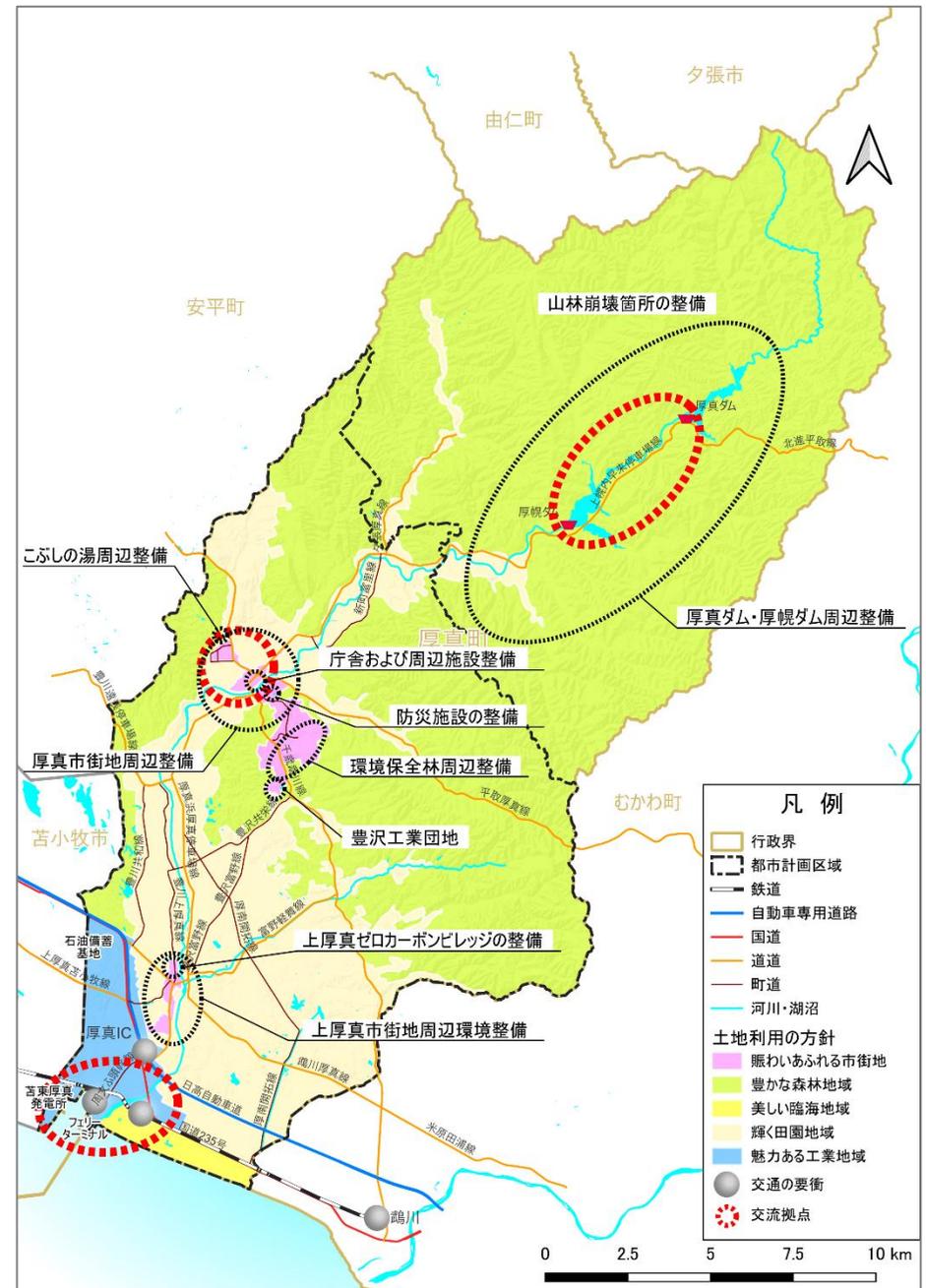
2-3-2 新たな拠点

厚真IC、フェリーターミナル、浜厚真野原公園、浜厚真海浜公園周辺における地場製品の販売拡大とPR機能の充実

2-4 市街化調整区域における地域振興

優良な農地と森林の適切な保全・管理、グリーン・ツーリズムなどによる魅力ある農村環境の創出、災害被災地域における集落再生と住まいの再建支援を実施します。

2-5 土地利用の基本方針図



第3章 総合計画策定のあゆみ

令和6年度（2024年度）

| 日 | 内容 | 対象 | 詳細 |
|-------------------|--|-------------------------------|--|
| 4月26日 | 第5次総合計画策定方針 ブレインストーミング | 庁内職員 | 町の現状や課題、将来像の可視化・共有 |
| 8月6日～ 9日 | あつま課題発掘会議（事前インタビュー） ～ 中高生が拓くまちづくり編～ | 町内の中学校・高校に通学する中高生、高校生 | ワークショップの事前準備のために、中高生による保護者、高齢者へのインタビュー |
| 8月16日 | あつま課題発掘会議 ～ 中高生が拓くまちづくり編～ | 町内の中学校・高校に通学する中高生、高校生 | 事前インタビュー結果を基にした教育・福祉分野の課題整理ワークショップ |
| 9月18日 | あつま課題発掘会議 ～ まちづくりを担う人材編～ | 町内在住の一般町民など | まちの現状や課題について考えるワークショップ |
| 9月19日 | あつま課題発掘ワークショップ ～ 女性とキャリア編～ | 町内在住の女性 | 女性が起業やキャリアアップを目指すうえで感じる課題について話し合うワークショップ |
| 9月20日 | 令和6年度第1回まちづくり委員会 | まちづくり委員会 | 第5次厚真町総合計画の策定方針について |
| 9月26日～ 10月24日 | 担当原課ヒアリング | 庁内職員 | 事務局が各施策担当者に現状や課題についてヒアリング |
| 10月7日 | 新総合計画策定に関する調査特別委員会 | 新総合計画策定に関する調査特別委員会 | 第5次厚真町総合計画策定方針（案）について |
| 10月23日 | 第1回厚真町総合計画策定委員会 | 厚真町総合計画策定委員会 | 厚真町総合計画策定委員会設置要綱、第5次厚真町総合計画策定方針について |
| 11月7日 | 令和6年度第1回厚真町総合計画策定プロジェクトチーム会議 | 厚真町総合計画策定プロジェクトチーム | キックオフミーティング |
| 11月20日～ 12月16日 | 厚真町総合計画及び都市計画マスタープランの見直しに向けた意向調査 | 15才以上の町内在住者から無作為に抽出した町民1,000人 | 地域幸福度（Well-Being）指標及び都市計画マスタープラン見直しに関するアンケート調査 |
| 12月24日～ 25日 | 令和6年度第2回厚真町総合計画策定プロジェクトチーム会議 | 厚真町総合計画策定プロジェクトチーム | 課題構造マップ作成に向けた事前説明会 |
| 1月8日～ 1月23日 | 庁内課題構造整理 | 庁内職員 | 担当原課ごとで課題構造マップ作成に向けた19施策の課題整理 |
| 2月6日 | 令和6年度第3回厚真町総合計画策定プロジェクトチーム会議 | 厚真町総合計画策定プロジェクトチーム | 厚北地域防災コミュニティセンターで19の施策分野の課題構造マップを作成するワークショップ |

| 日 | 内容 | 対象 | 詳細 |
|-------|------------------|----------|-----------------------|
| 3月18日 | 令和6年度第2回まちづくり委員会 | まちづくり委員会 | 第5次厚真町総合計画策定の進捗よくについて |

令和7年度

| 日 | 内容 | 対象 | 詳細 |
|-----------|------------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 6月10日 | 令和7年度第1回まちづくり委員会 | まちづくり委員会 | 第5次厚真町総合計画基本構想（案）について |
| 6月17日 | 新総合計画策定に関する調査特別委員会 | 新総合計画策定に関する調査特別委員会 | 第5次厚真町総合計画基本構想（案）について |
| 7月2日 | 「活用される総合計画策定研究会」（第1回） | 厚真町総合計画策定プロジェクトチーム、事務局 | 日本生産性本部主催の研究会 |
| 7月3日 | 令和7年度第1回厚真町総合計画策定プロジェクトチーム会議 | 厚真町総合計画策定プロジェクトチーム | ロジックモデル作成のための事前説明 |
| 7月23日 | 「活用される総合計画策定研究会」（第2回） | 厚真町総合計画策定プロジェクトチーム、事務局 | 日本生産性本部主催の研究会 |
| 7月28日～29日 | 令和7年度第2回厚真町総合計画策定プロジェクトチーム会議 | 厚真町総合計画策定プロジェクトチーム、関係職員 | ロジックモデル作成のワークショップ |
| 8月18日 | 「活用される総合計画策定研究会」（第3回） | 厚真町総合計画策定プロジェクトチーム、事務局 | 日本生産性本部主催の研究会（長野県小諸市への先進地現地視察） |
| 9月30日 | 「活用される総合計画策定研究会」（第4回） | 厚真町総合計画策定プロジェクトチーム、事務局 | 日本生産性本部主催の研究会 |
| 1月7日 | 令和7年度第3回厚真町総合計画策定プロジェクトチーム会議 | 厚真町総合計画策定プロジェクトチーム、関係職員 | 指標検討のための事前説明 |
| 1月22日 | 令和7年度第4回厚真町総合計画策定プロジェクトチーム会議 | 厚真町総合計画策定プロジェクトチーム、関係職員 | 指標選定のためのワークショップ |

※以降の取組については順次追記

第4章 総合計画策定メンバー

厚真町総合計画策定委員会委員

| 区分 | 役職 | 氏名 |
|------|-----------|---------------------------------|
| 委員長 | 副町長 | 西野 和博 |
| 副委員長 | 教育長 | 遠藤 秀明 |
| 委員 | 地方創生担当理事 | 大坪 秀幸 |
| 委員 | 総務課長 | 佐藤 大輔 |
| 委員 | まちづくり推進課長 | 宮下 桂 |
| 委員 | 住民課長 | 藤岡 隆志 |
| 委員 | 産業経済課長 | 木戸 達也 |
| 委員 | 建設課長 | 佐藤 義彦（～R7年6月） 田中 紀嘉（R7年10月～） |
| 委員 | 生涯学習課長 | 阿部 雄史 |

事務局

| 所属 | 役職 | 氏名 |
|---------------|----|-------|
| まちづくり推進課 | 課長 | 宮下 桂 |
| まちづくり推進課企画調整G | 主幹 | 江川 允典 |
| まちづくり推進課企画調整G | 主査 | 矢代 直樹 |
| まちづくり推進課企画調整G | 主査 | 北川 桂 |
| まちづくり推進課企画調整G | 主事 | 菊地 崇斗 |

厚真町総合計画策定プロジェクトチーム

| 区分 | 所属 | 役職 | 氏名 |
|---------------|-----------------------|----|------------|
| チームリーダー | 総務課 情報防災 G | 参事 | 小山 敏史 |
| チームメンバー | 庁舎周辺等整備推進室 | 主任 | 池川 勲 |
| 副チームリーダー (R6) | 総務課 総務人事 G | 主幹 | 丸山 泰弘 (R6) |
| チームメンバー | | 主査 | 永澤 宏基 (R7) |
| チームメンバー | 総務課 財政 G | 主査 | 大平 賢 |
| チームメンバー | まちづくり推進課 政策推進 G | 主査 | 小松 美香 |
| 副チームリーダー (R7) | 住民課 福祉 G | 主幹 | 高橋 卓嗣 |
| チームメンバー | 住民課 町民生活 G | 主任 | 木澤 真生 |
| チームメンバー | 住民課 健康推進 G | 主任 | 杉山 効平 |
| チームメンバー | 住民課 子育て支援 G | 主査 | 今野 果倫 |
| チームメンバー | 産業経済課 経済 G | 主査 | 澤井 順英 |
| チームメンバー | 産業経済課 農業 G | 主査 | 岡橋 篤志 |
| チームメンバー | 産業経済課 林業・ 森林再生推進 G | 主事 | 三上 勇 |
| チームメンバー | 建設課 土木 G | 主査 | 長谷川 翔吾 |
| チームメンバー | 建設課 上下水道 G | 主事 | 飯岡 高基 (R6) |
| | | 主査 | 中田 恭平 (R7) |
| チームメンバー | 建設課 都市施設 G | 主任 | 上田 直輝 |
| チームメンバー | 会計室 | 主査 | 近藤 奈々子 |
| チームメンバー | 生涯学習課 学校教育 G | 主査 | 日野 弥生 |
| チームメンバー | 生涯学習課 社会教育 G | 主任 | 斉藤 烈 |

厚真町総合計画策定伴走支援

| 区分 | 氏名 |
|-------------|----------------------------|
| 厚真町地域活性化起業人 | 桑原 憂貴 (アンドパブリック株式会社 代表取締役) |

あつま課題発掘会議

～中高生が拓くまちづくり編～

| 区分 | 氏名 |
|-----|--------|
| 中学生 | 押見 芽泉 |
| 中学生 | 日西 楓 |
| 中学生 | 安瀬 歩未 |
| 中学生 | 丸山 さくら |
| 中学生 | 岩間 咲映 |
| 中学生 | 真野 光 |
| 中学生 | 館山 太雪 |
| 中学生 | 渡邊 聖涼 |
| 中学生 | 矢部 太郎 |
| 中学生 | 北川 侑 |
| 高校生 | 加藤 迅 |
| 高校生 | 蛸名 さくら |
| 高校生 | 河原 悠月 |
| 高校生 | 兼本 洸埜 |

※令和6年度時点

あつま課題発掘会議

～まちづくり人材編～

| 氏名 |
|--------|
| 畑山 貴英 |
| 山中 卓也 |
| 澤口 研太郎 |
| 丹羽 智大 |
| 荒谷 真美 |
| 水丸 和樹 |
| 大矢 仁 |
| 近藤 一郎 |
| 関西 正成 |
| 金丸 佳代 |
| 北村 剛也 |
| 土居 琴恵 |
| 松岡 美由紀 |
| 金谷 泰央 |
| 山口 和秀 |
| 神垣 明菜 |
| 古城 香 |
| 池川 勲 |
| 大垣貴弘 |

あつま課題発掘ワークショップ

～女性とキャリア編～

| 氏名 |
|--------|
| 山下 翔子 |
| 深澤 章子 |
| 北川 瞳 |
| 板垣 茜子 |
| 斉藤 直美 |
| 矢代 友香 |
| 宮野 和美 |
| 金子 あぐみ |
| 野地 妙子 |
| 鎌田 えりか |
| 堀田 祐美子 |
| 檜村 美輝 |

厚真町第5次総合計画資料集（案）

令和8年 月



厚真町第5次総合計画資料集（案）目次

| | | |
|-----------|---|----|
| 資料1 | 課題構造マップ | 2 |
| Section 1 | 課題構造マップとは | 2 |
| Section 2 | 課題構造マップを作成した19の政策分野 | 2 |
| Section 3 | 課題構造マップ集 | 3 |
| Section 4 | 作業風景 | 22 |
| 資料2 | 町民ワークショップ | 24 |
| Section 1 | あつま課題発掘会議～中高生が拓くまちづくり編～ | 24 |
| Section 2 | あつま課題発掘会議～まちづくりを担う人材編～ | 27 |
| Section 3 | あつま課題発掘ワークショップ～女性とキャリア編～ | 28 |
| 資料3 | 住民アンケート | 29 |
| Section 1 | アンケート概要 | 29 |
| Section 2 | アンケート結果 | 29 |
| Section 3 | 地域幸福度を軸とした厚真町の特徴 | 32 |
| 資料4 | 幸福度を高める因子の探求 | 35 |
| Section 1 | 「あつま課題発掘会議～中高生が拓くまちづくり編～」で得られた生活の実感 | 36 |
| Section 2 | 「あつま課題発掘会議～まちづくりを担う人材編～」 「あつま課題発掘ワークショップ～女性とキャリア編～」で得られた生活の実感 | 36 |

資料1 課題構造マップ

本計画策定にあたり、職員ワークショップを通じて、まちが抱える課題を19の分野に整理し、課題同士のつながりを可視化した**課題構造マップ**を作成しました。

Section1 課題構造マップとは

まちの課題同士がどのように影響し合っているかを、矢印でつないで示した図です。

例えば、「地域交通の不便」という課題があると、それが「外出機会の減少」につながり、さらに「交流の減少」や「買い物の困難」へと波及していきます。このように、一つの課題が別の課題を引き起こす連鎖を見える化することで、どこに力を入れれば複数の課題を同時に改善できるかが分かります。

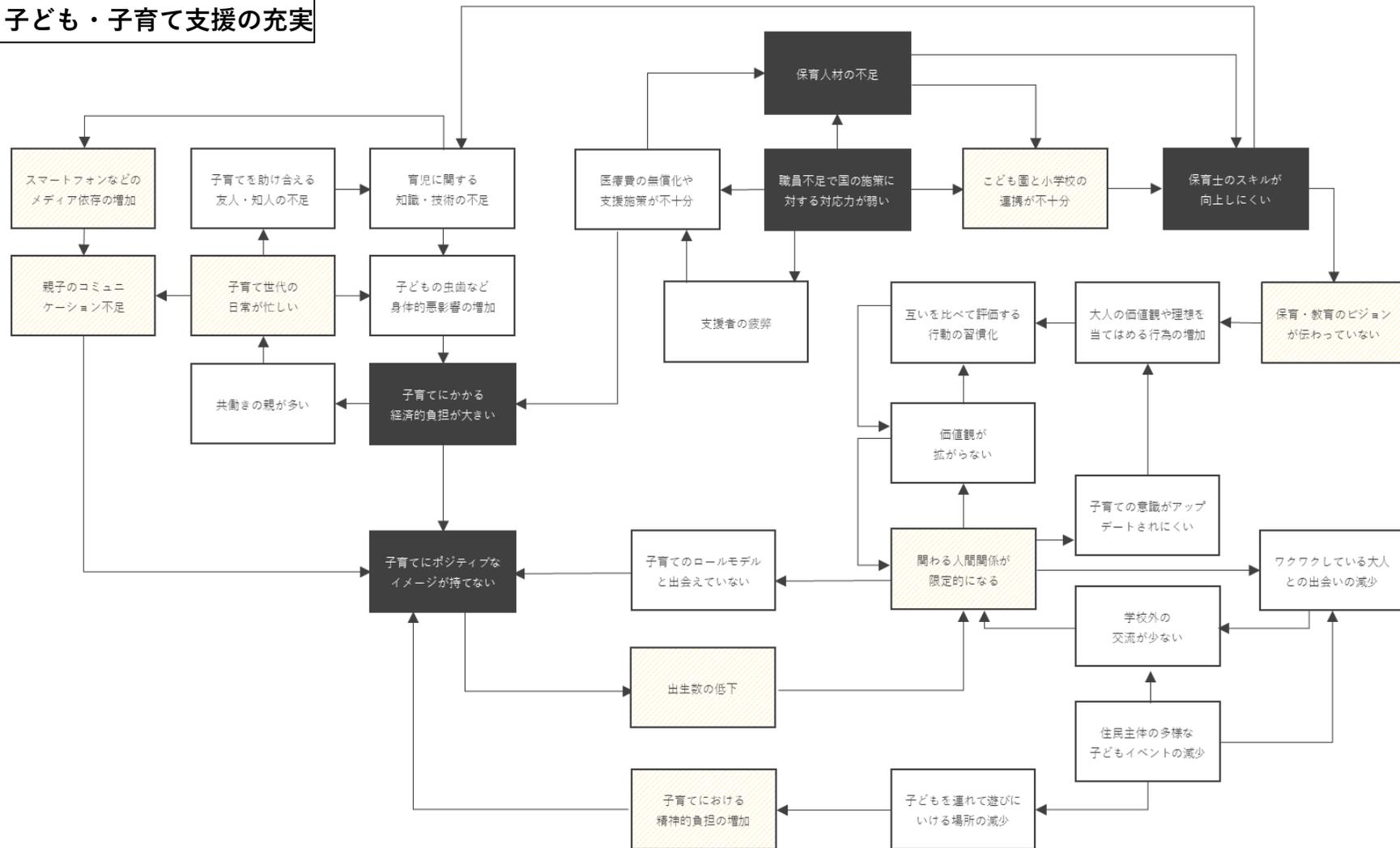
この「効きやすい場所」をレバレッジポイント(効きどころ)と呼び、課題構造マップでは**黒いボックス**で示しています。レバレッジポイントに優先的に取り組むことで、限られた資源を効果的に使い、まち全体に良い変化を広げることができます。また、**黄色いボックス**は、他の政策分野にも関連する課題を示しています。

Section2 課題構造マップを作成した19の政策分野

1. 子ども・子育て支援の充実
2. 教育・多様な学びの充実
3. 歴史と文化の継承・スポーツの振興
4. 官民学連携による人材の確保・育成
5. 高齢者福祉・介護の充実
6. 社会福祉・障がい者福祉の充実
7. 保健・医療の充実
8. 農畜産業の振興
9. 林業の振興
10. 水産業の振興
11. 商工業・観光の振興
12. 地域経済の活性化
13. 都市機能の最適化
14. 人と自然にやさしい循環型社会づくり
15. 住まい方の充実・定住促進
16. 防災・危機管理能力の強化
17. 安心・安全なまちづくり
18. 住民主体のまちづくり
19. 健全な行財政運営への転換

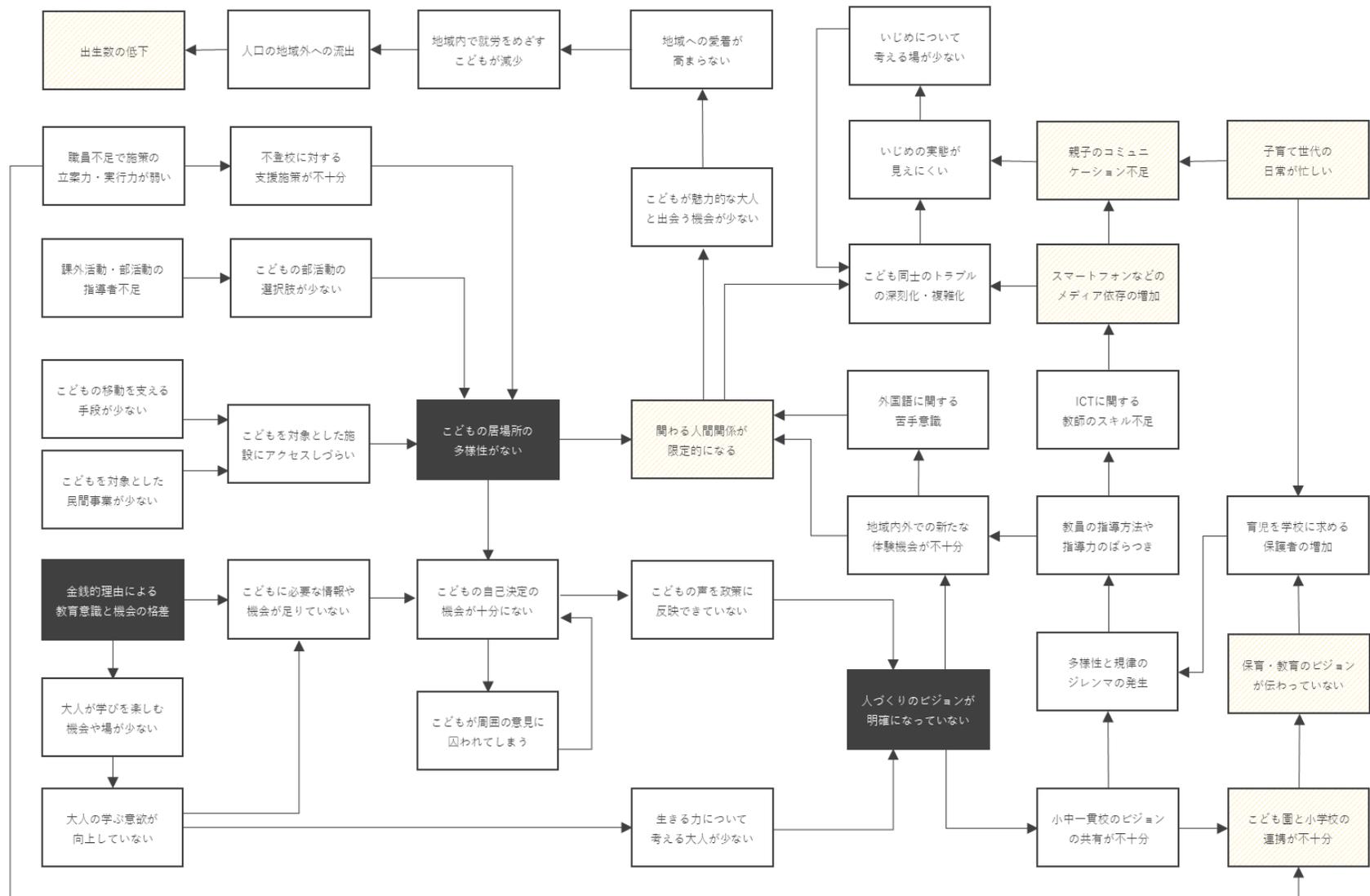
Section 3 課題構造マップ集

3-1. 子ども・子育て支援の充実



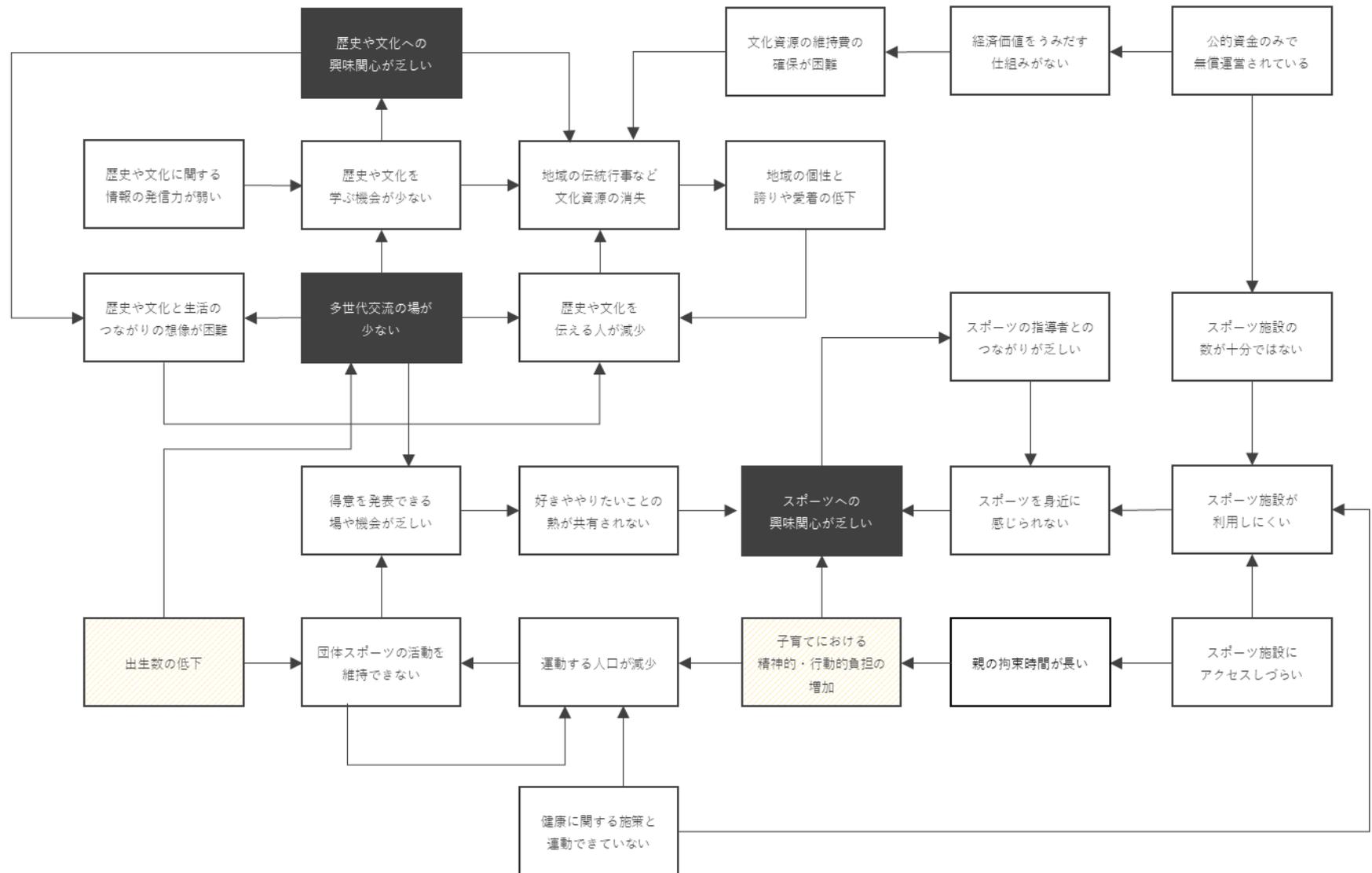
親世代の日常的な多忙さと孤立により、育児の知識共有や助け合いが困難な構造にあります。これが精神的負担を増大させ、親子間のコミュニケーション不足やメディア依存を招く要因となっています。保育人材の不足やビジョン共有の停滞が支援の質に影響し、地域全体で子育てに前向きな実感を持ちにくい状況が生まれています。

3-2. 教育・多様な学びの充実



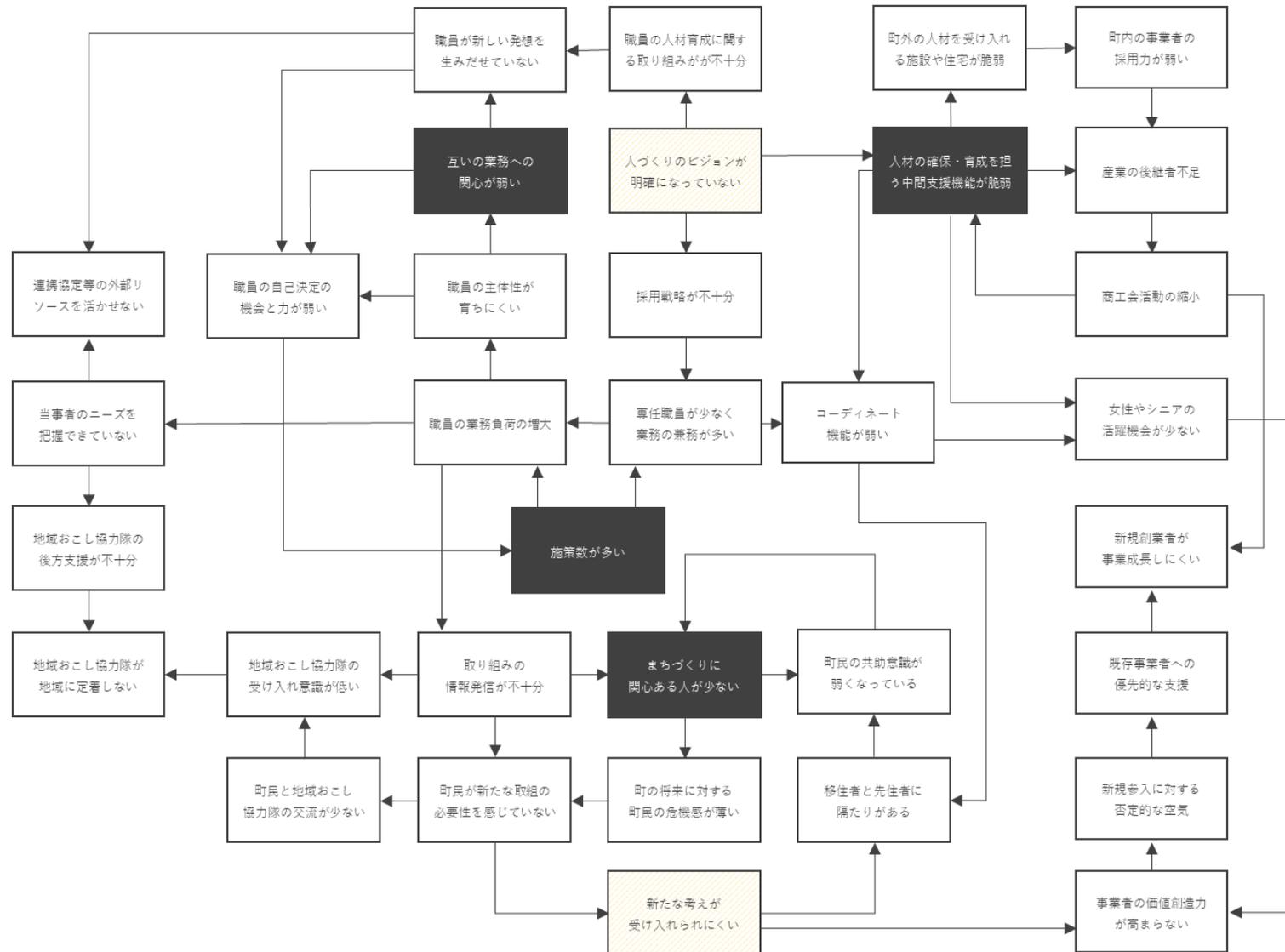
移動手段や施設のアクセス制約により、子どもの居場所や活動の選択肢が限定されています。指導者不足や不登校支援の課題に加え、大人側の学ぶ機会の不足が地域全体の人づくりに対する視座の共有を妨げています。これらの要因が重なり、子どもの自己決定の機会や地域への愛着形成が阻害される構造となっています。

3-3. 歴史と文化の継承・スポーツの振興



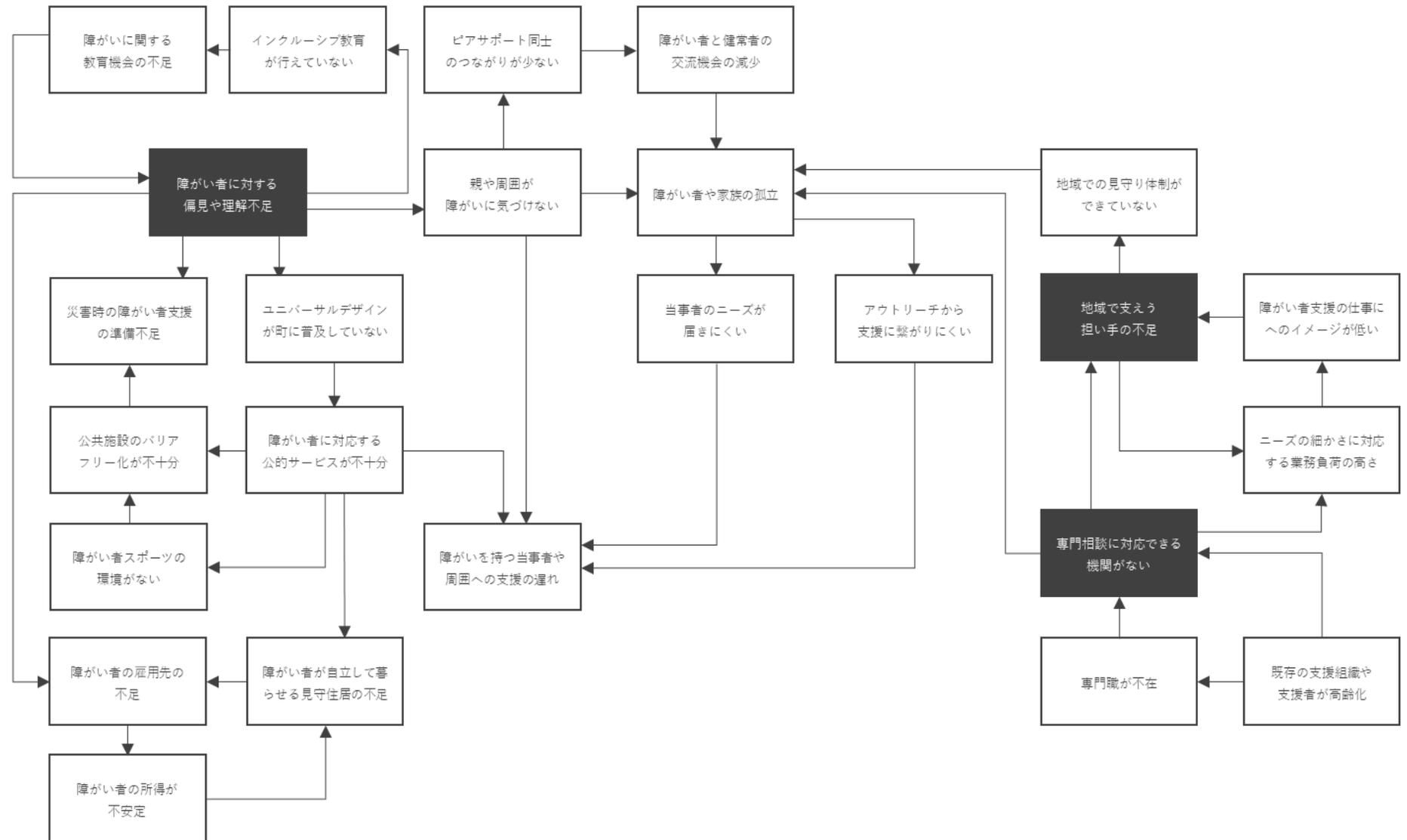
担い手の減少や施設の老朽化により、多世代交流や自己表現の場が縮小しています。活動継続に伴う保護者等の負担増が参加の障壁となり、地域の伝統文化や活気が次世代へ継承されにくい環境にあります。地域資源を価値に変換する仕組みの不足が、住民の誇りやスポーツ、地域への関心低下につながる要因となっています。

3-4. 官民学連携による人材の確保・育成



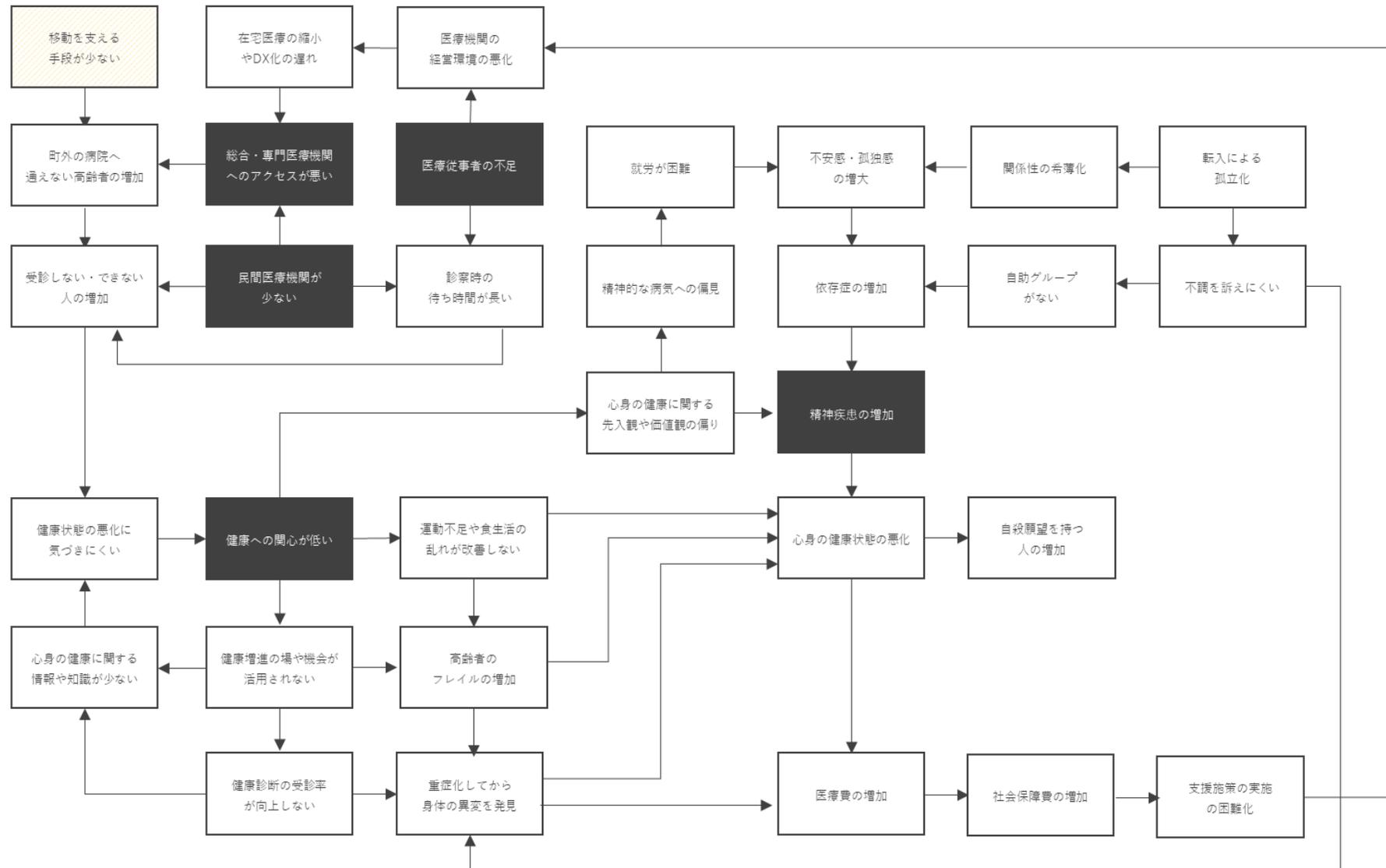
行政側の多忙や人づくりビジョンの未共有が、外部人材の受け入れ体制の脆弱さを招いています。住居不足や地域との交流機会の欠如により、志を持つ人材が定着しにくい構造にあります。変化に対する慎重な姿勢が新規参入の障壁となり、多様な人材が刺激し合いながら地域を活性化させる循環が停滞している状況です。

3-6. 社会福祉・障がい福祉の充実



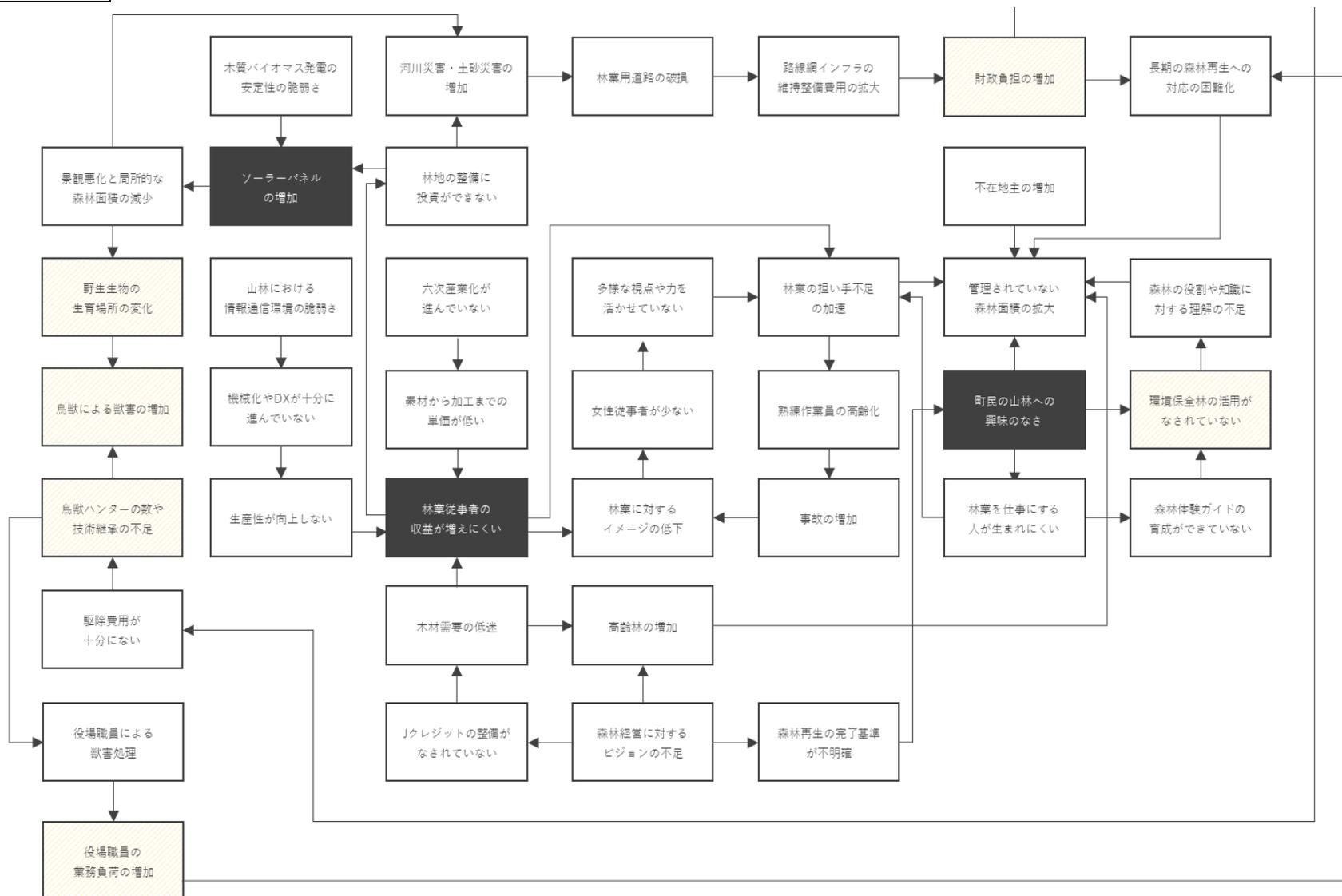
障がいや特性に対する理解不足が、教育や就労、住居確保の選択肢を狭める構造となっています。専門人材の不足やバリアフリー化の遅れに加え、当事者や家族が周囲に助けを求めにくい状況が孤立を深めています。制度の隙間に落ちるニーズに対応する仕組みが不十分であり、誰もが社会に参画できる環境が整いにくい状況です。

3-7. 保健・医療の充実



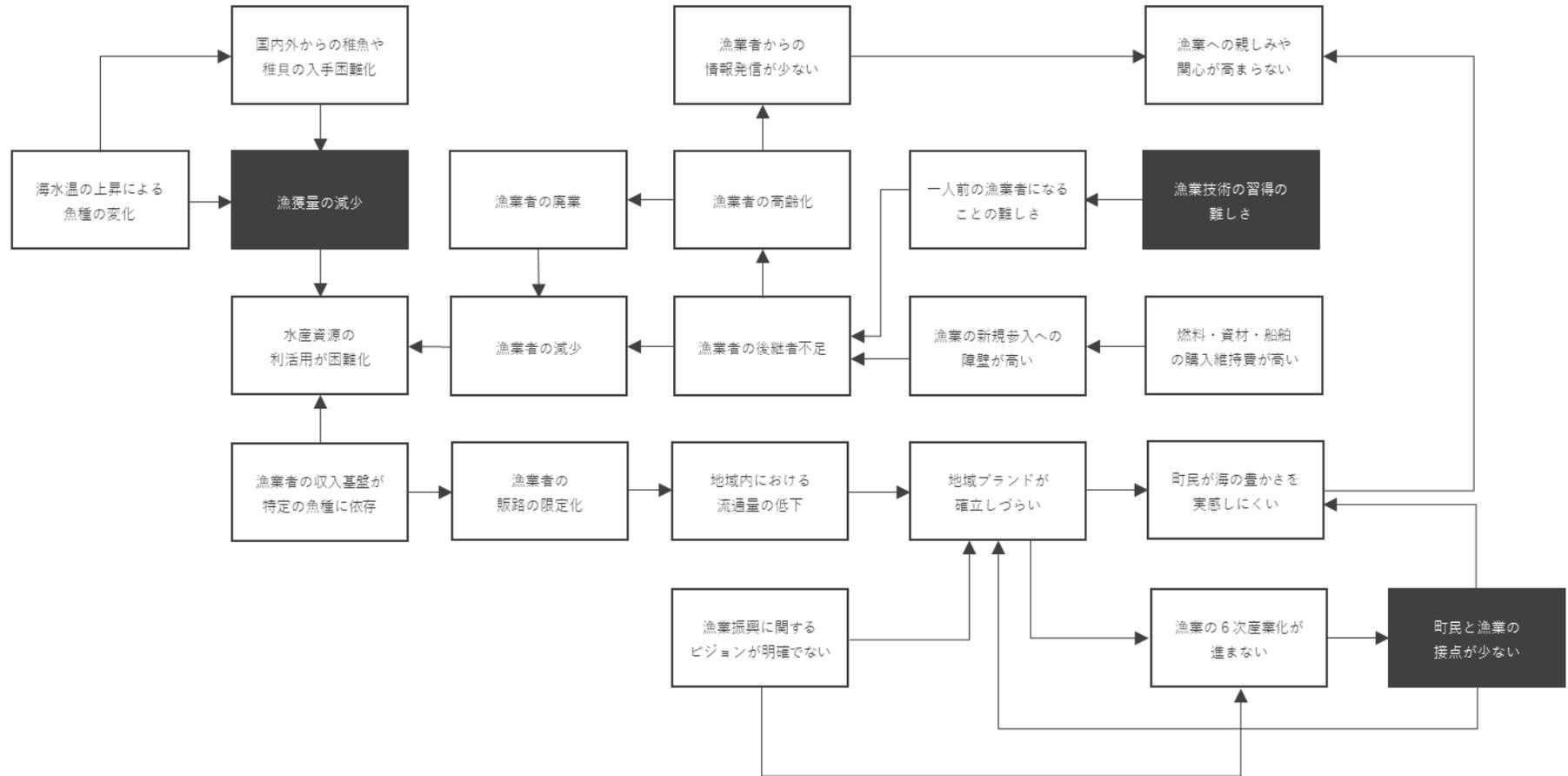
医療従事者の不足と、交通手段の制約による受診のハードルが、早期発見や適切な治療を妨げる要因となっています。住民の健康意識が向上しにくい背景には、運動や食生活などの生活環境の課題があります。心身の不調を相談できる場の不足が、生活習慣病の重症化や将来的な医療費増大を招く構造的な課題となっています。

3-9. 林業の振興



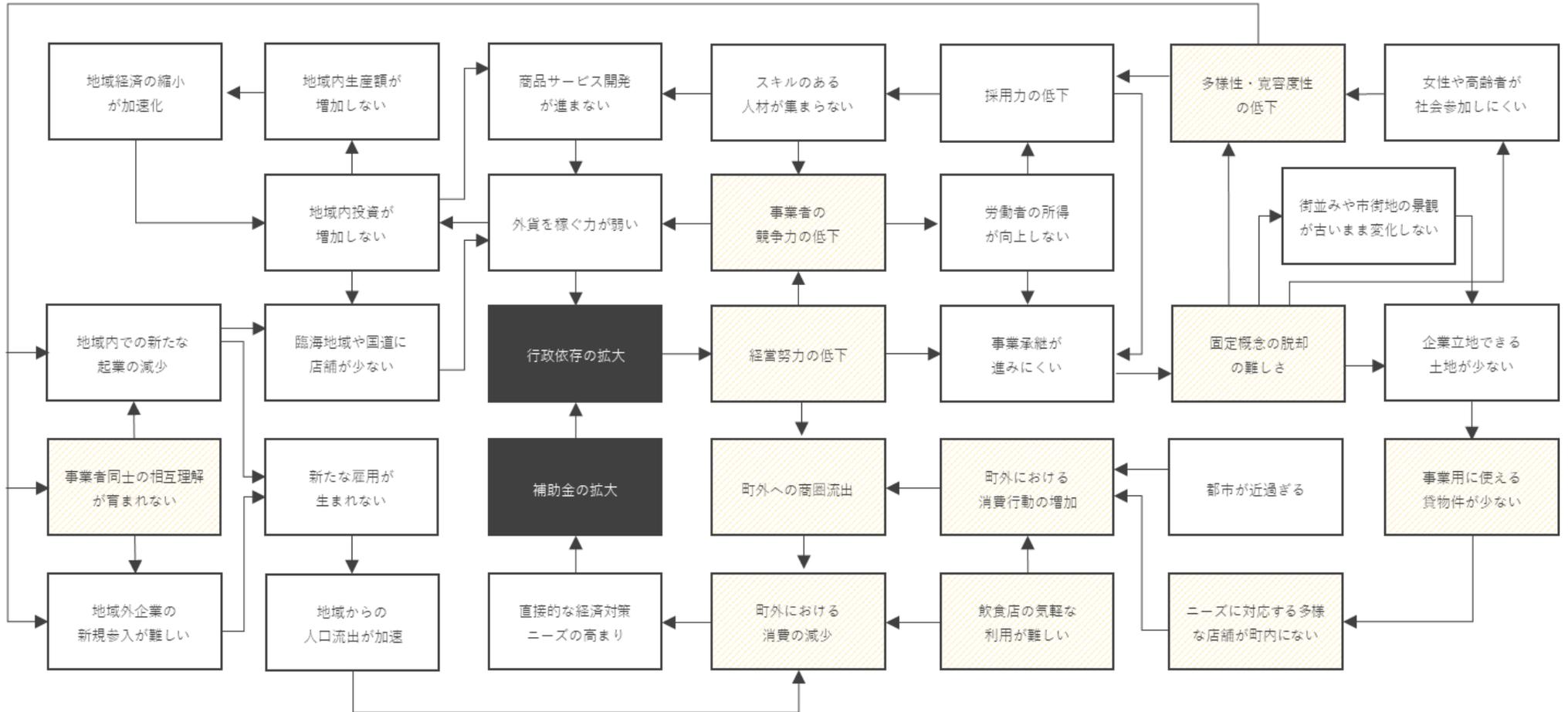
木材価格の低迷と需要不足により、森林管理の採算性が低下しています。担い手の不足や不在地主の増加が、未整備な森林を増やし、災害リスクや鳥獣被害を拡大させる要因となっています。デジタル化の遅れや労働環境の厳しさが若者の参入を阻み、森林資源を価値化して地域へ還元する循環が機能しにくい構造にあります。

3-10. 水産業の振興



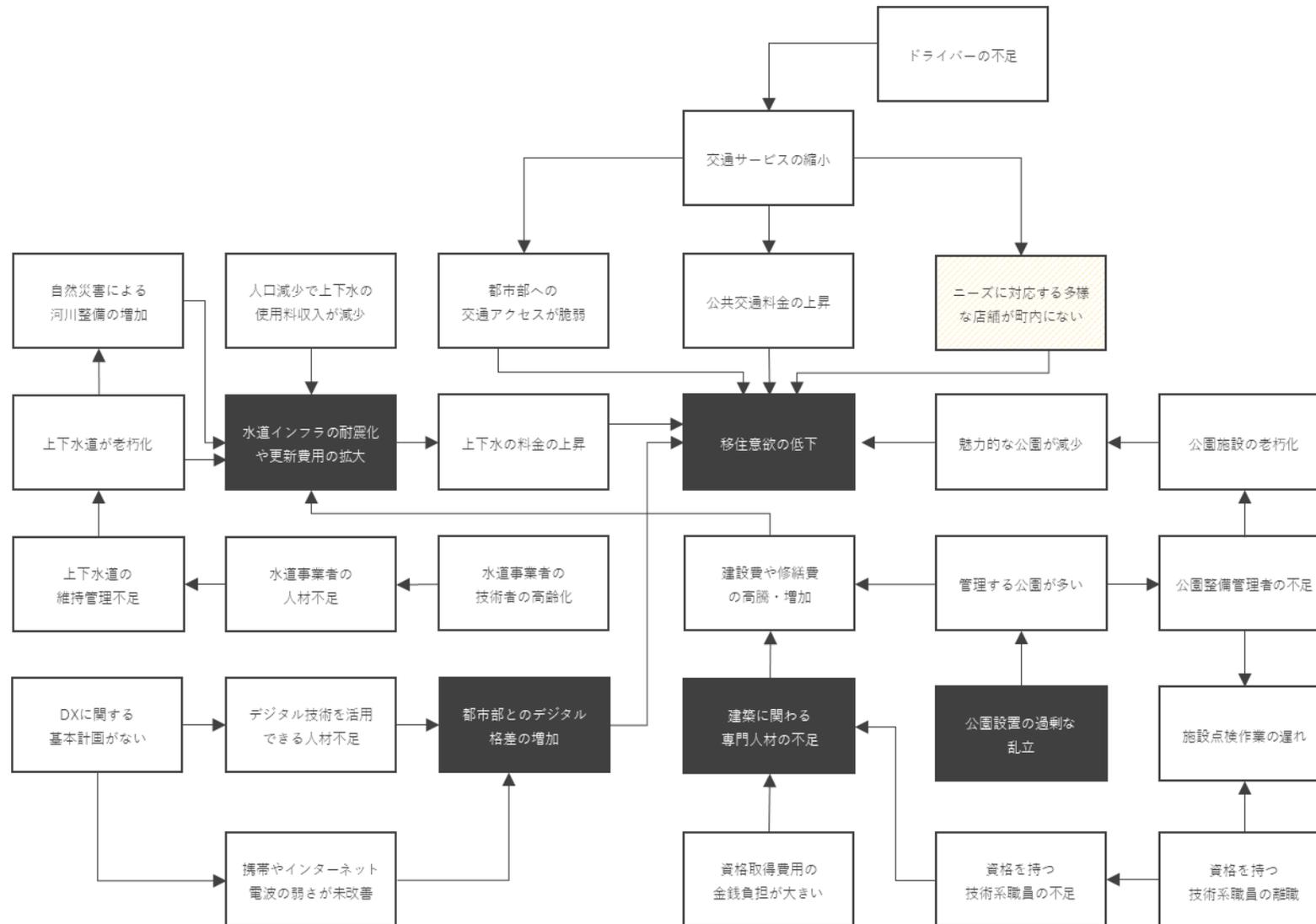
海洋環境の変化による漁獲変動と、燃料高騰等のコスト増が漁業経営を圧迫しています。初期投資の大きさや将来への不透明感が新規参入を妨げ、後継者不足と廃業の連鎖を招いています。地域ブランド化や付加価値向上の停滞に加え、町民との接点が減少していることが、産業への関心や理解の低下に繋がっている状況です。

3-12. 地域経済の活性化



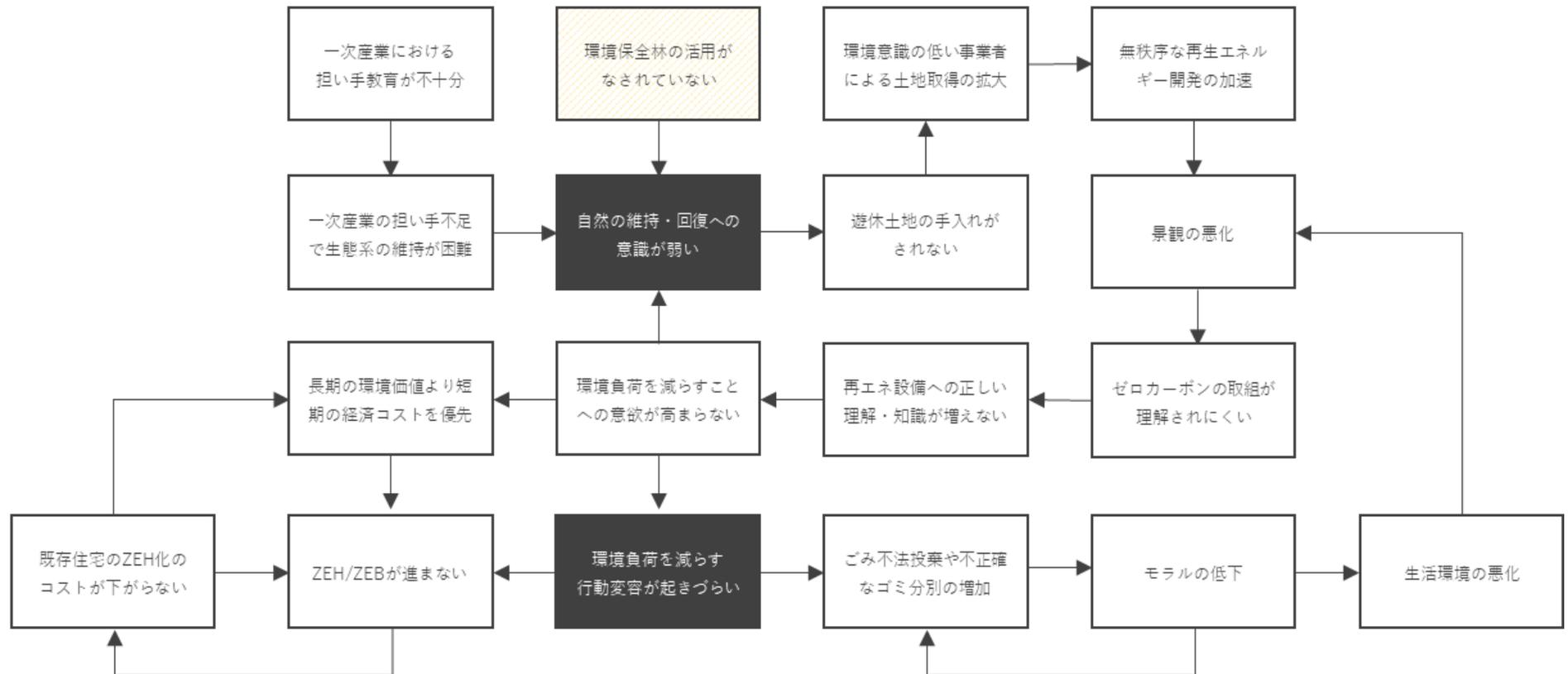
行政の支援策への期待が高まる一方で、自立的な経営基盤や事業者間の連携が育ちにくい構造にあります。町外への消費流出が常態化し、地域内で付加価値が循環しないことが、新たな雇用創出を妨げています。多様な人材や新たな発想を受け入れる土壌の不足が、経済的な再生産を阻む大きなボトルネックとなっています。

3-13. 都市機能の最適化



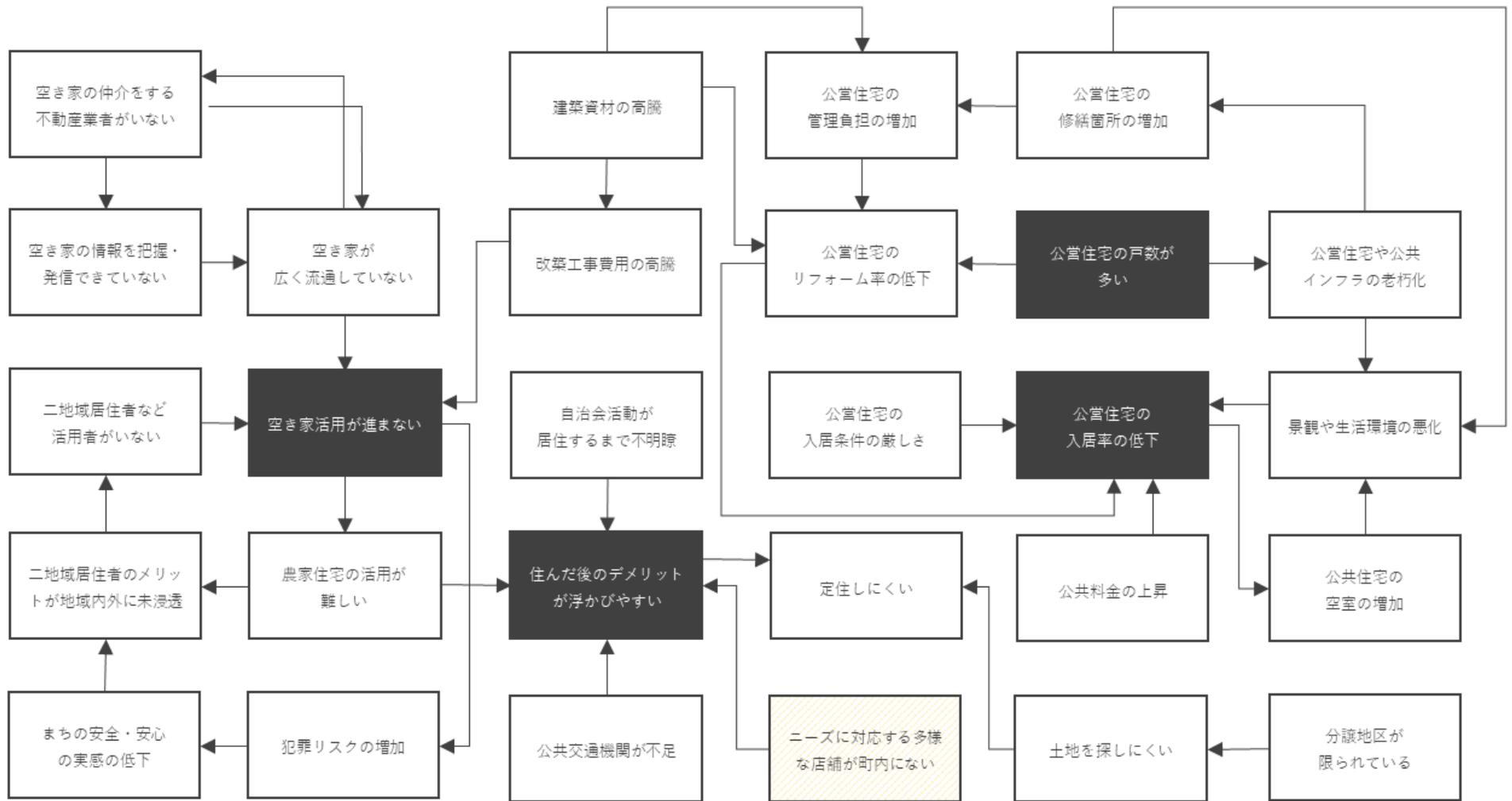
インフラの老朽化に対し、人口減少に伴う財源不足と専門技術職員の不足が維持管理を困難にしています。移動手段の制約や利便性の低下が住民の満足度や移住意欲を下げる要因となっています。デジタル化の遅れが業務効率化を阻み、限られた人員で住民ニーズに対応する行政サービスの維持が限界を迎えつつある状況です。

3-14. 人と自然にやさしい循環社会づくり



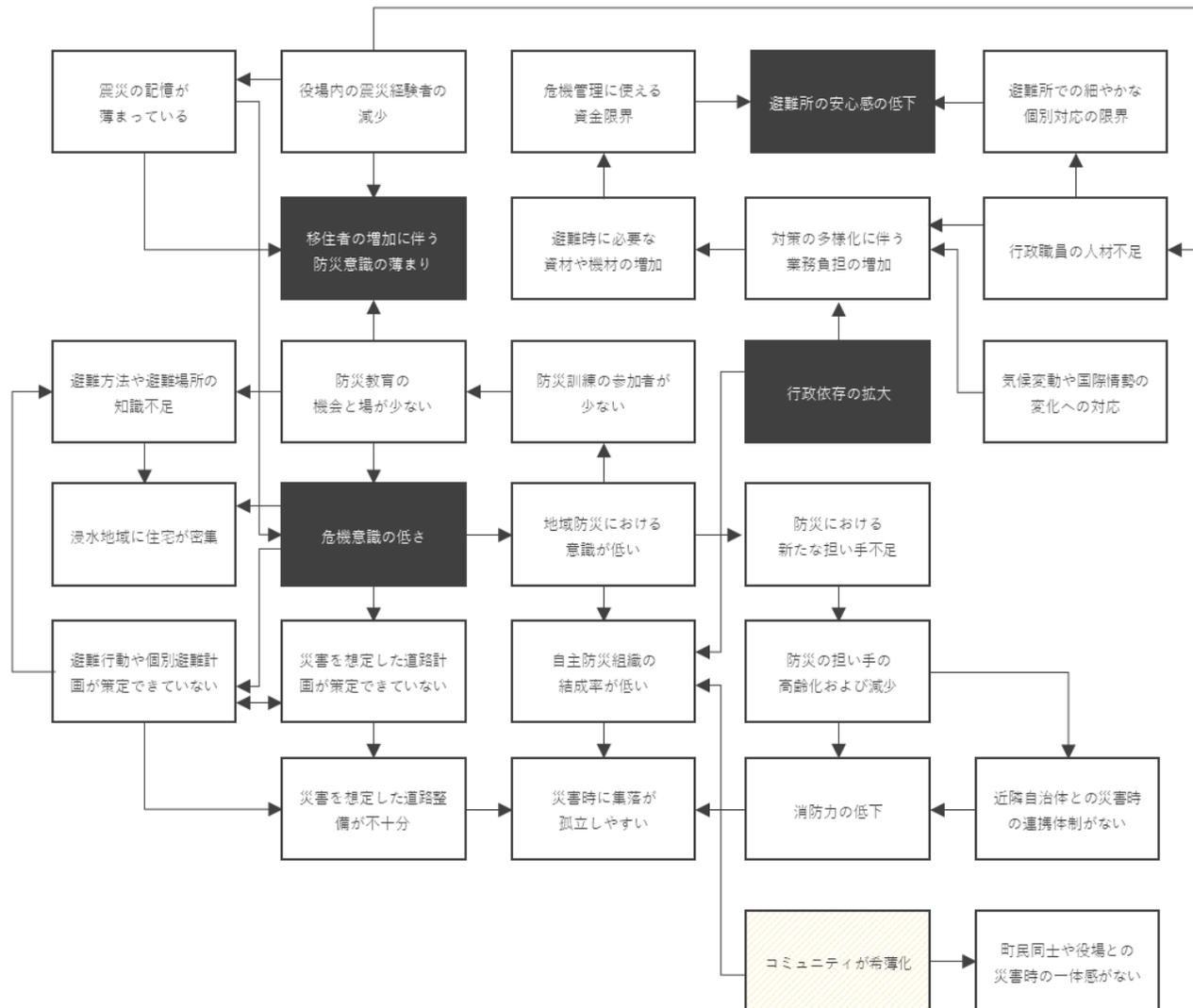
住民や事業者の環境意識の維持が難しく、景観悪化やゴミの不法投棄といった課題が発生しています。コスト優先の価値観が、環境負荷を低減する新たな技術導入を遅らせる要因となっています。自然資本の維持管理を担う一次産業の衰退や不在地主の増加が、生態系のバランスや豊かな自然環境の損なう構造にあります。

3-15. 住まい方の充実・定住促進



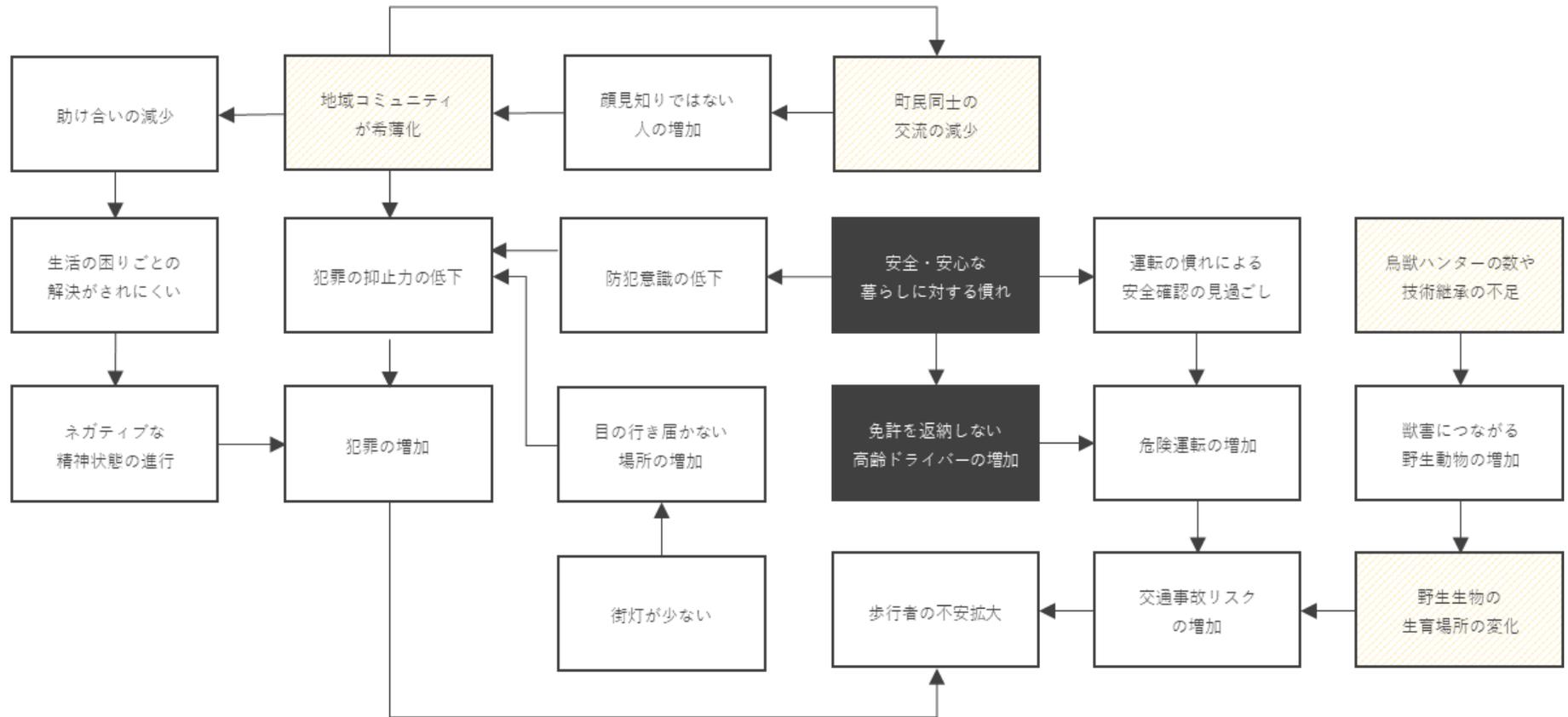
空き家の未流通や不動産業者の不在により、移住希望者や若者の住宅ニーズに応えられないミスマッチが生じています。公営住宅の老朽化や入居条件の厳しさが利用を妨げ、住環境の魅力低下を招いています。建築資材の高騰や生活利便性の課題が重なり、定住や多拠点居住を選ぶ上での構造的な障壁となっています。

3-16. 防災・危機管理能力の強化



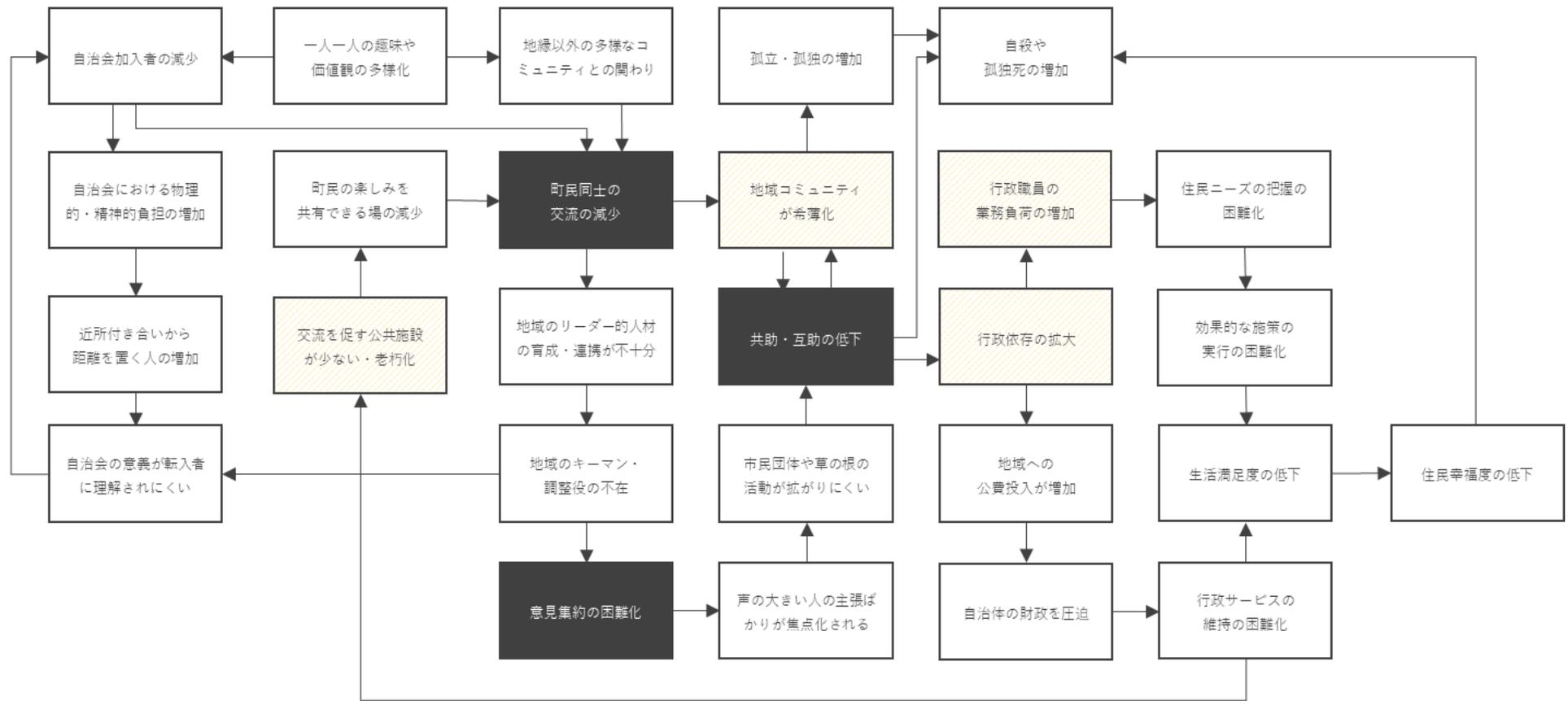
震災の記憶の風化に伴い、自助・共助の意識や地域組織の活動が減退する傾向にあります。高齢化による担い手不足が、要配慮者への対応や避難所の運営能力を低下させています。行政職員の不足や資金的制約も重なり、複雑化する災害リスクに対して、地域と行政が一体となって備える体制が脆弱化している状況です。

3-17. 安心・安全なまちづくり



高齢ドライバーの増加や注意力の低下により、交通事故リスクが高まっています。防犯意識の低下や街灯不足に加え、地域コミュニティの希薄化が周囲の目の行き届かない場所を増やしています。鳥獣被害の深刻化も相まって、生活圏の安全が脅かされる一方で、住民同士の助け合いによる防犯・事故防止機能が弱まっています。

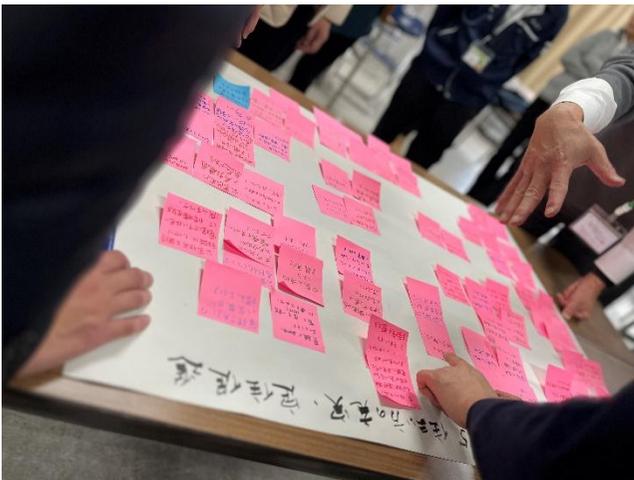
3-18. 住民主体のまちづくり



公的な支援への期待が定着する中で、自発的な解決を目指す共助・互助の精神が低下しています。自治会役員の負担増や意義の形骸化により加入者が減少し、地域の合意形成やリーダー育成が困難な構造にあります。個人の価値観の多様化と地縁組織の乖離が進み、孤立のリスクが高まる一方で、新たな協力体制が育ちにくい状況です。

Section 4 作業風景

庁内課題構造整理（令和6年1月8日～23日）



資料2 町民ワークショップ

Section 1 あつま課題発掘会議～ 中高生が拓くまちづくり編～

1-1 概要

第一回目に実施した「あつま課題発掘会議～ 中高生が拓くまちづくり編～」では、事前に2つのテーマで、町内の中学校・高校に通う中高生が、町内の大人に対してインタビューを実施していただきました。「高齢者福祉と介護の課題を知る」ことを目的にしたインタビューでは高齢者が集う町内イベントに参加し、お話を伺いました。また、「教育や学びの課題を知る」ことを目的としたインタビューは、「同世代」「親世代」「祖父母世代」の異なる三世代の町民から幅広い意見を集められるようにインタビューを実施していただきました。

1-2 ヒアリングシート

1-2-1 ヒアリングシート①「施策：教育・多様な学びの充実」

| | | | |
|--|---------------------|-------------------|-------------|
| 中学生・高校生のお名前 | 話を聞いた人の年代に○→ | 同世代 親世代 祖父母世代 | 教育・多様な学びの充実 |
| ①あなたは、町内には「何歳でも学びたいことを学べる機会がある」と思いますか？ | その番号を選んだ理由は「なぜ」ですか？ | | |
| 5 4 3 2 1 | | | |
| <small>非常にあってはまる→5、ある程度あってはまる→4、どちらとも言えない→3、あまりあってはまらない→2、全くあってはまらない→1</small> | | | |
| ②あなたは、町内には「学校以外の学びの施設が充実している」と思いますか？ | その番号を選んだ理由は「なぜ」ですか？ | | |
| 5 4 3 2 1 | | | |
| <small>非常にあってはまる→5、ある程度あってはまる→4、どちらとも言えない→3、あまりあってはまらない→2、全くあってはまらない→1</small> | | | |
| ③あなたは、町内には「地域の文化や芸術に触れる機会が充実している」と思いますか？ | その番号を選んだ理由は「なぜ」ですか？ | | |
| 5 4 3 2 1 | | | |
| <small>非常にあってはまる→5、ある程度あってはまる→4、どちらとも言えない→3、あまりあってはまらない→2、全くあってはまらない→1</small> | | | |
| ④あなたは、町内には「こどもの放課後の学びが充実している」と思いますか？ | その番号を選んだ理由は「なぜ」ですか？ | | |
| 5 4 3 2 1 | | | |
| <small>非常にあってはまる→5、ある程度あってはまる→4、どちらとも言えない→3、あまりあってはまらない→2、全くあってはまらない→1</small> | | | |

| | |
|---|--|
| ⑤現在、あなたはどの程度幸せですか？「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。いずれかの数字を1つだけお答えください。 | ⑧「自分だけでなく、身近なまわりの人も楽しい気持ちでいる」と思いますか？ |
| 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 |
| <small>とても幸せ→10～とても不幸→0</small> | <small>非常にあってはまる→5、ある程度あってはまる→4、どちらとも言えない→3、あまりあってはまらない→2、全くあってはまらない→1</small> |
| ⑥現在、あなたの住んでいる地域の暮らしにどの程度満足していますか。「とても満足」を10点、「とても不満足」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。いずれかの数字を1つだけお答えください。 | ■ どうしてそう感じているか？など、気になって聞いてみたことメモ欄 |
| 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 | |
| <small>とても幸せ→10～とても不幸→0</small> | |
| ⑦あなたの町内の人々は、大体において、どれくらい幸せだと思いますか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点として、いずれかの数字を1つだけお答えください。ここでは自分の同居家族は除いて考えてください。 | |
| 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 | |
| <small>とても幸せ→10～とても不幸→0</small> | |

1-2-1 ヒアリングシート②「施策：福祉・介護の充実」

中学生・高校生のお名前 対象を○をつける→ 1人目 | 2人目 | 3人目 福祉・介護の充実

① 厚真町は「介護・福祉施設のサービスが受けやすい」と思いますか？ その番号を選んだ理由は「なぜ」ですか？

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|---|---|---|---|---|

非常にあてはまる→5、ある程度あてはまる→4、どちらとも言えない→3、あまりあてはまらない→2、全くあてはまらない→1

② 厚真町は「医療を受けやすい環境が整っている」と思いますか？ その番号を選んだ理由は「なぜ」ですか？

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|---|---|---|---|---|

非常にあてはまる→5、ある程度あてはまる→4、どちらとも言えない→3、あまりあてはまらない→2、全くあてはまらない→1

③ 厚真町は「生きがいにつながる機会が充実している」と思いますか？ その番号を選んだ理由は「なぜ」ですか？

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|---|---|---|---|---|

非常にあてはまる→5、ある程度あてはまる→4、どちらとも言えない→3、あまりあてはまらない→2、全くあてはまらない→1

④ 厚真町は「健康不安の解決につながる機会が充実している」と思いますか？ その番号を選んだ理由は「なぜ」ですか？

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|---|---|---|---|---|

非常にあてはまる→5、ある程度あてはまる→4、どちらとも言えない→3、あまりあてはまらない→2、全くあてはまらない→1

⑤ 現在、あなたはどの程度幸せですか？「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。いずれかの数字を1つだけお答えください。

| | | | | |
|----|---|---|---|---|
| 10 | 9 | 8 | 7 | 6 |
| 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |

とても幸せ=10～とても不幸=0

⑥ 現在、あなたの住んでいる地域の暮らしにどの程度満足していますか。「とても満足」を10点、「とても不満足」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。いずれかの数字を1つだけお答えください。

| | | | | |
|----|---|---|---|---|
| 10 | 9 | 8 | 7 | 6 |
| 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |

とても幸せ=10～とても不幸=0

⑦ 今から5年後、あなたはどの程度幸せだと思いますか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。いずれかの数字を1つだけお答えください。

| | | | | |
|----|---|---|---|---|
| 10 | 9 | 8 | 7 | 6 |
| 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |

とても幸せ=10～とても不幸=0

⑧ あなたの町内の人々は、大体において、どれくらい幸せだと思いますか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点として、いずれかの数字を1つだけお答えください。ここでは自分の同居家族は除いて考えてください。

| | | | | |
|----|---|---|---|---|
| 10 | 9 | 8 | 7 | 6 |
| 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |

とても幸せ=10～とても不幸=0

⑨ 「自分だけでなく、身近なまわりの人も楽しい気持ちでいる」と思いますか

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|---|---|---|---|---|

非常にあてはまる→5、ある程度あてはまる→4、どちらとも言えない→3、あまりあてはまらない→2、全くあてはまらない→1

■ どうしてそう感じているか？など、気になって聞いてみたことのメモ欄

上記のヒアリングシートをもとに、中高生を対象とした対面でのワークショップを開催し、「教育・多様な学びの充実」「福祉・介護の充実」の2つのテーマで町民の抱える課題や願いの可視化に取り組みました。

1-3 ワークショップ風景



Section 2 あつま課題発掘会議～まちづくりを担う人材編～

1-1 概要

第二回目のワークショップは、「まちづくりを担う人材」について一般町民、元または現役の地域おこし協力隊、まちづくり団体や事業者、地域おこし企業人を対象に、全戸配布される広報誌にチラシを挟み込み、一般公募を実施しました。

1-2 ワークショップ風景



Section 3 あつま課題発掘ワークショップ～ 女性とキャリア編～

1-1 概要

第三回目のワークショップは、「女性とキャリア」をテーマに開催しました。起業経験のある女性、将来起業を考えている女性、キャリアアップを目指す女性を対象に、全戸配布される広報誌にチラシを挟み込み、一般公募を実施しました。

1-2 ワークショップ風景



資料3 住民アンケート

Section1 アンケート概要

■ 1-1 調査の方法

- ・調査対象区域：全町
- ・調査対象数： 1,000人（15才以上の町内在住者から無作為に抽出）
- ・回収方法： 返信郵便による回収、及びWEB回答
- ・実施期間： 令和6年11月20日～令和6年12月16日

■ 1-2 回収状況

- ・返信郵便返信 243人、WEB回答 161人 計404人（回収率40.4%）

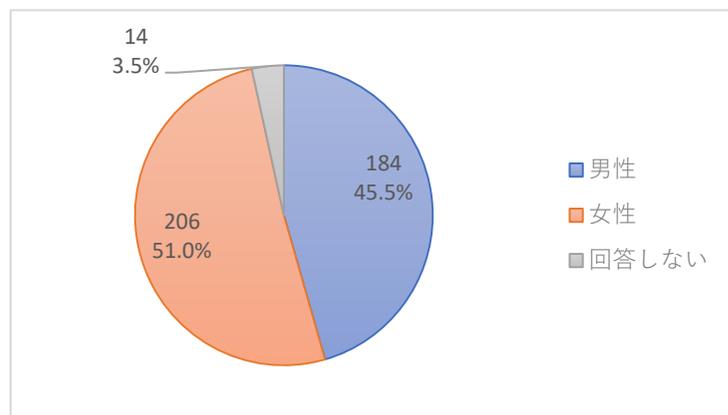
■ 1-3 地区の区分

- ・厚真地区：⁶朝日、⁷本郷、⁹京町、¹⁰表町、¹¹錦町、¹²本町、¹³新町、¹⁶豊沢（約49%）
- ・上厚真地区：²¹上厚真（約20%）
- ・その他：上記以外の地区（約30%）
- ・未回答：（約1%）※地区集計では除外

Section2 アンケート結果

■ 2-1 性別

男性が45.5%、女性が51.0%、その他が3.5%となりました。

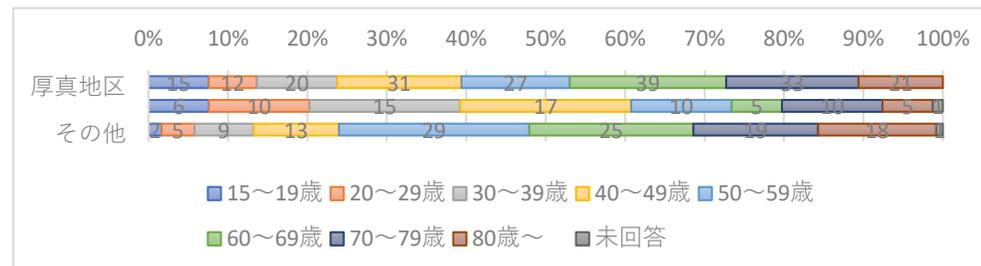
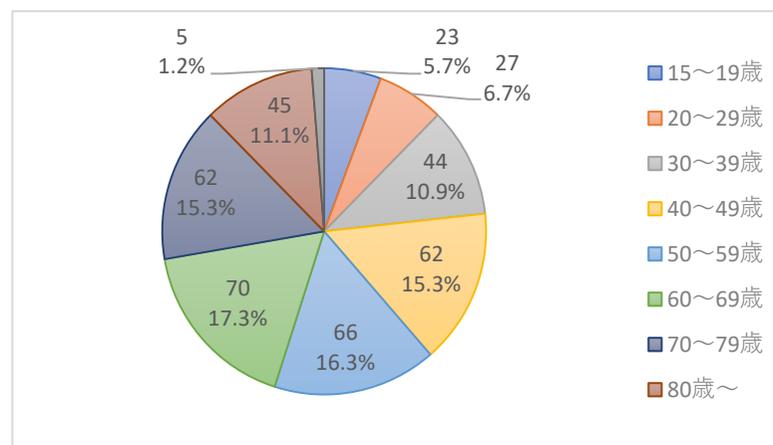


■ 2-2 年齢

60～69歳が一番多く17.3%であり、60歳以上が44.7%となりました。

15～19歳、20～29歳以外は10%を超えており、各年齢別に万遍なく回答いただけています。

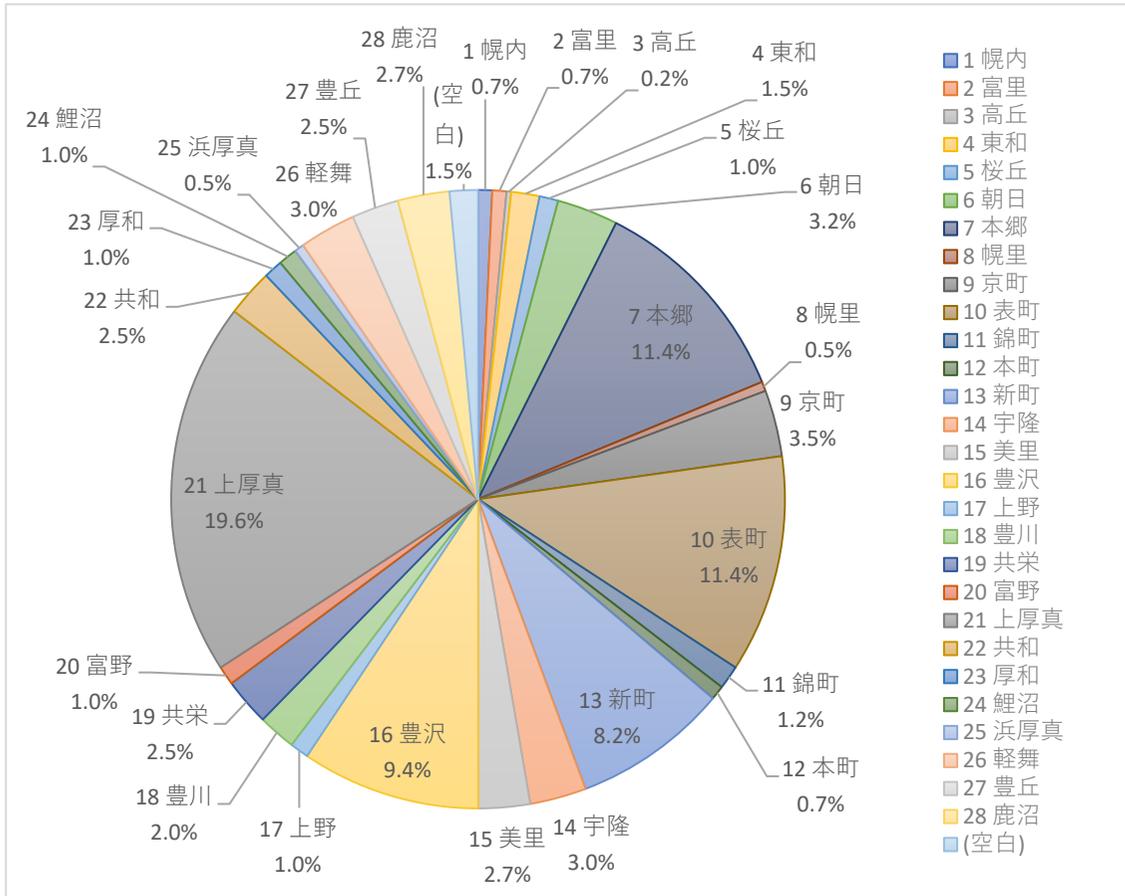
地区別では、上厚真地区の年齢比率がかなり若く、49歳以下で約6割に達しています。



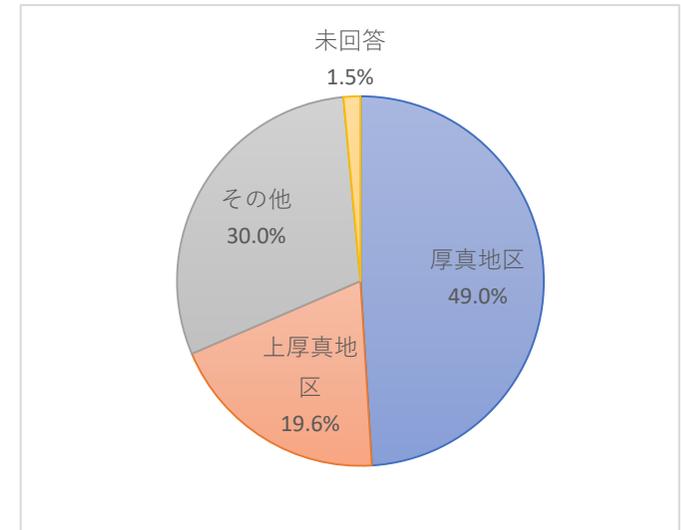
■ 居住地域

居住地域は上厚真が19.6%で最も多く、表町と本郷が11.4%、豊沢が9.4%、新町が8.2%となっています。

地区別では、厚真地区が約5割、上厚真地区が約2割、其他地区が約3割となっています。



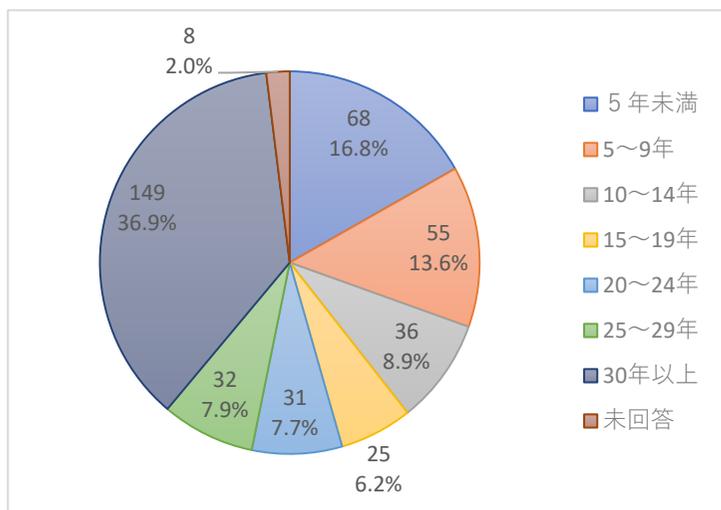
地区別の割合



厚真地区：6 朝日、7 本郷、9 京町、10 表町、
11 錦町、12 本町、13 新町、16 豊沢
上厚真地区：21 上厚真

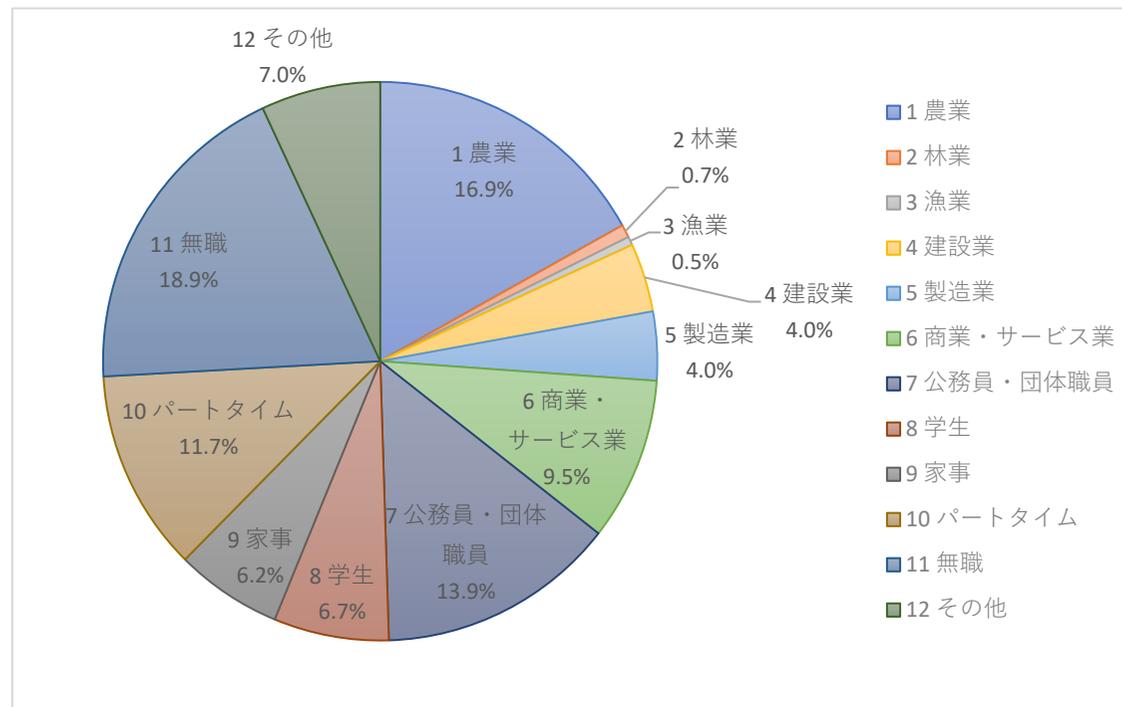
■ 居住年数

居住年数は 30 年が 36.9%で最も多く、次に 5 年未満が 16.8%、5～9 年が 13.6%となっています。



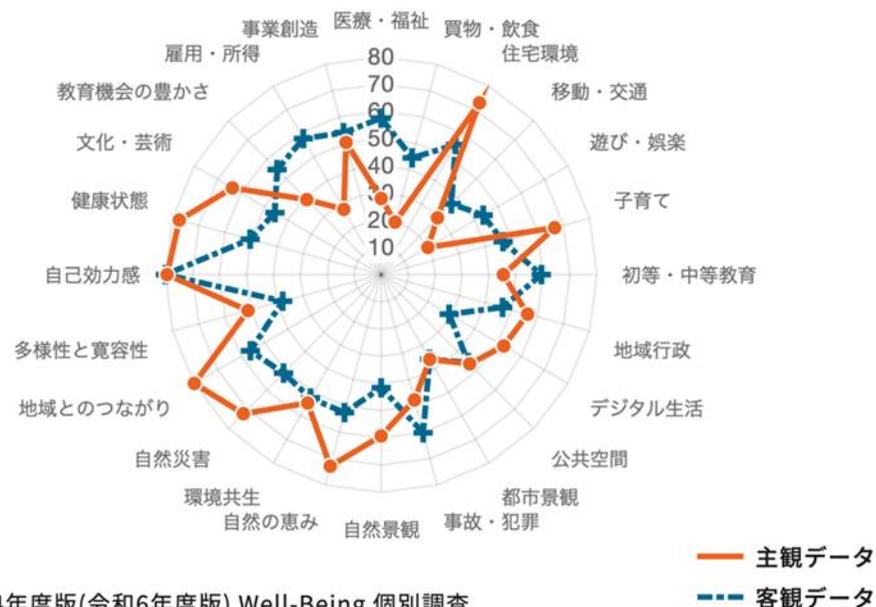
■ 職業

居住年数は 30 年が 36.9%で最も多く、次に 5 年未満が 16.8%、5～9 年が 13.6%となっています。職業別では、無職が 18.9%で最も多く、次に農業 16.9%、公務員・団体職員が 13.9%となっています。



Section 3 地域幸福度を軸とした厚真町の特徴

カテゴリー別

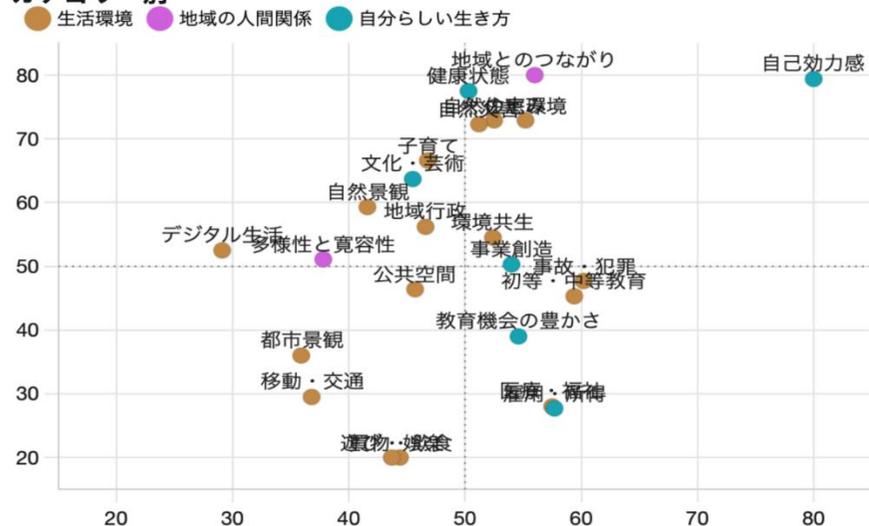


【出典】2024年度版(令和6年度版) Well-Being 個別調査

厚真町は、「医療福祉」「買物・飲食」「移動交通」「遊び・娯楽」「雇用・所得」の主観データが客観データに比べて低いことがわかります。例えば「買物・飲食」に関する客観データは、「商業施設徒歩圏人口カバー率」「商業施設徒歩圏平均人口密度」「可住地面積あたりの飲食店」「人口あたり飲食店数」について、国や地方公共団体が保有するデータをもとに算出しています。

客観データの偏差値は40を越えている一方で、主観は20であり低いことから、町民は、「日常の買物に不便があり、飲食を楽しめる場所が充実していないと感じていること」が推測できる。逆に「住宅環境」「子育て」「自然の恵み」「地域とのつながり」「健康状態」「文化・芸術」は主観データが客観データに比べて高い。

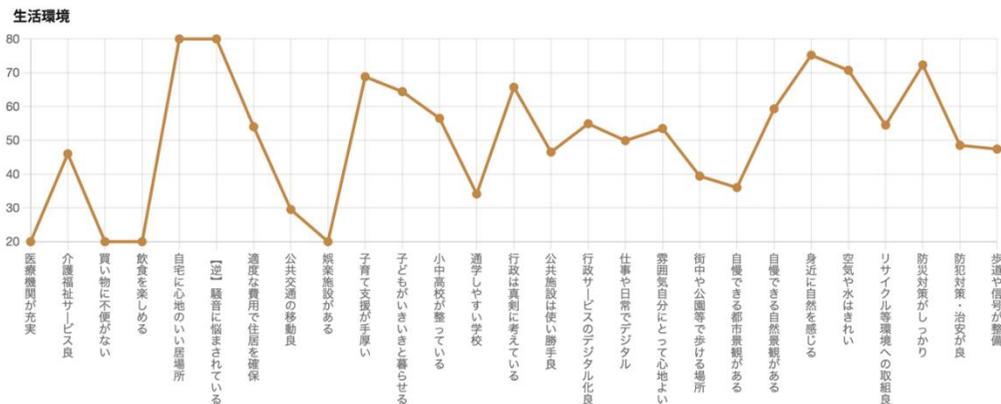
カテゴリー別



【出典】2024年度版(令和6年度版) Well-Being 個別調査

さらに因子をカテゴリー別に散布図にすると、「公共空間」「都市景観」「移動交通」「買い物・飲食」「遊び・娯楽」は主観も客観ともに低く、これらは「町の弱点」とも言えることがわかります。

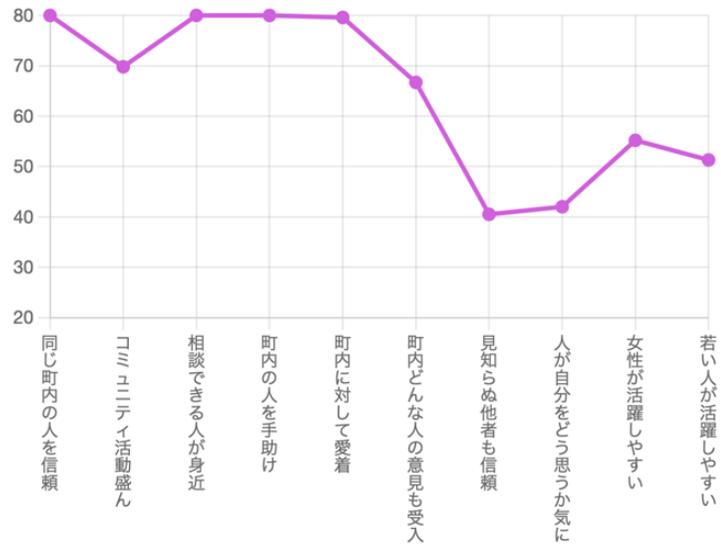
一方で、「地域とのつながり」をはじめ、「健康状態」「環境共生」「自然災害」「住宅環境」「自己効力感」は主観・客観ともに高く、これらは「町の強み」とも言えます。ただし、「自己効力感」の客観因子は「首長選挙投票率」と「議会選挙の投票率」のため、実際には主観データのみを見ることが望ましいです。



【出典】2024年度版(令和6年度版) Well-Being 個別調査

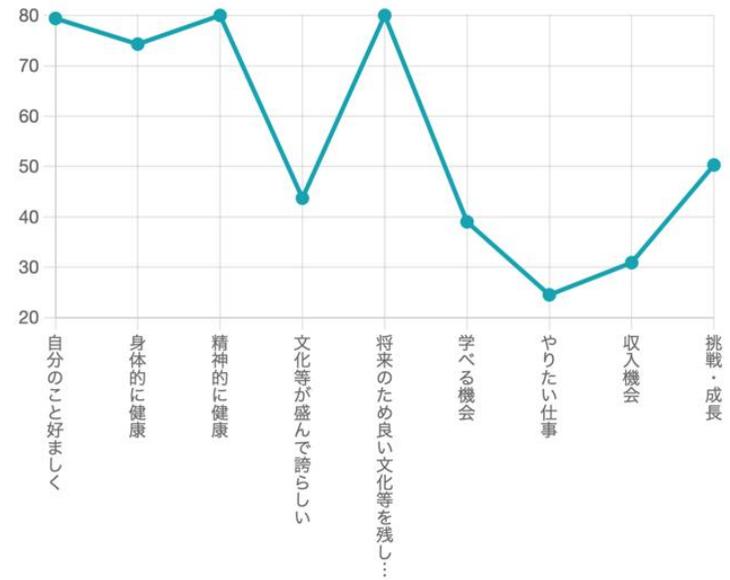
次に、各因子について、どの KPI によって因子が高くなっているか、あるいは低くなっているかの要因を分析しました。例えば、主観・客観ともに低い値であった「公共空間」を詳しくみると「街中や公園等で歩ける場所」や「公共施設の使い勝手」に関する評価が低いことがわかります。

地域の人間関係



【出典】2024年度版(令和6年度版) Well-Being 個別調査

自分らしい生き方



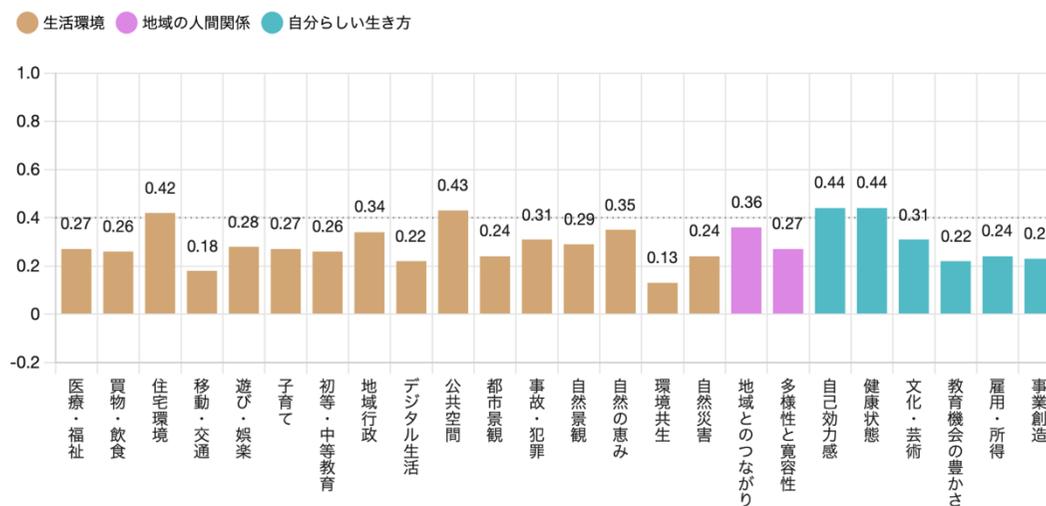
【出典】2024年度版(令和6年度版) Well-Being 個別調査

同様に「地域の人間関係」についても見ていくと、「見知らぬ他者も信頼」評価が低いほか、「人が自分をどう思うか気にしない」という点も低いことがわかります。さらに「自分らしい生き方」のグラフからは、「やりたい仕事」「収入機会」「文化等が盛んで誇らしい」が低いことがわかります。

資料4 幸福度を高める因子の探求

住民アンケート結果を、幸福度と因子との相関係数で調べると、「住宅環境」「公共空間」「自己効力感」「健康状態」に一定の相関があることが見受けられます。このなかで主観・客観の両データが共に低いのは「公共空間」であるため、「街中や公園等で歩ける場所」や「公共施設の使い勝手」に関する評価を向上させていくことは、町民の幸福度を高める1つのアプローチになると考えられます。一方で、地域幸福度指標はあくまでも町の課題を俯瞰して捉えるための手法にすぎないため、現実的な生活の実感をかけあわせていくことで、より解像度高く課題を見つめていくことができると考えました。そこで、前述した「あつま課題発掘会議～ 中高生が拓くまちづくり編～」「あつま課題発掘会議～ まちづくりを担う人材編～」「あつま課題発掘ワークショップ～ 女性とキャリア編～」の3つの対話の場ででてきた意見ももとに、幸福度を高める因子についてさらに分析を実施しました。

幸福度と因子との相関係数



【出典】2024年度版(令和6年度版) Well-Being 個別調査

Section 1 「あつま課題発掘会議～ 中高生が拓くまちづくり編～」で得られた生活の実感

1-1 教育機会の豊かさに関する課題

地域幸福度（Well-being）指標に基づくと、「教育機会の豊かさ」については主観データが客観データよりも低く乖離が生じています。実際にワークショップでは、「町内に塾が少なく地域外に出る必要性」や「大人が学び続ける施設や機会の少なさ」、「町主催ではない文化に関する学び場の少なさ」が挙げられています。また高齢者が車で移動できなくなることで学びの場にアクセスできないという移動交通とも関わる地域課題が挙げられていました。

1-2 医療・福祉に関する課題

地域幸福度（Well-being）指標に基づくと、「医療・福祉」についても主観データが客観データより大幅に低く乖離が生じています。ワークショップを通じて集まった生活の実感に基づく声には、「車がないため自由に行動できない」という**移動交通に関わる地域課題が多く寄せられていました**。「健康状態」に関する主観データは非常に良い一方で、客観データが低いことから、今後、高齢化がますます進むなかで主観数値も大幅な低下が予想できるため、「医療・福祉」については、移動の課題を解決することが極めて重要です。医療・福祉に関する生活実感としては、その他にも「**専門的な医療の必要性**」や「**認知症への不安**」の声が挙げられていました。

Section 2 「あつま課題発掘会議～ まちづくりを担う人材編～」 「あつま課題発掘ワークショップ～ 女性とキャリア編～」で得られた生活の実感

1-1 買物・飲食に関する課題

地域幸福度（Well-being）指標に基づくと、「買物・飲食」については主観データが客観データより大幅に低く乖離が生じています。実際にワークショップでも、札幌や苫小牧などの地域外で買物をするなどが多くの声が多く挙げられました。また大きな小売店ができることで個人商店への影響もあるため、個人商店が宅配機能を持つことで移動交通の課題もあわせて解決しつつ、地域内での買物に対する満足度をあげていくアイデアも出されてきました。

1-2 多様性と寛容性に関する課題

地域幸福度（Well-being）指標に基づく、「**地域とのつながり**」についての主観データは大幅に高くなっています。一方でワークショップでも、新たな家を借りる際に、つながりがあれば借りられるものの、地域外から入ってきた際に家探しに苦労をした声もあがっており、地域とのつながりが強い一方で、見知らぬ他者に対する寛容性の課題が確認できました。

1-3 教育機会の豊かさに関する課題

地域幸福度（Well-being）指標に基づく、「**教育機会の豊かさ**」については主観データが客観データよりも低く乖離が生じていることは前述のとおりですが、「あつま課題発掘会議～まちづくりを担う人材編～」では、その質として、「スポーツに関する学びの機会が少ない」という声が寄せられました。また「移動図書などを学校のみを対象に実施するのではなく、町民にも実施をしたらどうか」という意見があり、移動交通の課題がある町のなかで、学びの機会へのアクセスの豊かさをいかに向上させるかという議論がなされました。

1-4 デジタル生活に関する課題

地域幸福度（Well-being）指表に基づく、「**デジタル生活**」については主観データが客観データよりも高いものの、「あつま課題発掘ワークショップ～女性とキャリア編～」では、子どもの送迎や祖父母の介護などを担う中心的な存在に地域の女性になっており、そのことで人生の待機時間が長くなっているという意見が寄せられました。自由にできない時間が多いことは、可処分時間が少ないことと同じであり、そのような状況のなかでは情報を自ら取りに行く時間や行動が起こりにくい状態にあることが確認できました。デジタル技術を活用した情報の積極的な広報や生活者一人一人に届くような工夫の余地があることがわかりました。

1-5 雇用・所得に関する課題

地域幸福度（Well-being）指表に基づく、「**雇用・所得**」については主観データは客観データよりも大幅に低くなっています。さらにデータを女性のみ限定すると全体で見た場合の偏差値よりもさらに低下することから、町内の女性は特に「雇用・所得」に関する課題を抱えていることが推測できます。ワークショップでも、例えば数時間だけ農作業の手伝いをするなど、短時間の雇用におけるマッチングが機能するなど、隙間時間を活かした多様な働き方の必要性に関する意見が寄せられました。

厚真町出納検査報告書

令和7年度

11月分

令和7年11月28日現在
令和7年12月25日執行

各会計収支状況

| 会計区分 | 年度 | 一般会計 | 国保会計 | 後期会計 | 介護保険会計 | 介護サービス会計 | 歳入歳出外現金 | 合計 |
|-------|----|----------------|-------------|------------|-------------|-------------|---------------|----------------|
| 歳入総括 | 7 | 6,957,046,297 | 310,543,918 | 56,088,682 | 366,486,454 | 1,205 | 1,003,862,260 | 8,694,028,816 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 6,957,046,297 | 310,543,918 | 56,088,682 | 366,486,454 | 1,205 | 1,003,862,260 | 8,694,028,816 |
| 歳出総括 | 7 | 8,349,406,888 | 352,171,642 | 53,220,217 | 365,978,156 | 38,714,837 | 747,857,503 | 9,907,349,243 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 8,349,406,888 | 352,171,642 | 53,220,217 | 365,978,156 | 38,714,837 | 747,857,503 | 9,907,349,243 |
| 差引残額 | 7 | -1,392,360,591 | -41,627,724 | 2,868,465 | 508,298 | -38,713,632 | 256,004,757 | -1,213,320,427 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | -1,392,360,591 | -41,627,724 | 2,868,465 | 508,298 | -38,713,632 | 256,004,757 | -1,213,320,427 |
| 一時借入金 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 基金繰替金 | 7 | 1,700,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,700,000,000 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一時繰替金 | 7 | -86,000,000 | 46,000,000 | 0 | 0 | 40,000,000 | 0 | 0 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 現在出納額 | 7 | 221,639,409 | 4,372,276 | 2,868,465 | 508,298 | 1,286,368 | 256,004,757 | 486,679,573 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 221,639,409 | 4,372,276 | 2,868,465 | 508,298 | 1,286,368 | 256,004,757 | 486,679,573 |

| 資金保管状況 | 苫信普通預金 | 道銀預金 | 農協貯金 | 漁協貯金 | ゆうちょ銀行 振替貯金(公) | ゆうちょ銀行 振替貯金 一般 | ゆうちょ銀行 振替貯金(公) | 合計 |
|--------|-------------|------------|------------|------------|-------------------|-------------------|-------------------|----|
| | 371,178,293 | 28,696,513 | 62,986,562 | 21,486,007 | 737,526 | 100,000 | 1,494,672 | |

| 区分 | 前月からの繰越額 | 収入 | | 支出 | | 差引過不足額 | 一時繰替金 | 一時借入金 | 繰上充用 剰余金繰越・釣り銭 | 収支残高 | |
|---------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|--------------------------------|----------------------------|-------------------|-------------|-------------|
| | | 本月分 | 累計 | 本月分 | 累計 | | | | | | |
| 一般会計 | 242,813,928 | 901,465,069 | 6,957,046,297 | 898,639,588 | 8,349,406,888 | -1,392,360,591 | (-24,000,000) 1,614,000,000 | (0) 0 | (0) 0 | 221,639,409 | |
| 特別会計 | 国民健康保険事業特別会計 | 6,307,920 | 33,431,466 | 310,543,918 | 59,367,110 | 352,171,642 | -41,627,724 | (24,000,000) 46,000,000 | (0) 0 | (0) 0 | 4,372,276 |
| | 介護保険事業特別会計 | 6,035,527 | 44,201,360 | 366,486,454 | 49,728,589 | 365,978,156 | 508,298 | 0 | 0 | 0 | 508,298 |
| | 介護サービス事業特別会計 | 1,292,902 | 0 | 1,205 | 6,534 | 38,714,837 | -38,713,632 | (0) 40,000,000 | (0) 0 | (0) 0 | 1,286,368 |
| | 後期高齢者医療特別会計 | 2,030,377 | 8,503,100 | 56,088,682 | 7,665,012 | 53,220,217 | 2,868,465 | (0) 0 | (0) 0 | (0) 0 | 2,868,465 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | 15,666,726 | 86,135,926 | 733,120,259 | 116,767,245 | 810,084,852 | -76,964,593 | (24,000,000) 86,000,000 | (0) 0 | (0) 0 | 9,035,407 |
| 歳計現金計 | 258,480,654 | 987,600,995 | 7,690,166,556 | 1,015,406,833 | 9,159,491,740 | -1,469,325,184 | (0) 1,700,000,000 | (0) 0 | (0) 0 | 230,674,816 | |
| 歳計外現金等 | 歳入歳出外会計 | 183,804,093 | 115,513,268 | 1,003,862,260 | 43,312,604 | 747,857,503 | 256,004,757 | (0) 0 | (0) 0 | (0) 0 | 256,004,757 |
| | 基金会計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | (0) 0 | (0) 0 | (0) 0 | 0 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 歳計外現金等計 | 183,804,093 | 115,513,268 | 1,003,862,260 | 43,312,604 | 747,857,503 | 256,004,757 | (0) 0 | (0) 0 | (0) 0 | 256,004,757 | |
| 合計 | 442,284,747 | 1,103,114,263 | 8,694,028,816 | 1,058,719,437 | 9,907,349,243 | -1,213,320,427 | (0) 1,700,000,000 | (0) 0 | (0) 0 | 486,679,573 | |

(注) 1. ()内は、本月分の一時繰替金、一時借入金、繰上充用金、剰余金繰越金、釣り銭を示す。

厚真町出納検査報告書

令和7年度

12月分

令和7年12月29日現在
令和8年1月23日執行

各会計収支状況

| 会計区分 | 年度 | 一般会計 | 国保会計 | 後期会計 | 介護保険会計 | 介護サービス会計 | 歳入歳出外現金 | 合計 |
|-------|----|----------------|-------------|------------|-------------|-------------|---------------|----------------|
| 歳入総括 | 7 | 7,804,492,391 | 373,087,354 | 78,044,382 | 392,252,784 | 1,205 | 1,100,526,011 | 9,748,404,127 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 7,804,492,391 | 373,087,354 | 78,044,382 | 392,252,784 | 1,205 | 1,100,526,011 | 9,748,404,127 |
| 歳出総括 | 7 | 9,214,831,522 | 445,258,094 | 76,489,910 | 420,056,387 | 49,070,371 | 902,916,669 | 11,108,622,953 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 9,214,831,522 | 445,258,094 | 76,489,910 | 420,056,387 | 49,070,371 | 902,916,669 | 11,108,622,953 |
| 差引残額 | 7 | -1,410,339,131 | -72,170,740 | 1,554,472 | -27,803,603 | -49,069,166 | 197,609,342 | -1,360,218,826 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | -1,410,339,131 | -72,170,740 | 1,554,472 | -27,803,603 | -49,069,166 | 197,609,342 | -1,360,218,826 |
| 一時借入金 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 基金繰替金 | 7 | 1,900,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,900,000,000 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一時繰替金 | 7 | -161,000,000 | 74,000,000 | 7,000,000 | 29,000,000 | 51,000,000 | 0 | 0 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 現在出納額 | 7 | 328,660,869 | 1,829,260 | 8,554,472 | 1,196,397 | 1,930,834 | 197,609,342 | 539,781,174 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 328,660,869 | 1,829,260 | 8,554,472 | 1,196,397 | 1,930,834 | 197,609,342 | 539,781,174 |

| 資金保管状況 | 苫信普通預金 | 道銀預金 | 農協貯金 | 漁協貯金 | ゆうちょ銀行 振替貯金(公) | ゆうちょ銀行 振替貯金 一般 | ゆうちょ銀行 振替貯金(公) | 合計 |
|--------|-------------|------------|-----------|------------|-------------------|-------------------|-------------------|----|
| | 477,160,581 | 35,126,204 | 2,071,528 | 23,791,947 | 1,275,892 | 100,000 | 255,022 | |

| 区 分 | 前月からの繰越額 | 取 入 | | 支 出 | | 差引過不足額 | 一時繰替金 | 一時借入金 | 繰上充用 剰余金繰越・釣り銭 | 収支残高 | |
|----------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------------------------|----------------------------------|-------------------|-------------|-------------|
| | | 本月分 | 累 計 | 本月分 | 累 計 | | | | | | |
| 一般会計 | 221,639,409 | 847,446,094 | 7,804,492,391 | 865,424,634 | 9,214,831,522 | -1,410,339,131 | (125,000,000) 1,739,000,000 | (0) 0 | (0) 0 | 328,660,869 | |
| 特 別 会 計 | 国民健康保険事業特別会計 | 4,372,276 | 62,543,436 | 373,087,354 | 93,086,452 | 445,258,094 | -72,170,740 | (28,000,000) 74,000,000 | (0) 0 | (0) 0 | 1,829,260 |
| | 介護保険事業特別会計 | 508,298 | 25,766,330 | 392,252,784 | 54,078,231 | 420,056,387 | -27,803,603 | (29,000,000) 29,000,000 | (0) 0 | (0) 0 | 1,196,397 |
| | 介護サービス事業特別会計 | 1,286,368 | 0 | 1,205 | 10,355,534 | 49,070,371 | -49,069,166 | (11,000,000) 51,000,000 | (0) 0 | (0) 0 | 1,930,834 |
| | 後期高齢者医療特別会計 | 2,868,465 | 21,955,700 | 78,044,382 | 23,269,693 | 76,489,910 | 1,554,472 | (7,000,000) 7,000,000 | (0) 0 | (0) 0 | 8,554,472 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | 小 計 | 9,035,407 | 110,265,466 | 843,385,725 | 180,789,910 | 990,874,762 | -147,489,037 | (75,000,000) 161,000,000 | (0) 0 | (0) 0 | 13,510,963 |
| | 歳 計 現 金 計 | 230,674,816 | 957,711,560 | 8,647,878,116 | 1,046,214,544 | 10,205,706,284 | -1,557,828,168 | (200,000,000) 1,900,000,000 | (0) 0 | (0) 0 | 342,171,832 |
| 歳 計 外 現 金 等 | 歳入歳出外会計 | 256,004,757 | 96,663,751 | 1,100,526,011 | 155,059,166 | 902,916,669 | 197,609,342 | (0) 0 | (0) 0 | (0) 0 | 197,609,342 |
| | 基金会計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | (0) 0 | (0) 0 | (0) 0 | 0 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 歳 計 外 現 金 等 計 | 256,004,757 | 96,663,751 | 1,100,526,011 | 155,059,166 | 902,916,669 | 197,609,342 | (0) 0 | (0) 0 | (0) 0 | 197,609,342 | |
| 合 計 | 486,679,573 | 1,054,375,311 | 9,748,404,127 | 1,201,273,710 | 11,108,622,953 | -1,360,218,826 | (200,000,000) 1,900,000,000 | (0) 0 | (0) 0 | 539,781,174 | |

(注) 1. ()内は、本月分の一時繰替金、一時借入金、繰上充用金、剰余金繰越金、釣り銭を示す。

厚真町出納検査報告書

令和7年度

1月分

令和 8年 1月 30日現在
令和 8年 2月 25日執行

各会計収支状況

| 会計区分 | 年度 | 一般会計 | 国保会計 | 後期会計 | 介護保険会計 | 介護サービス会計 | 歳入歳出外現金 | 合計 |
|-------|----|----------------|-------------|------------|-------------|-------------|---------------|----------------|
| 歳入総括 | 7 | 8,171,298,710 | 406,368,962 | 86,870,382 | 435,024,224 | 1,205 | 1,150,809,534 | 10,250,373,017 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 8,171,298,710 | 406,368,962 | 86,870,382 | 435,024,224 | 1,205 | 1,150,809,534 | 10,250,373,017 |
| 歳出総括 | 7 | 9,696,673,156 | 473,636,922 | 83,890,774 | 467,194,630 | 49,247,389 | 944,910,616 | 11,715,553,487 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 9,696,673,156 | 473,636,922 | 83,890,774 | 467,194,630 | 49,247,389 | 944,910,616 | 11,715,553,487 |
| 差引残額 | 7 | -1,525,374,446 | -67,267,960 | 2,979,608 | -32,170,406 | -49,246,184 | 205,898,918 | -1,465,180,470 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | -1,525,374,446 | -67,267,960 | 2,979,608 | -32,170,406 | -49,246,184 | 205,898,918 | -1,465,180,470 |
| 一時借入金 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 基金繰替金 | 7 | 2,300,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,300,000,000 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一時繰替金 | 7 | -166,000,000 | 74,000,000 | 7,000,000 | 34,000,000 | 51,000,000 | 0 | 0 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 現在出納額 | 7 | 608,625,554 | 6,732,040 | 9,979,608 | 1,829,594 | 1,753,816 | 205,898,918 | 834,819,530 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 608,625,554 | 6,732,040 | 9,979,608 | 1,829,594 | 1,753,816 | 205,898,918 | 834,819,530 |

| 資金保管状況 | 苫信普通預金 | 道銀預金 | 農協貯金 | 漁協貯金 | ゆうちょ銀行 振替貯金 (公) | ゆうちょ銀行 振替貯金 一般 | ゆうちょ銀行 振替貯金 (公) | 合計 |
|--------|-------------|------------|-----------|---------|--------------------|-------------------|--------------------|----|
| | 783,760,873 | 38,073,783 | 9,390,144 | 917,307 | 558,452 | 966,659 | 1,152,312 | |

| 区 分 | 前月からの繰越額 | 取 入 | | 支 出 | | 差引過不足額 | 一時繰替金 | 一時借入金 | 繰上充用 剰余金繰越・釣り銭 | 収支残高 | |
|----------------------------|--------------|-------------|----------------|---------------|----------------|----------------|----------------------------------|----------------------------------|-------------------|-------------|-------------|
| | | 本月分 | 累 計 | 本月分 | 累 計 | | | | | | |
| 一般会計 | 328,660,869 | 366,806,319 | 8,171,298,710 | 481,841,634 | 9,696,673,156 | -1,525,374,446 | (395,000,000) 2,134,000,000 | (0) 0 | (0) 0 | 608,625,554 | |
| 特 別 会 計 | 国民健康保険事業特別会計 | 1,829,260 | 33,281,608 | 406,368,962 | 28,378,828 | 473,636,922 | (0) 74,000,000 | (0) 0 | (0) 0 | 6,732,040 | |
| | 介護保険事業特別会計 | 1,196,397 | 42,771,440 | 435,024,224 | 47,138,243 | 467,194,630 | (5,000,000) 34,000,000 | (0) 0 | (0) 0 | 1,829,594 | |
| | 介護サービス事業特別会計 | 1,930,834 | 0 | 1,205 | 177,018 | 49,247,389 | (0) 51,000,000 | (0) 0 | (0) 0 | 1,753,816 | |
| | 後期高齢者医療特別会計 | 8,554,472 | 8,826,000 | 86,870,382 | 7,400,864 | 83,890,774 | (0) 2,979,608 | (0) 7,000,000 | (0) 0 | 9,979,608 | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | 小 計 | 13,510,963 | 84,879,048 | 928,264,773 | 83,094,953 | 1,073,969,715 | -145,704,942 | (5,000,000) 166,000,000 | (0) 0 | (0) 0 | 20,295,058 |
| | 歳 計 現 金 計 | 342,171,832 | 451,685,367 | 9,099,563,483 | 564,936,587 | 10,770,642,871 | -1,671,079,388 | (400,000,000) 2,300,000,000 | (0) 0 | (0) 0 | 628,920,612 |
| 歳 計 外 現 金 等 | 歳入歳出外会計 | 197,609,342 | 50,283,523 | 1,150,809,534 | 41,993,947 | 944,910,616 | (0) 205,898,918 | (0) 0 | (0) 0 | 205,898,918 | |
| | 基金会計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | (0) 0 | (0) 0 | (0) 0 | 0 | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 歳 計 外 現 金 等 計 | 197,609,342 | 50,283,523 | 1,150,809,534 | 41,993,947 | 944,910,616 | 205,898,918 | (0) 0 | (0) 0 | (0) 0 | 205,898,918 | |
| 合 計 | 539,781,174 | 501,968,890 | 10,250,373,017 | 606,930,534 | 11,715,553,487 | -1,465,180,470 | (400,000,000) 2,300,000,000 | (0) 0 | (0) 0 | 834,819,530 | |

(注) 1. ()内は、本月分の一時的繰替金、一時借入金、繰上充用金、剰余金繰越金、釣り銭を示す。